

三股町都市計画マスタープラン

平成30年1月

目 次

序章 はじめに	1
1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨	1
2. 計画の役割と位置づけ.....	2
 第1章 三股町の現況	5
1. 町の概況・人口	5
2. 産業	17
3. 土地利用.....	23
4. 道路交通網.....	37
5. 都市施設.....	42
6. 町民のニーズ.....	50
 第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像	59
1. 都市計画・まちづくりの課題と方向性	59
2. 将来人口.....	61
3. 将来の都市像.....	62
 第3章 都市整備の方針	66
1. 土地利用の方針	67
2. 道路整備の方針	74
3. 公園緑地整備の方針	77
4. 河川・下水道整備の方針.....	80
5. 上水道整備の方針	82
6. 住宅供給の方針	83
7. 公共施設の活用の方針.....	84

8. 景観形成・自然環境保全の方針	87
9. 都市防災の方針	90

第4章 地域ごとの取り組み等..... 94

1. 各地域の特徴と重点的な取り組み	94
2. わがまちみまたのまちづくりの実現に向けて	103

資料編

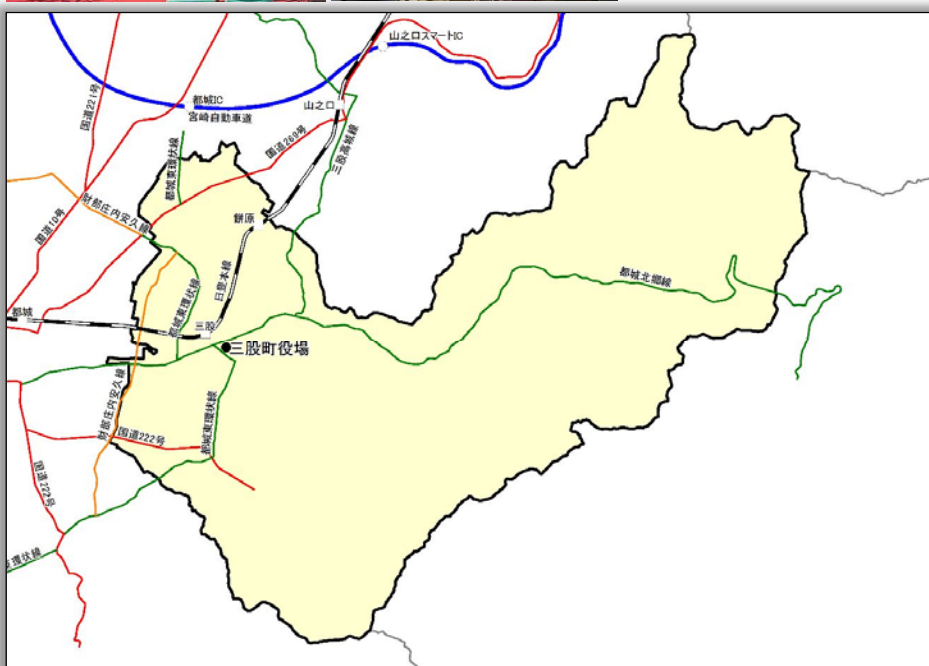
序章 はじめに

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨

都城広域都市計画区域内に位置する三股町は、豊かな自然と住みやすい住環境、地域に根差した多彩な産業を有し、これまで人口の増加を続け、発展してきました。特に住みやすさでの支持は高く、その理由は「自然環境がよい」「自然災害が少ない」「買い物に便利」といった点が挙げられています。（町民アンケート H26.8 実施）

現在では上記のようなことを背景に、急速に人口増となっているエリアもあり、良好な住環境の維持・向上のためには、新たな土地利用の規制や都市施設の整備が重要となっている状況です。また、まちの根幹となる人口構成に大きな変化（生産年齢人口が減少傾向にある一方で、高齢人口が増加傾向）が生じ始めていることや健全財政等にも配慮しながら、決定から相当年数経過している計画について時代にあった見直しが必要となっています。

本都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2（市町村は「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする）に基づき策定する計画であり、今後本町が都市計画事業や計画変更を行う際の土台としての役割を担います。



2. 計画の役割と位置づけ

2.1 都市計画マスタープランの目標年次と対象区域

本計画は、長期的な視点に立ったまちづくりの指針とするため、概ね20年後の平成49年（2037年）を目標年次とします。ただし、社会経済情勢の変化等により、計画内容に大幅な変更が生じる場合は、適宜見直しを行います。

また、本計画は都市計画区域に限らず、三股町全体で「三股らしい、魅力あふれるまち」を作っていくことを目標に定めるため、三股町全域を対象としています。

2.2 都市計画マスタープランの役割

①みんなが目指す「わがまちみまた」の将来像を示す役割

本計画では、町の現状や課題を整理し、「三股らしさ」「三股の魅力」を見出しながら、わたしたちが目指す「わがまちみまた」の将来像を描き出しています。本計画は、三股町におけるまちづくりの基本的な方針となるものです。

また、都市計画法に基づく都市計画決定（変更）についての方向性を示す役割も担います。

②まちづくりの土台となる役割

本計画には、三股町の様々な現況や将来推計などのデータが盛り込まれており、まちづくりを考える上で便利な資料集としても活用できるものです。

また、まちづくりの基本的な方針が示されているので、町民・事業者・行政が個別の計画や各種の事業計画を立案する際に、その土台となる役割も担います。

③まちづくりの考え方のかなめとなる役割

本計画を策定するに当たり、関連する様々な計画との整合を図るため、関係機関との協議を行いました。そして、本町のまちづくりにおいて各分野に共通する考え方を、次の三つのことばで整理しました。

「つづく」「つながる」「つみあげる」

わかりやすいことばでポイントを示すことで、こどもからおとなまで、それぞれの地域、それぞれの分野で、あらゆる取り組みが活発になることを期待し、「ひと」が主役のまちづくりを推進します。

2.3 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は三股町の「第五次三股町総合計画」、「第四次国土利用計画（三股町計画）」、宮崎県が策定している「都城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、町あるいは都城広域の関連計画との整合を図り定めます。

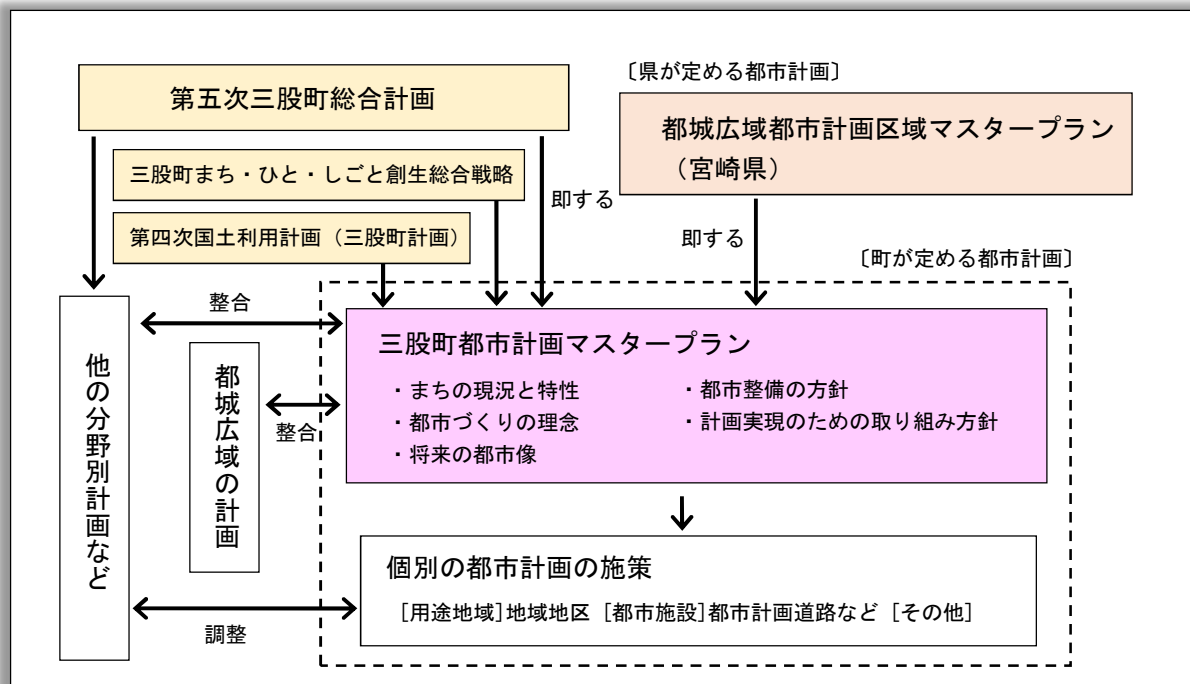


図-序-1 都市計画マスタープランの位置づけ

2.4 都市計画マスタープランの策定体制

本都市計画マスタープランは、庁内組織の作業部会と策定委員会を中心に、町民の意向を踏まえながら策定しています。

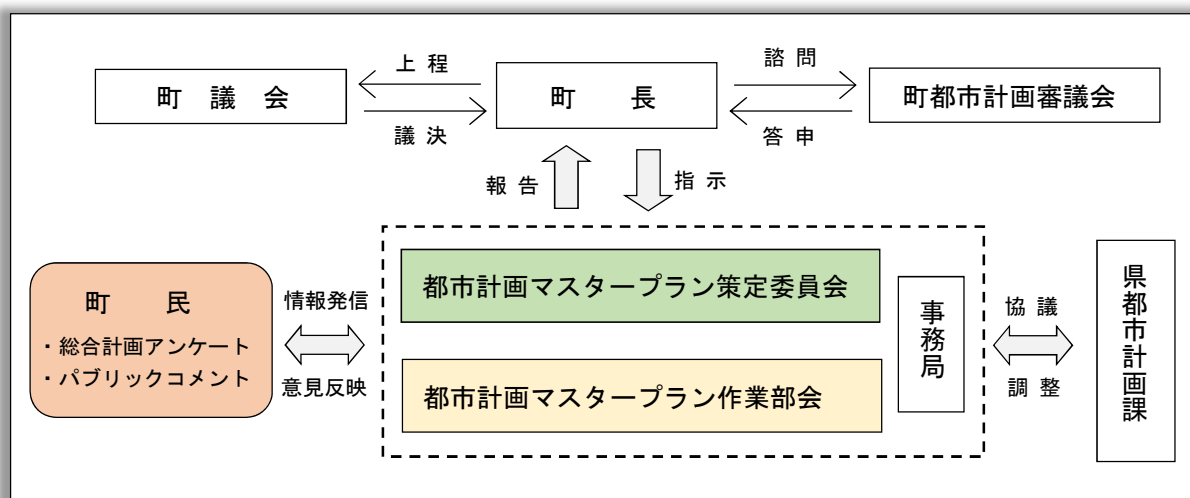


図-序-2 都市計画マスタープランの策定体制

2.5 都市計画マスタープランの構成

以下に、本都市計画マスタープランの構成を示します。本計画では、第1章で本町の現況や町民ニーズを踏まえて、つづく第2章で都市計画・まちづくりの課題の整理と、その課題を踏まえて『将来の都市像』を設定し、第3章において各分野別の方針を整理します。

最後に第4章で、設定した『将来の都市像』の実現に向けた、地域ごとの取り組み等を整理します。

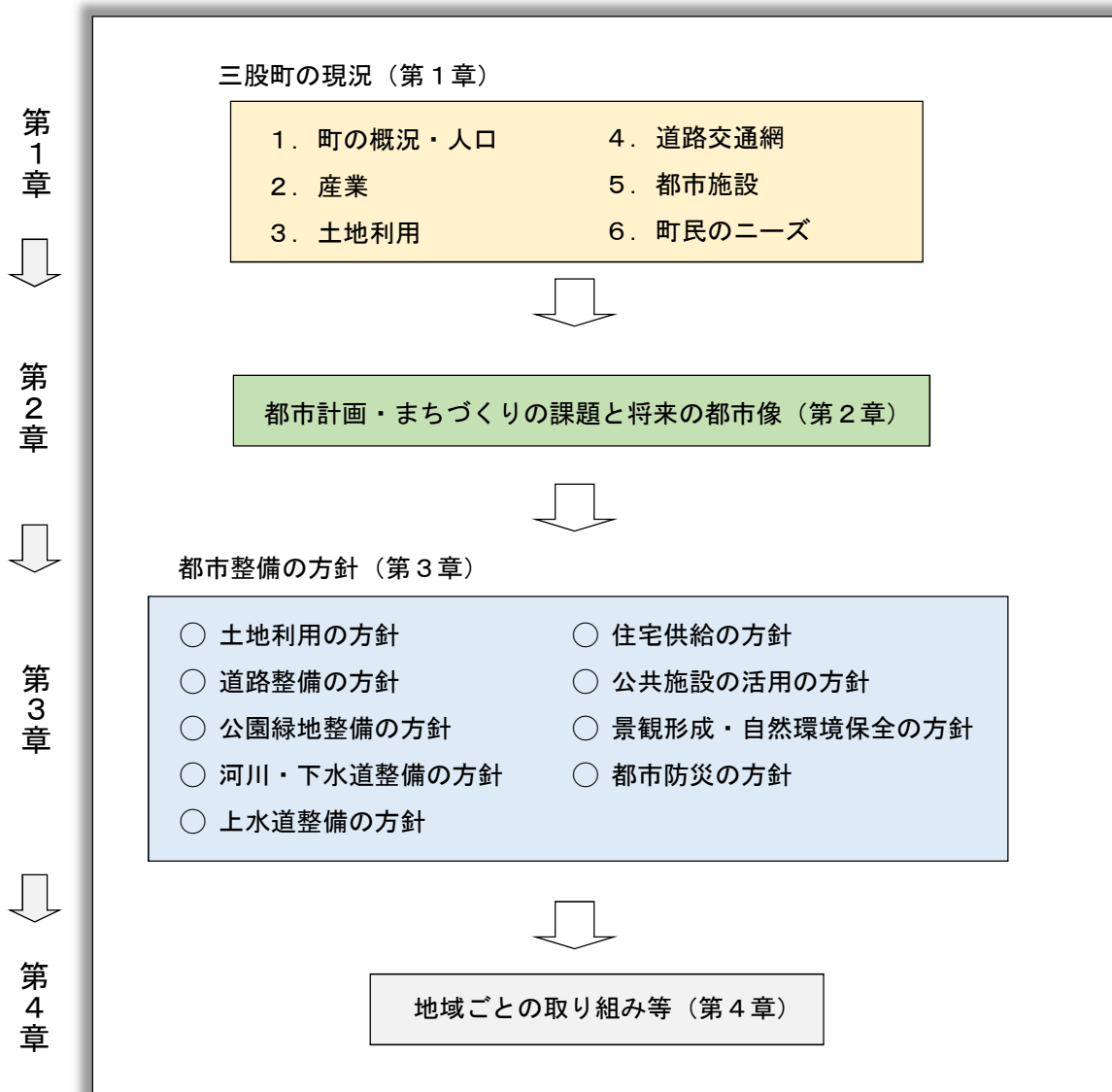


図-序-3 都市計画マスタープランの構成図

第1章 三股町の現況

1. 町の概況・人口

1.1 位置と地勢

- ・ 県内第2位の人口規模である都城市に隣接し同一の生活圏を形成している。
- ・ 道路ネットワークの形成により、アクセス性に恵まれた立地である。

本町は、宮崎県南西部に位置し、県内第2位の人口規模を誇る16万人都市の都城市に隣接しています。平成の大合併で周辺自治体が広域な都市へと姿を変えていくなか、本町は自主自立の道を選択し、コンパクトなまとまりを持つまちの姿を維持しています。

面積は110.02k m²で、約70%が鰐塚山系の森林に囲まれています。まちの中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に田畑や住宅地が広がっています。市街化が進むまちの西部は、都城市の市街地と連なっており、都城盆地として同一の生活圏が形成されていることを物語っています。

交通インフラとしては、JR日豊本線がまちの中心を貫き、三股駅・餅原駅の2駅を有しています。また、宮崎自動車道の都城ICや山之口SICに近いことから、県央・県北だけでなく、九州主要都市へのアクセス性にも恵まれています。さらに、国県道等の一般道の整備も進んでおり、宮崎空港や宮崎港、油津港、志布志港などの物流拠点まで所要時間約1時間という道路ネットワークが形成されています。今後、都城志布志道路や東九州自動車道の整備促進により、その交通利便性はますます高まることが期待されます。

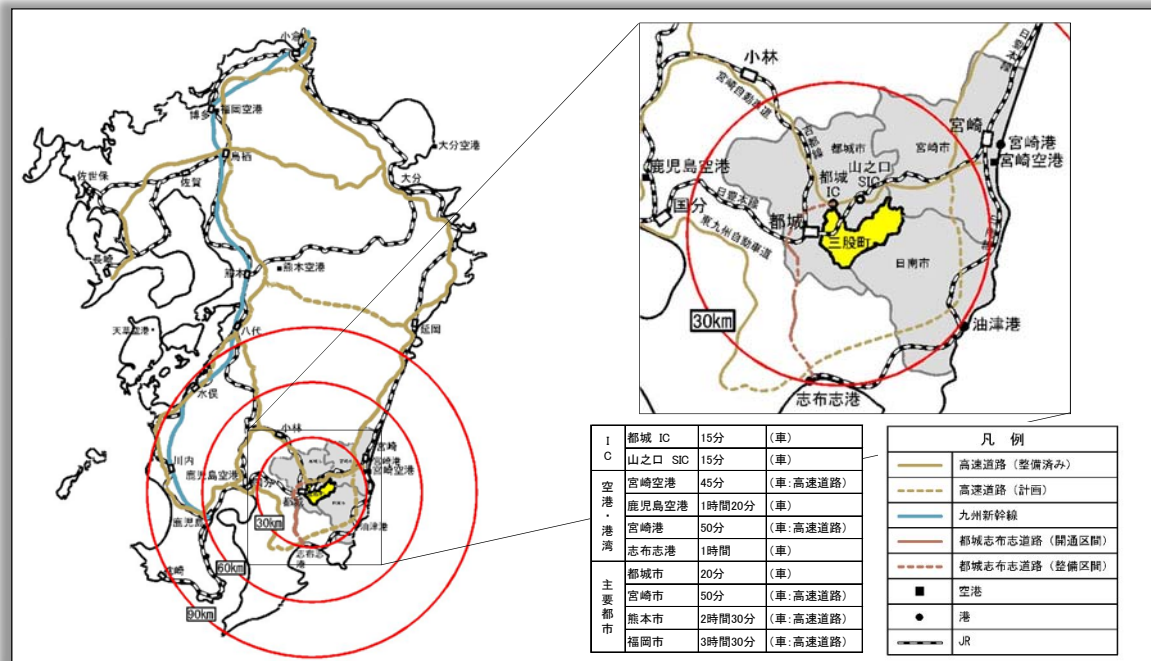


図-1-1 三股町の位置

1.2 人口等の推移

- ・人口は増加傾向が続いており、町の西側地域での人口の増加傾向が強い。
- ・まちの中心部と都城市に隣接する西部における人口密度が高い。
- ・自然動態、社会動態ともに増加傾向が続いている。

(1) 人口の推移

本町の人口は、平成22年24,800人、平成27年で25,404人（国勢調査結果）であり、宮崎県内でも珍しく、増加傾向が続いています。一方、世帯数は人口よりも増加傾向が強く、世帯人員は減少している傾向にあります。

人口の推移を都市計画区域・用途地域内外で確認すると、用途地域内は一貫して人口の増加が続いています。一方、用途地域外（都市計画区域内）は、平成17年まで人口が増加していたものの、平成17年から平成22年は減少に転じています。また、都市計画区域外は、平成12年から減少傾向に転じている状況です。

表-1-1 人口・世帯数の推移

(単位:人,世帯,人/世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	18,832	21,011	22,941	24,056	24,545	24,800	25,404
世帯数	5,911	6,837	7,988	8,565	9,061	9,503	9,967
世帯人員	3.2	3.1	2.9	2.8	2.7	2.6	2.5

出典:国勢調査

表-1-2 人口(都市計画区域・用途地域内外)の推移

(単位:人,%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	増減率 (H12→H22)
行政区域	18,832	21,011	22,941	24,056	24,545	24,800	3.1
都市計画区域	17,439	19,431	20,617	21,703	23,003	23,350	7.6
用途地域指定区域	11,819	12,927	13,697	14,193	14,404	15,741	10.9
用途地域指定外区域	5,620	6,504	6,920	7,510	8,599	7,609	1.3
都市計画区域外	1,393	1,580	2,324	2,353	1,542	1,450	-38.4

出典:宮崎県都市計画基礎調査調査 都城広域都市計画区域(三股町)

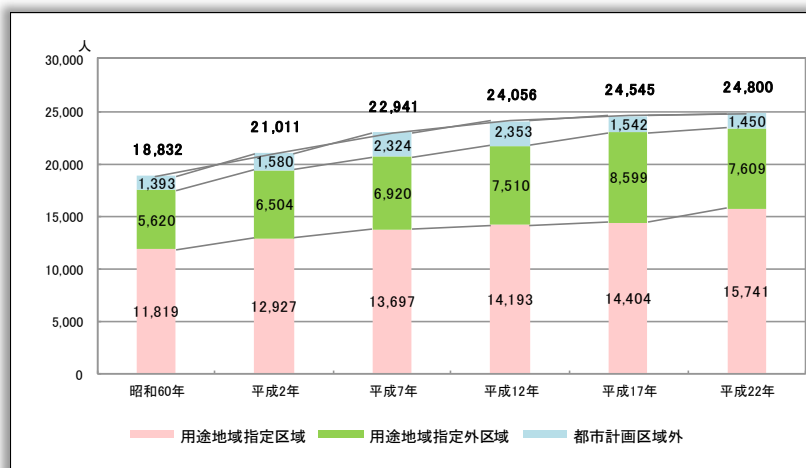


図-1-2 人口の推移

地域毎における過去20年間の人口の増減（H9→H29）を確認すると（本頁の上図）、特に町の西側地域（夢池・前目・三原、今市・花見原・中原・下新・稗田・西植木・東植木）において増加人数が多い他、町の中心地である仲町でも増加人数が多くなっています。

また、本頁の下図に示す増減率を確認すると、増減率が高いのが西部にある中原や北部の三原である一方で、町東部の大八重・大野・仮屋では減少傾向にあることが確認できます。

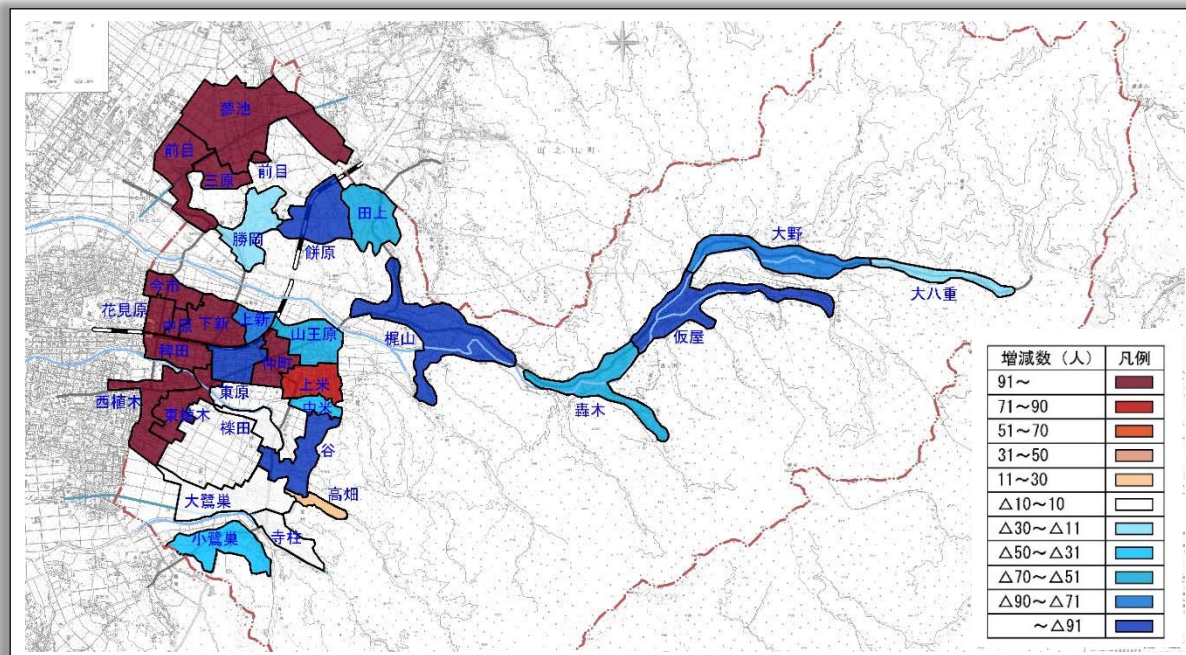


図-1-3 人口増減数(H9→H29)

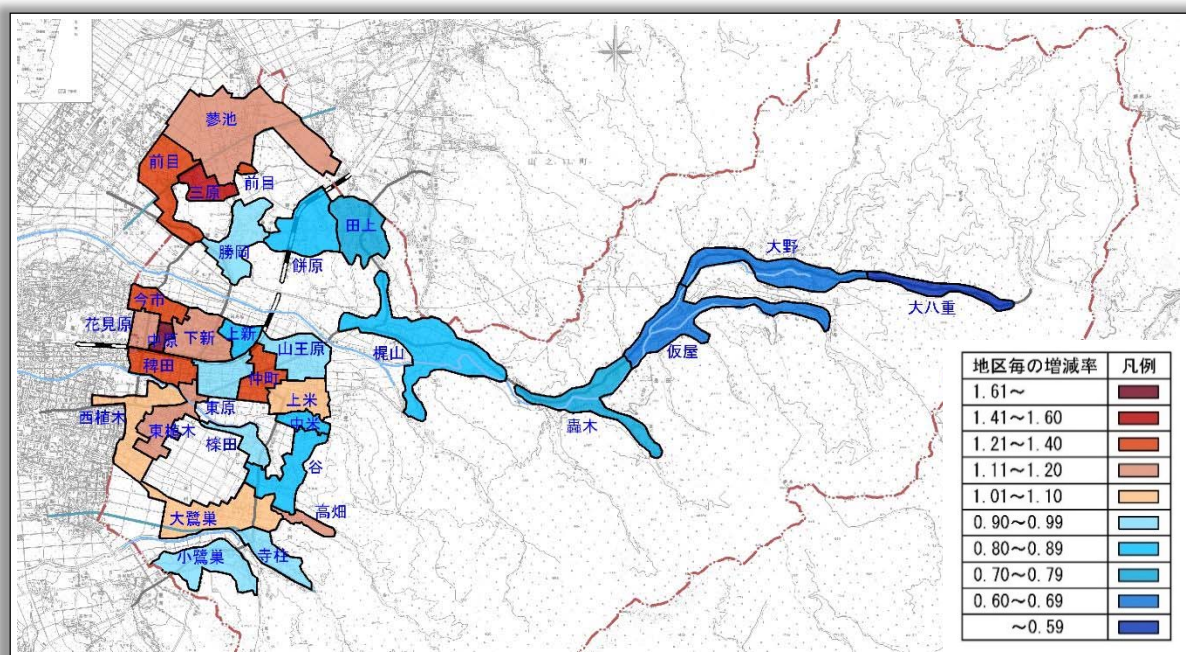


図-1-4 人口増減率(H9→H29)

(2) 人口密度

人口密度については、用途地域内の人口密度が年々増加しているのに対して、用途地域外（都市計画区域内）はほぼ横ばいであることから、概ね用途地域内への人口集積が進展しているといえます。

図-1-6 で人口密度の状況を確認すると、特に町の西側の住居系用途地域での人口の集積がみられます。その一方で、用途地域外においても開発行為によって一定の人口集積がみられる状況が確認できます。

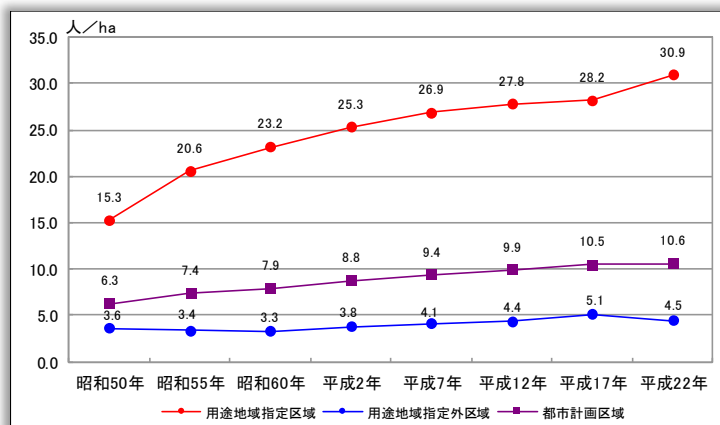


図-1-5 人口密度の推移

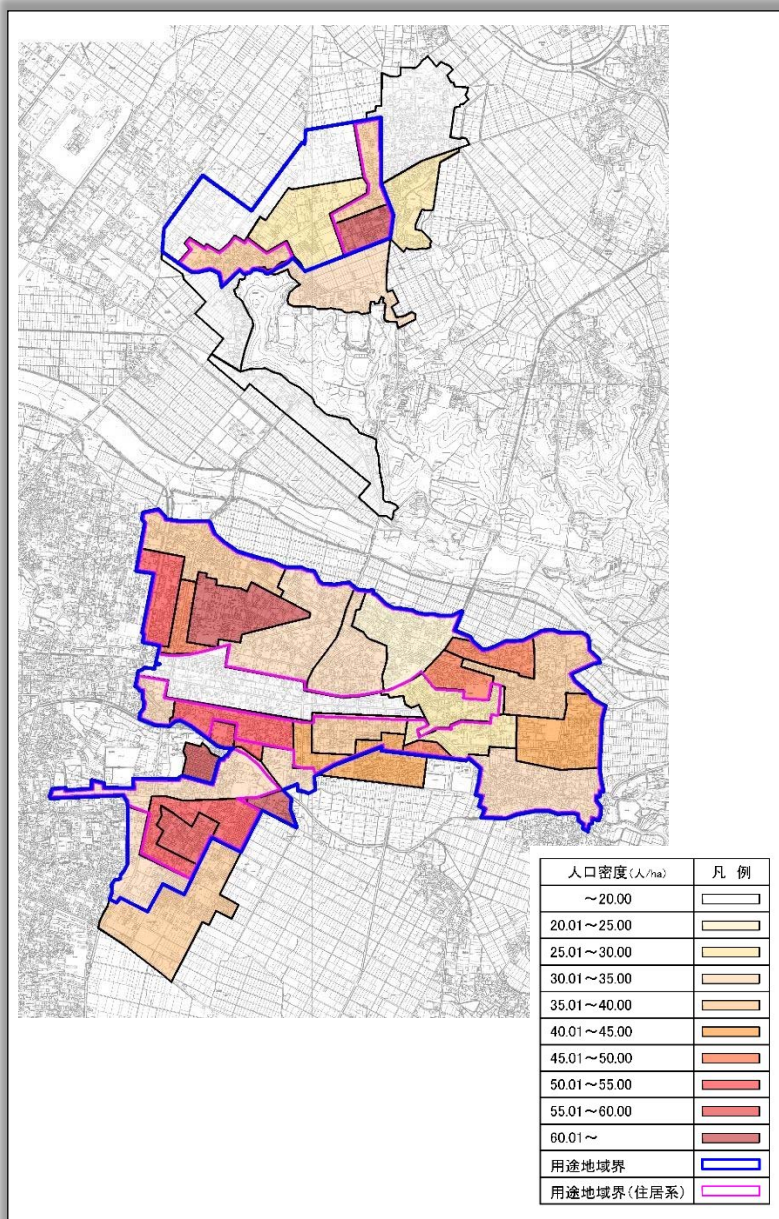


図-1-6 人口密度の現況図

(3) 人口動態（自然・社会増減）

住民基本台帳に基づく出生数は昭和55年(1980年)以降で見ると、平成15年(2003年)から平成20年(2008年)にかけて減少しましたが、平成21年(2009年)以降は回復し、年間約260人程度とほぼ横ばいで推移しています。また、同じ時期の死亡数は、年間約130人で推移していましたが、近年は約240人へ増加しており、自然増減としては、年によってマイナスはあるものの自然増で推移してきました。

社会動態については、昭和55年(1980年)以降、転入が転出を上回っており、社会増の傾向になっています。

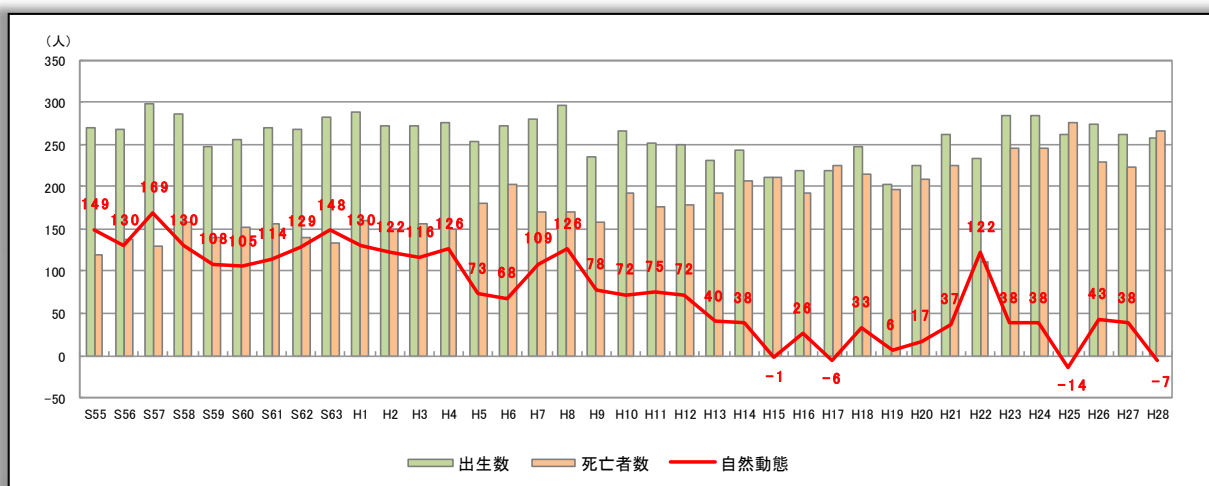


図-1-7 自然動態の推移

出典:住民基本台帳

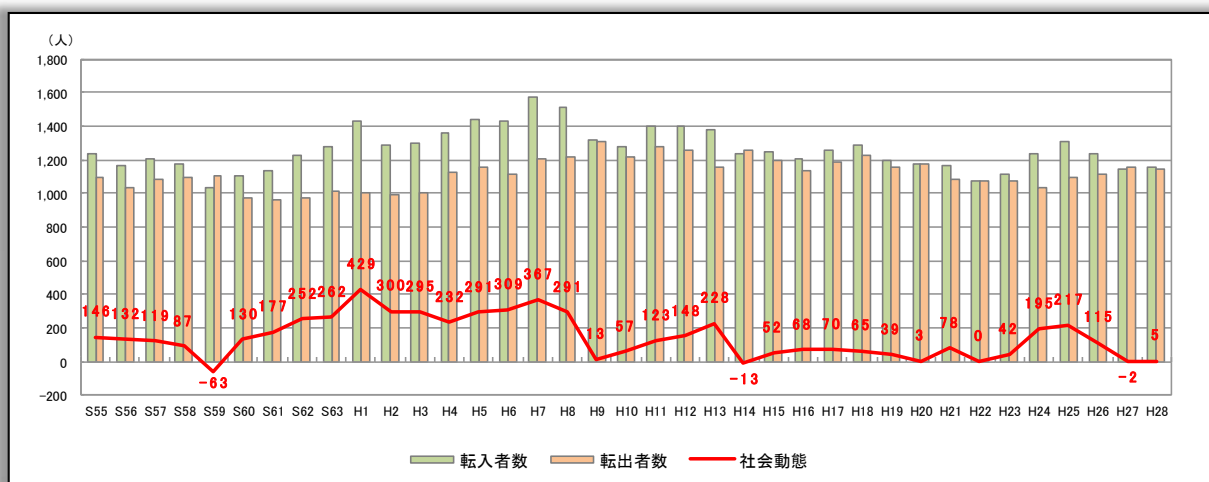


図-1-8 社会動態の推移

出典:住民基本台帳

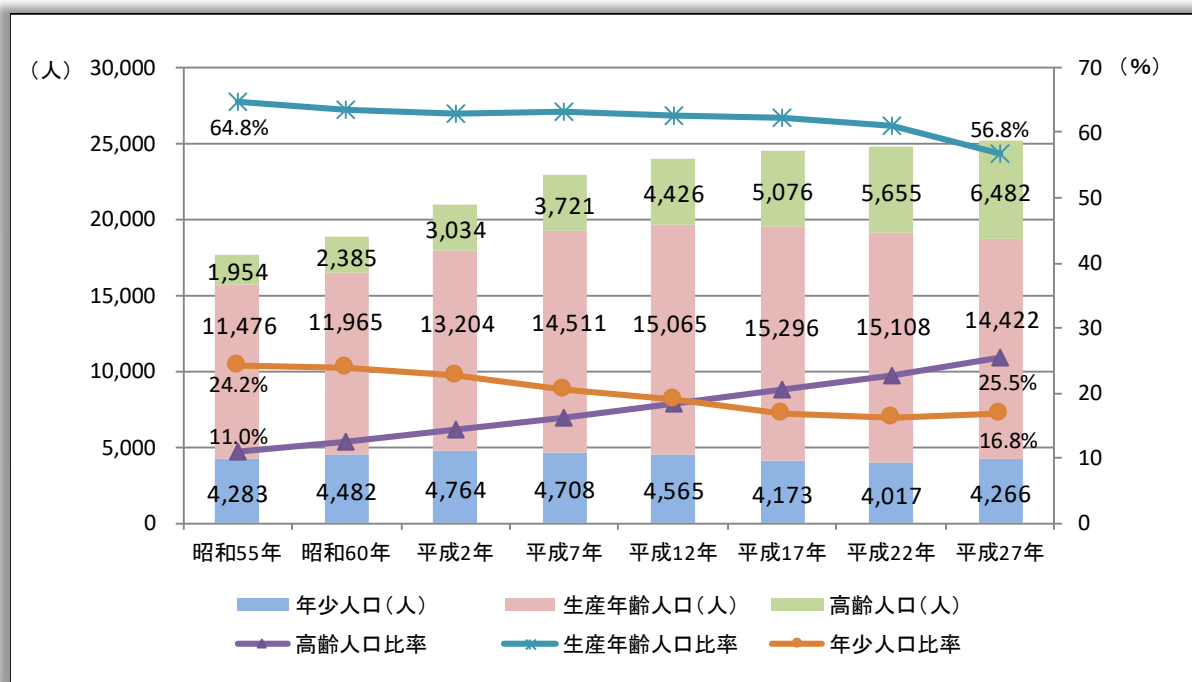
1.3 年齢別人口

- ・年少人口、生産年齢人口は減少傾向、高齢人口は増加傾向にある。
- ・今後も少子高齢化が進行することが予想される。

本町の階層別人口は、平成27年現在、年少人口（0歳～14歳）4,266人、生産年齢人口（15歳～64歳）14,422人、高齢人口（65歳以上）6,482人となっており（分類不明234人）、生産年齢人口は減少傾向、高齢人口は増加傾向になっております。また年少人口は平成22年から平成27年でやや回復がみられるものの、俯瞰的にみると平成2年をピークに減少傾向にあります。

図-1-10～図-1-12で、エリア別の人口比率を確認すると、町の西側や三原地域において年少人口比率が高い一方で、高齢人口比率は町の東側で高い傾向が確認できます。また、生産年齢人口比率については、町の南側（用途地域外の植木や文化会館の西側）で高い状況になっています。

このような状況を踏まえると、本町の総人口は増加傾向にありますが、今後も少子高齢化は進行していくことが予想されます。



出典: 国勢調査

図-1-9 3階層別人口の推移

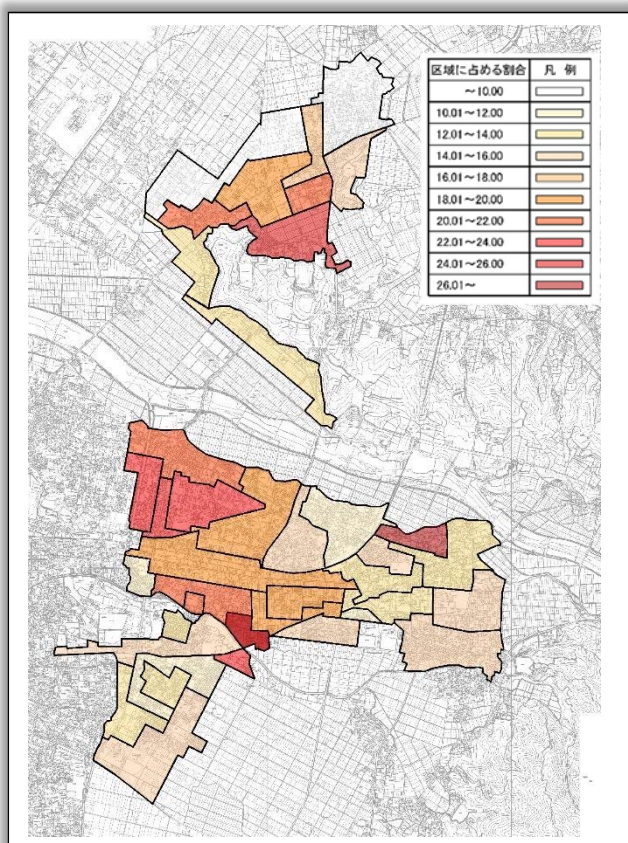


図-1-10 年少人口比率

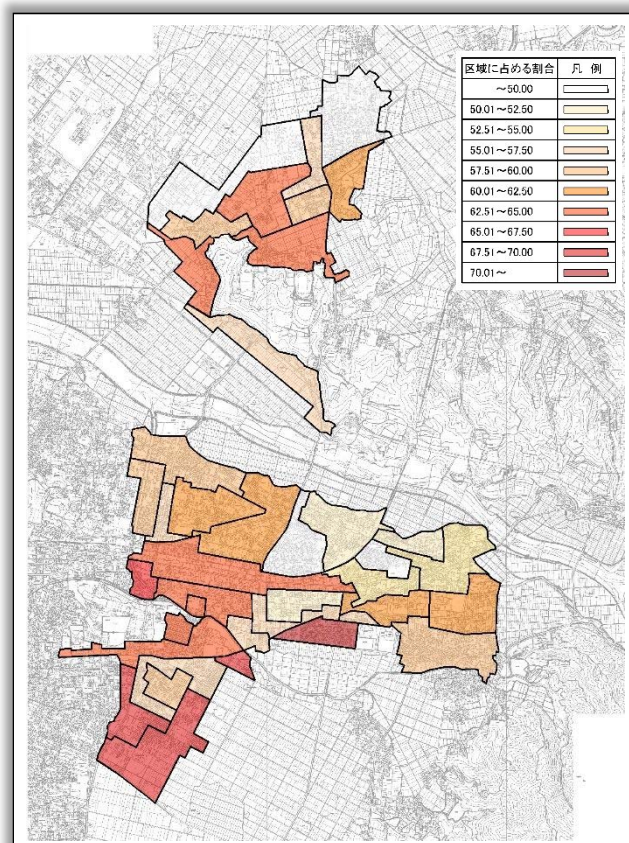


図-1-11 生産年齢比率

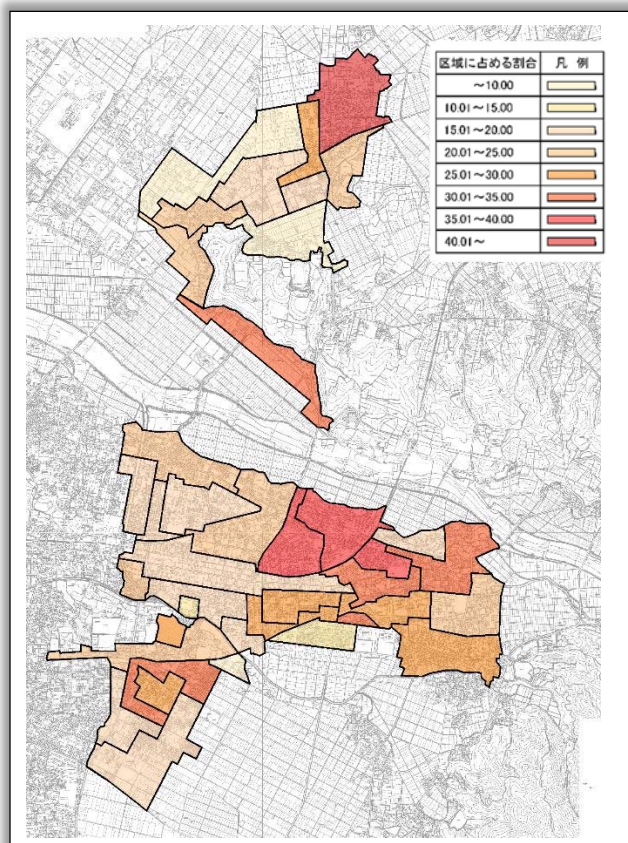


図-1-12 高齢人口比率

第1章 三股町の現況

また、宮崎県内において本町と人口規模が近い市町村（人口 15,000 人～30,000 人）と高齢人口比率と年少人口比率を比較すると、高齢人口は低い率を推移しており、年少人口は高い率を推移していることがわかります。

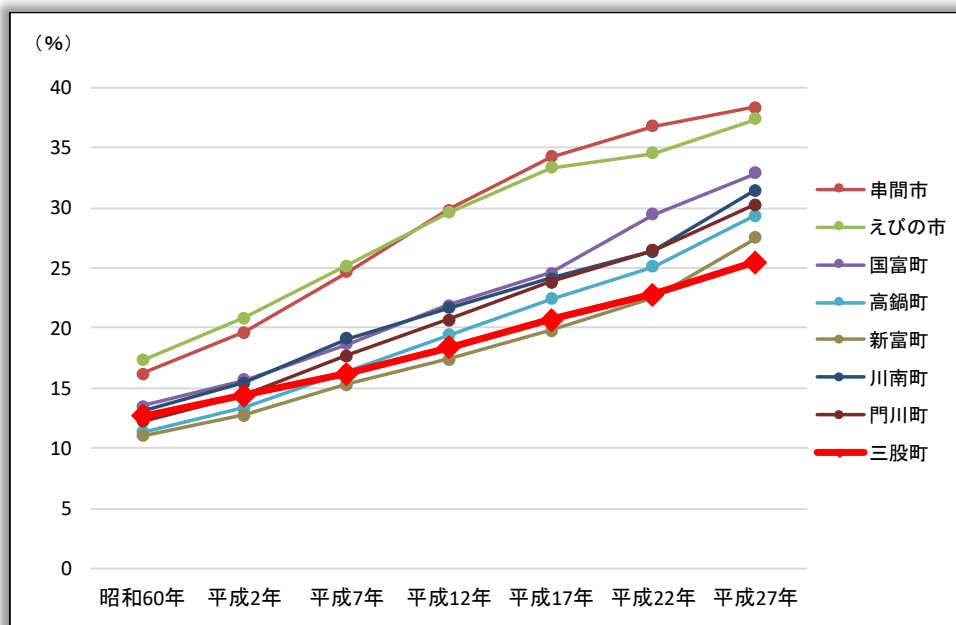


図-1-13 高齢人口比率の比較(県内市町村との比較)

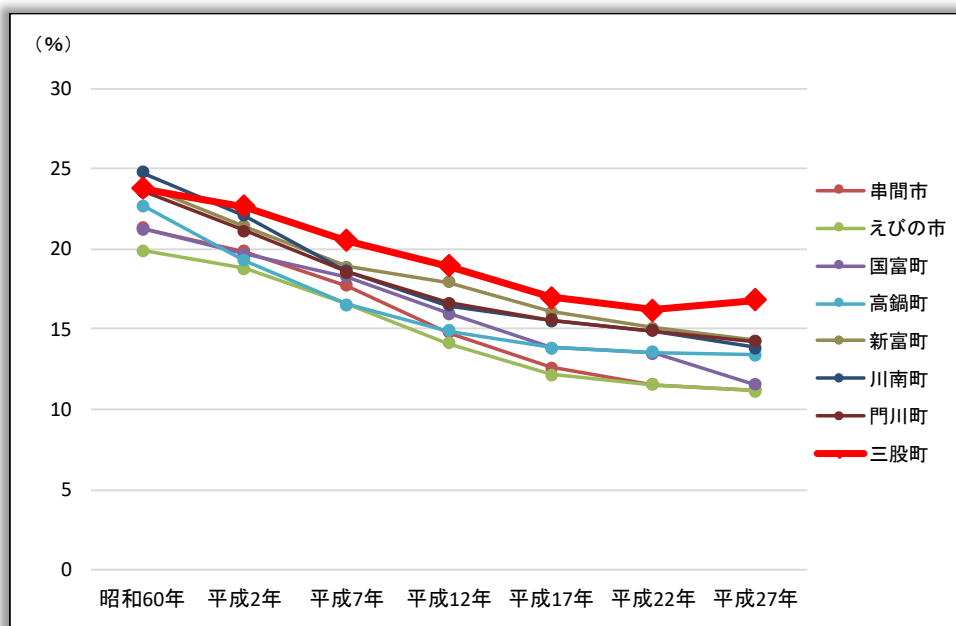


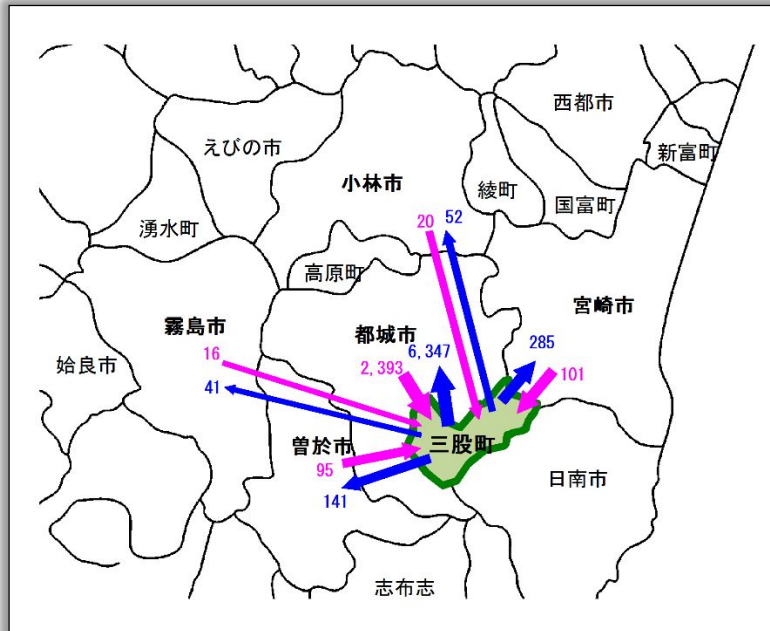
図-1-14 年少人口比率の比較(県内市町村との比較)

1.4 通勤状況からみた都市の性格

- ・流出人口 7,125 人、流入人口 2,692 人の流出超過にある。
- ・周辺市町村では、都城市との結びつきが非常に強い。
- ・三股町の都市性格は「住機能型」に分類される。

本町における通勤の状況を見ると平成 22 年現在、流出人口 7,125 人、流入人口 2,692 人であり、流出超過になっています。

流出先・流入先で最も多いのは都城市であり、2 番目に多い宮崎市との差は大きいものがあります。このように、本町は都城市と密接な関係にあります。



出典：宮崎県都市計画基礎調査調書 都城広域都市計画区域(三股町)

図-1-15 通勤による流出・流入状況

表-1-3 流出・流入人口

(単位：人，%)

	常住地 による 就業者数	流出		従業地 による 就業者数	流入		就業者 比率 (従／常)
		就業者数	流出率		就業者数	流入率	
平成12年	11,309	6,222	55.0	7,629	2,542	33.3	67.5
平成17年	11,722	6,847	58.4	7,622	2,747	36.0	65.0
平成22年	11,727	7,125	60.8	7,372	2,692	36.5	62.9

表-1-4 流出状況(就業者)

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数	市町村名	流出者数
平成12年	都城市	5,058	高城町	241	宮崎市	220	山之口町	147	山田町	76
平成17年	都城市	5,573	高城町	270	宮崎市	224	山之口町	179	山田町	76
平成22年	都城市	6,347	宮崎市	285	曾於市	141	小林市	52	霧島市	41

表-1-5 流入状況(就業者)

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数	市町村名	流入者数
平成12年	都城市	1,670	山之口町	243	高城町	207	高崎町	86	山田町	83
平成17年	都城市	1,860	山之口町	220	高城町	205	山田町	79	高崎町	74
平成22年	都城市	2,393	宮崎市	101	曾於市	95	小林市	20	霧島市	16

第1章 三股町の現況

また本町は、平成 22 年現在、県平均と比較して昼夜間人口・自町内就業率ともに低い状況にあり、都市性格指標としては、「住機能型」に分類されます。前頁の通勤状況より、都城広域の市町として、都城市のベッドタウンとしての機能を担っているといえます。

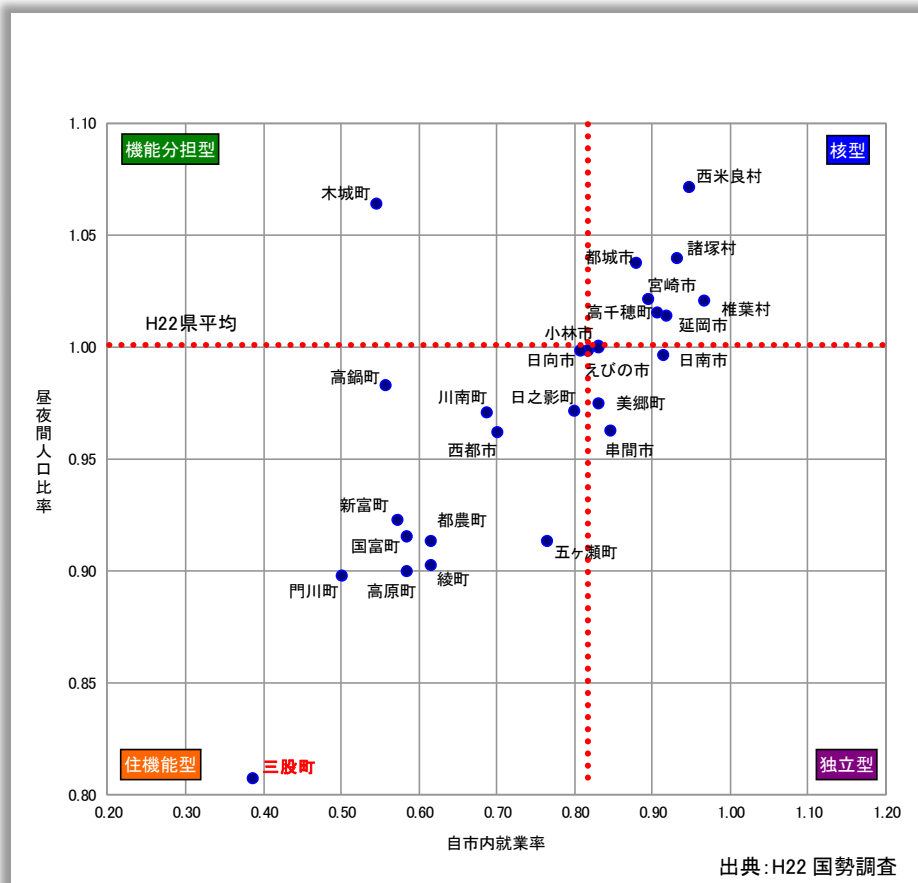


図-1-16 県内主要都市の自市町内就業率・昼夜間人口比率

※都市性格概要

核型：自市内で働く人が多く、就業・就学者を含めた昼間の人口が多い都市であり、生活圏における中心都市として機能

独立型：自市内で働く人が多いが、昼間の人口は多くない都市であり、1都市である程度独立した生活圏を形成

住機能型：自市内で働く人は少なく、夜間の人口が多い都市であり、周辺都市等のベッドタウンとして機能

機能分担型：自市内で働く人は少ないが、昼間の人口が多い都市であり、職等の機能に特化

1.5 年齢層別純社会移動数の推移

- ・年少期、現役期、熟年期・長寿期においては、概ね転入が転出を上回っている。
- ・社会的自立期においては、15～19歳・20～24歳で転出が大きくなっている。

右図は、年齢層による純社会移動（転入-転出）数を示したものです。具体的には、昭和60年（1985年）から平成22年（2010年）まで5年ごとの期間について、年齢別に純社会移動数の変化を示したものです。

年少期においては、ほぼ全ての期間において転入が上回っており、就学前から就学前後の子どもがいる世帯の転入が多いことを示しているといえます。

高校・大学などを卒業し、進学・就職する社会的自立期においては、15～19歳、20～24歳の転出が大きくなっています。一方、25～29歳の若者は転入超過にありますが、転入数は減少傾向にあります。

現役期については、昭和60年（1985年）から平成17年（2005年）までの期間では、すべての年齢層で転入が転出を上回っていましたが、平成17年（2005年）から平成22年（2010年）は45～49歳で転出が若干上回る結果となりました。

熟年期・長寿期については、ほぼ全ての年齢層で転入が転出を上回っています。

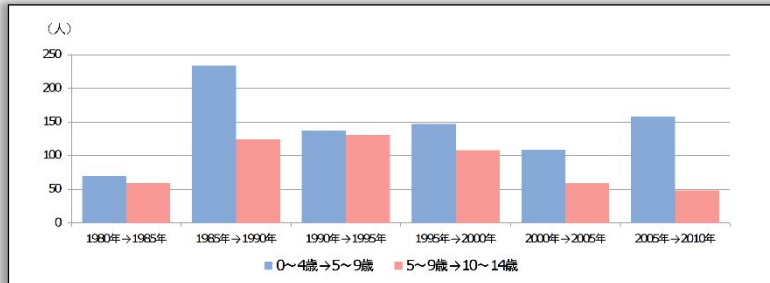


図-1-17 年少期 0～9歳→5～14歳の社会移動数の推移

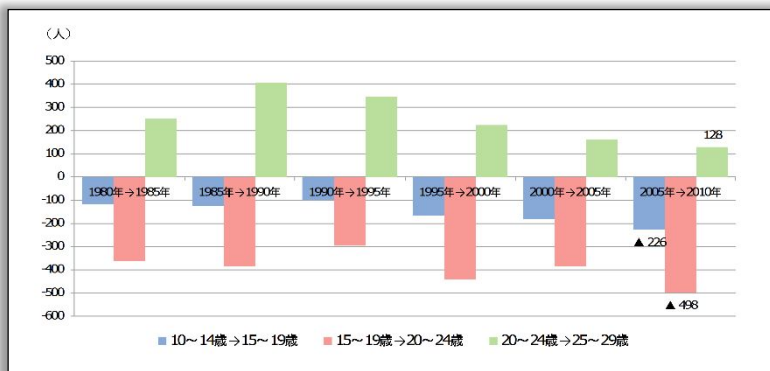


図-1-18 社会的自立期 10～24歳→15～29歳の社会移動数の推移

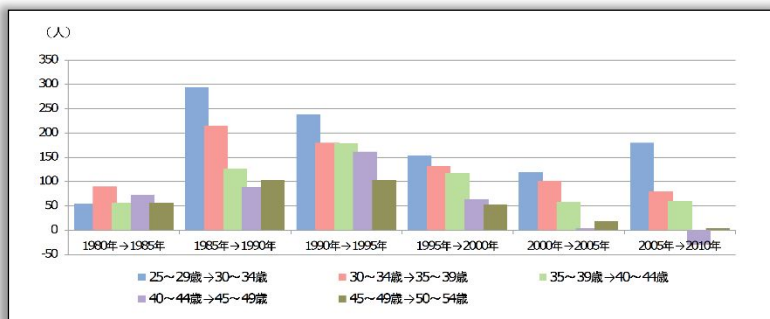


図-1-19 現役期 25～49歳→30～54歳の社会移動数の推移

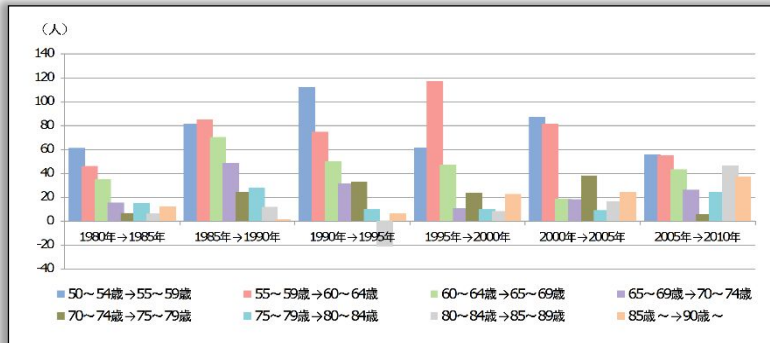


図-1-20 熟年期・長寿期 50～85歳→55～90歳の社会移動数の推移

出典：三股町まち・ひと・しごと創生 総合戦略



2. 産業

2.1 産業分類別人口

- ・第1次産業・第2次産業の就業者数が減少しているのに対して、第3次産業の就業者数が増加している。

産業別就業者人口の構成は、平成27年現在で第1次7.0%、第2次26.0%、第3次66.5%と第3次産業就業者の割合が最も高くなっています。県平均と比較すると第3次産業の割合はほぼ同じであるのに対して、第1次産業の割合は低く、第2次産業の割合は高くなっています。

平成12年から平成22年の就業者数の推移をみると、第1次産業と第2次産業は減少しているのに対して、第3次産業の就業者数は増加していることが確認できます。

表-1-7 産業別就業者数の推移

(単位:人, %)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	増減率 (H17→H27)	宮崎県 (平成27年)
第1次産業	就業者数	1,476	1,180	1,189	1,029	839	71%	56,021
	構成比	13.4	10.4	10.1	8.8	7.0		10.8
第2次産業	就業者数	3,525	3,448	3,273	3,026	3,099	95%	107,057
	構成比	32.0	30.5	27.9	25.8	26.0		20.6
第3次産業	就業者数	6,020	6,676	7,190	7,529	7,927	110%	345,159
	構成比	54.6	59.0	61.3	64.2	66.5		66.5
分類不能の産業	就業者数	1	5	70	143	62		10,973
	構成比	0.0	0.0	0.6	1.2	0.5		2.1
総数		11,022	11,309	11,722	11,727	11,927		519,210

出典:国勢調査

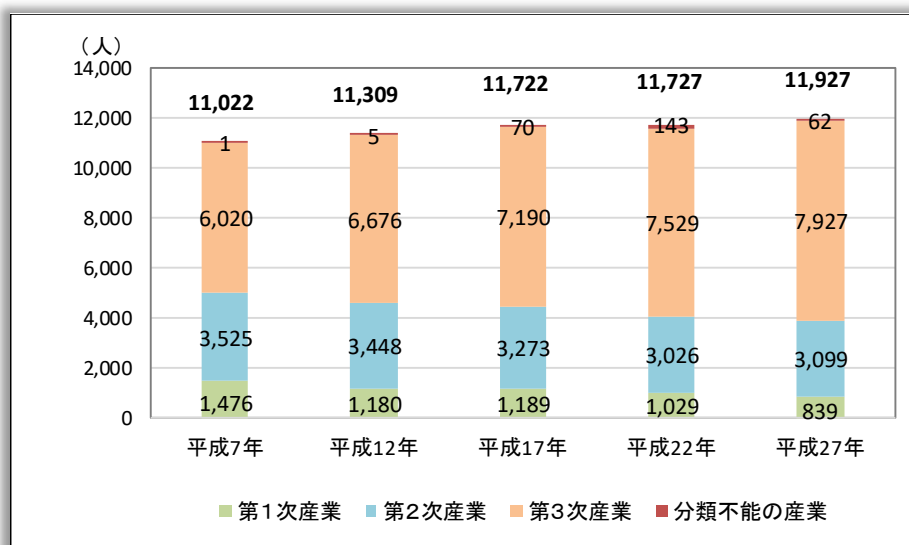


図-1-23 産業別就業者数の推移

出典:国勢調査

第1章 三股町の現況

詳細な産業別の就業状況では、「E 製造業」、「I 卸売業、小売業」、「P 医療、福祉」が大きな雇用を生み出しており、平成 17 年と平成 27 年の比較では「P 医療、福祉」が増加しています。

また就業者の 60 歳以上の比率が高いのは、「A 農業、林業（約 54%=(234 人+217 人)/832 人）」で、第 1 次産業の高齢化が確認できます。一方、29 歳以下では「G 情報通信業（約 26%=(2 人+17 人)/74 人）」、「M 宿泊業、飲食サービス業（約 23%=(26 人+76 人)/452 人）」、「Q 複合サービス事業（約 22%=(8 人+30 人)/173 人）」で高い割合を示しています。

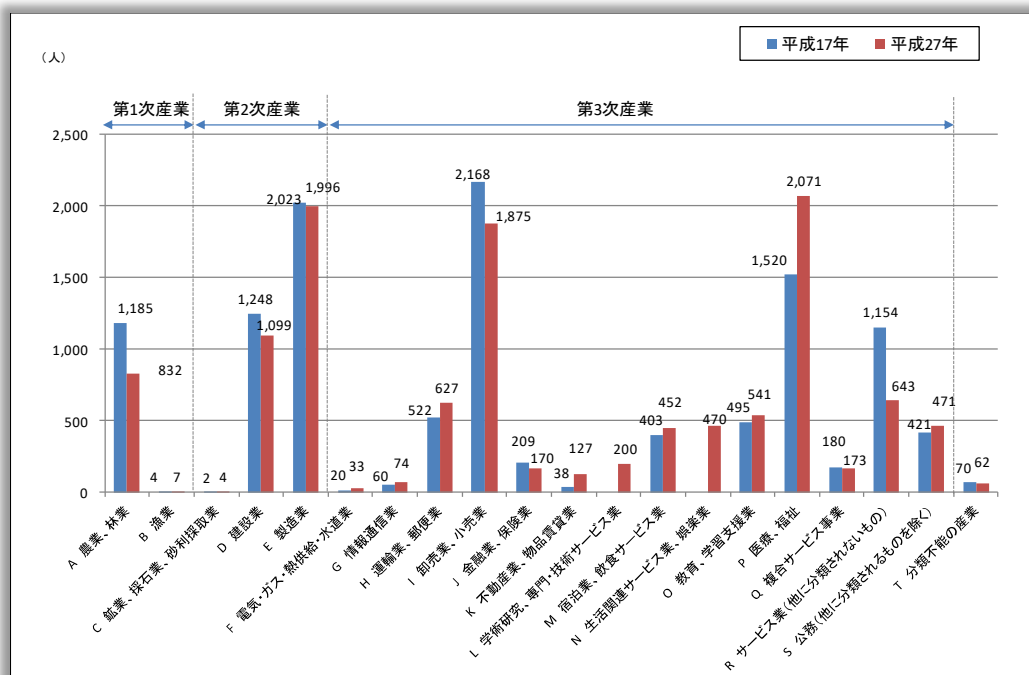


図-1-24 産業別就業人口(15歳以上)の推移

出典:国勢調査

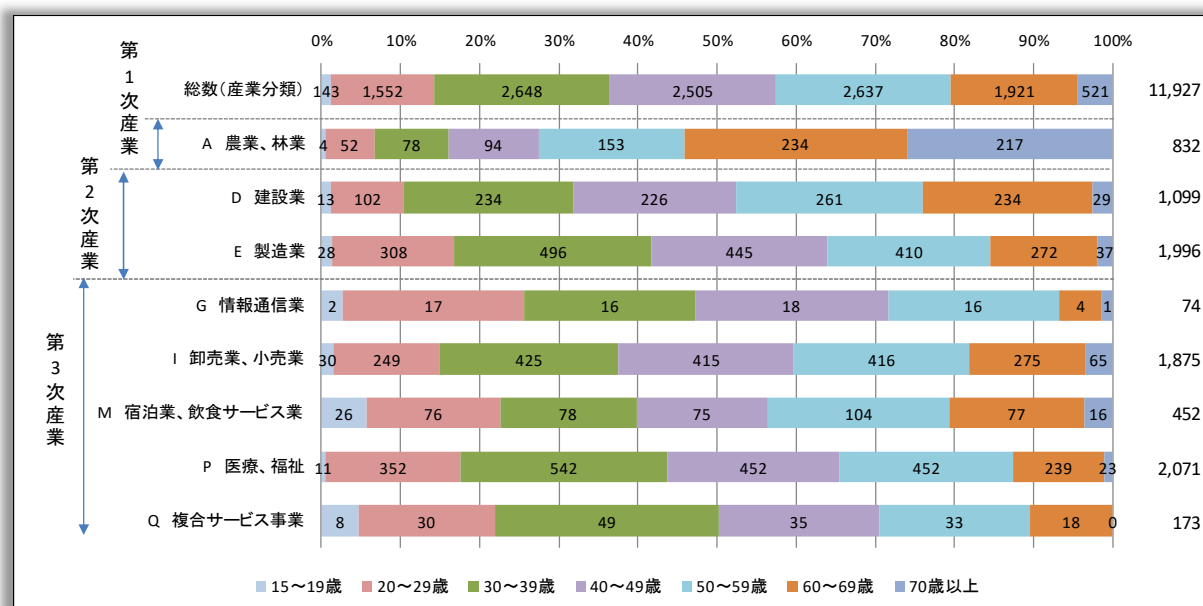


図-1-25 年齢階級別産業人口比率(平成27年)

出典:国勢調査

2.2 第1次産業の状況

- ・認定農業者を中心に経営規模が拡大しており、大型機械導入による効率化が図られている。
- ・後継者不足や条件が不利な農地の管理・活用が課題になっている。

(1) 農業の状況

平成17年と平成27年の総農家数・販売農家数・自給的農家を比較すると、農家数の減少率(72.68%)に比べて、面積は87.99%と減少率が小さいことが確認できます。これより、1戸あたりの農家面積が大きくなっている傾向が伺えます。この内、販売農家面積(下図)を確認すると、農家数の占める割合が大きい「0.3～1.0ha」規模で平成17年から平成27年の減少率が最も高い一方で、平成22年からは「10.0～20.0ha」規模の農家もみられるようになってい

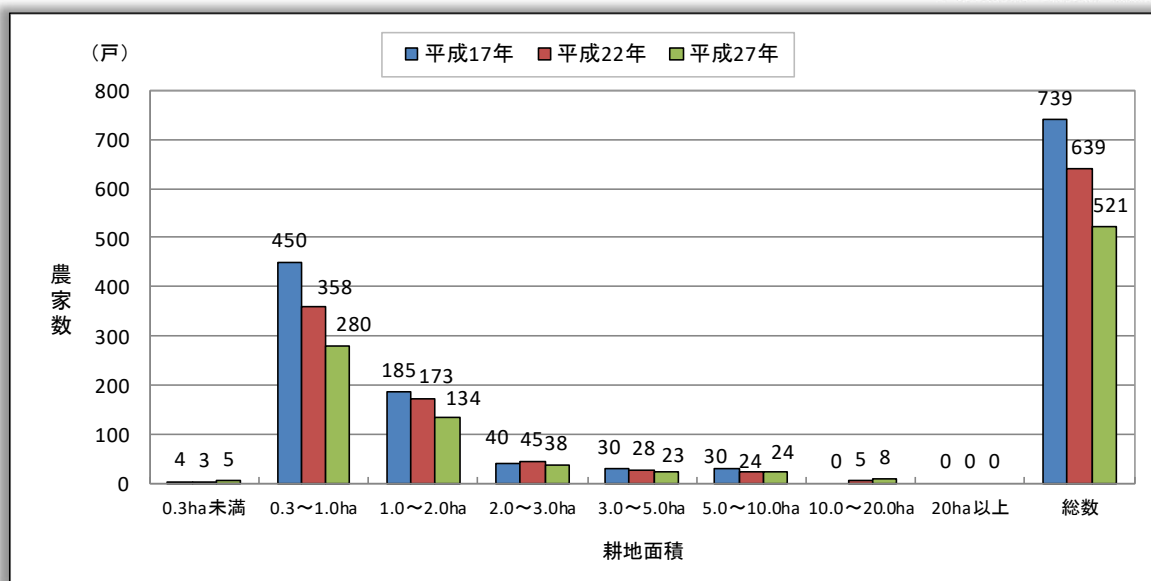
ます。
このように、認定農業者を中心に経営規模が拡大しており、大型機械の導入による効率化が図られてきています。一方、農家の高齢化や後継者不足、条件が不利な農地(大型機械が入りにくい農地や迫田など)の管理・活用が課題となっています。

表-1-8 総農家、販売農家、自給的農家別農家数及び経営耕地面積

(単位:戸、a)

	総農家		販売農家		自給的農家	
	農家数	面積	農家数	面積	農家数	面積
平成17年	1,241	999	739	907	502	92
平成22年	1,103	919	639	920	464	92
平成27年	902	879	521	813	381	66
変動率 (H17→H27)	72.68%	87.99%	70.50%	89.64%	75.90%	71.74%

出典:数字で見る三股町



出典:農林業センサス、数字で見る三股町

図-1-26 経営耕地面積規模別農家数(販売農家)



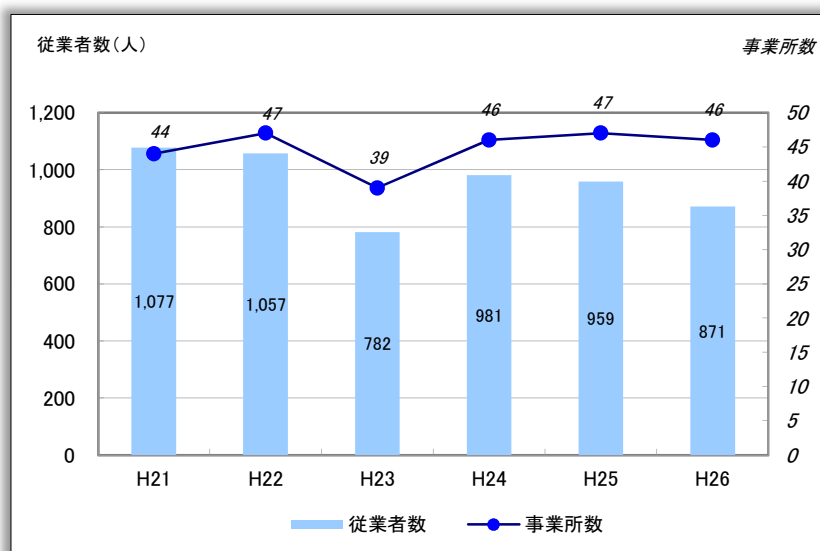
2.3 第2次・第3次産業の状況

- ・製造業：従業者数は減少傾向、事業所数・製造品出荷額はほぼ横ばいの状況です。
- ・商業：事業所数は減少傾向が大きく、従業者数と年間販売額はほぼ横ばいの状況です。

（1）製造品出荷額等及び事業所数の推移（従業者4人以上）

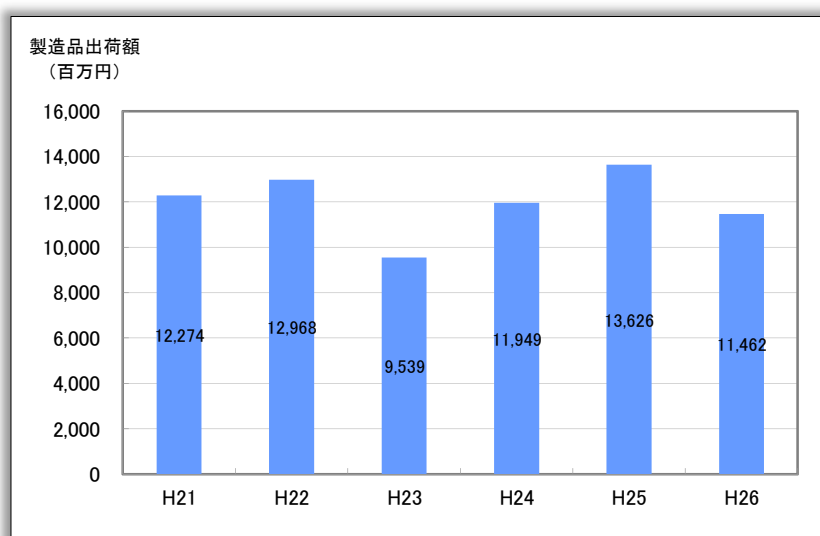
平成26年現在、事業所数46件、従業者数871人、製造品出荷額は115億円になっています。

経年的には、従業者数は概ね減少傾向にありますが、事業所数・製造品出荷額はほぼ横ばいにあります。地域経済の活性化のためにも、地場産業の振興と企業誘致の推進等が求められています。



出典：工業統計調査

図-1-27 事業所数、従業者数の推移(従業者数4人以上の製造業)



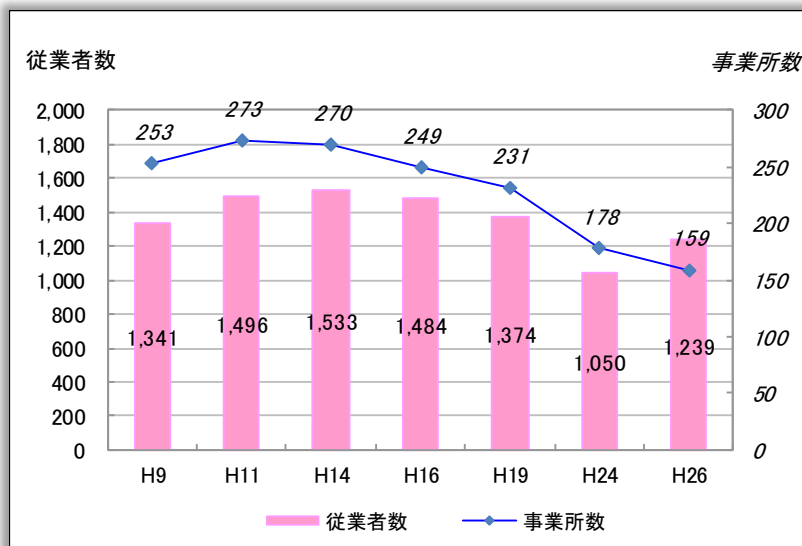
出典：工業統計調査

図-1-28 製造品出荷額の推移

(2) 年間販売額及び事業所数の推移

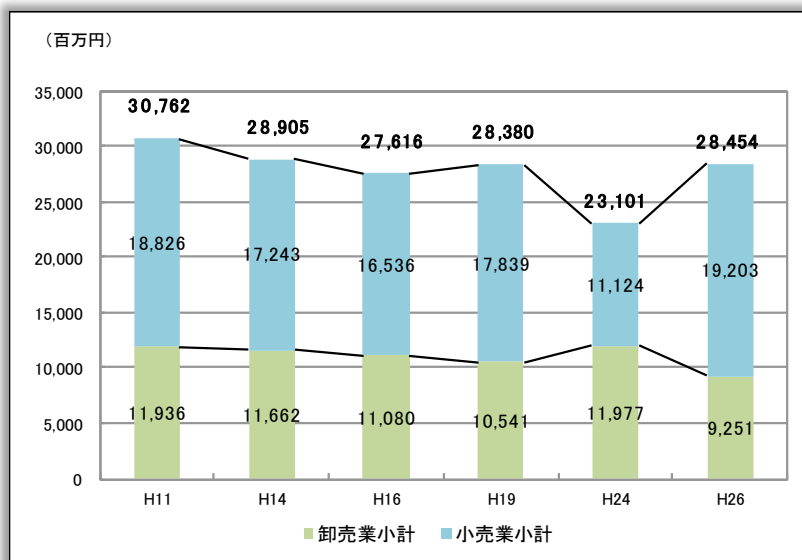
平成26年現在、事業所数159件、従業者数1,239人、年間販売額285億円になっています。

経年的には、事業所数の減少傾向が大きく、従業者数と年間販売額はやや減少傾向になっています。



出典:商業統計調査

図-1-29 事業所数、従業者数の推移(商業)



出典:商業統計調査

図-1-30 年間商品販売額の推移

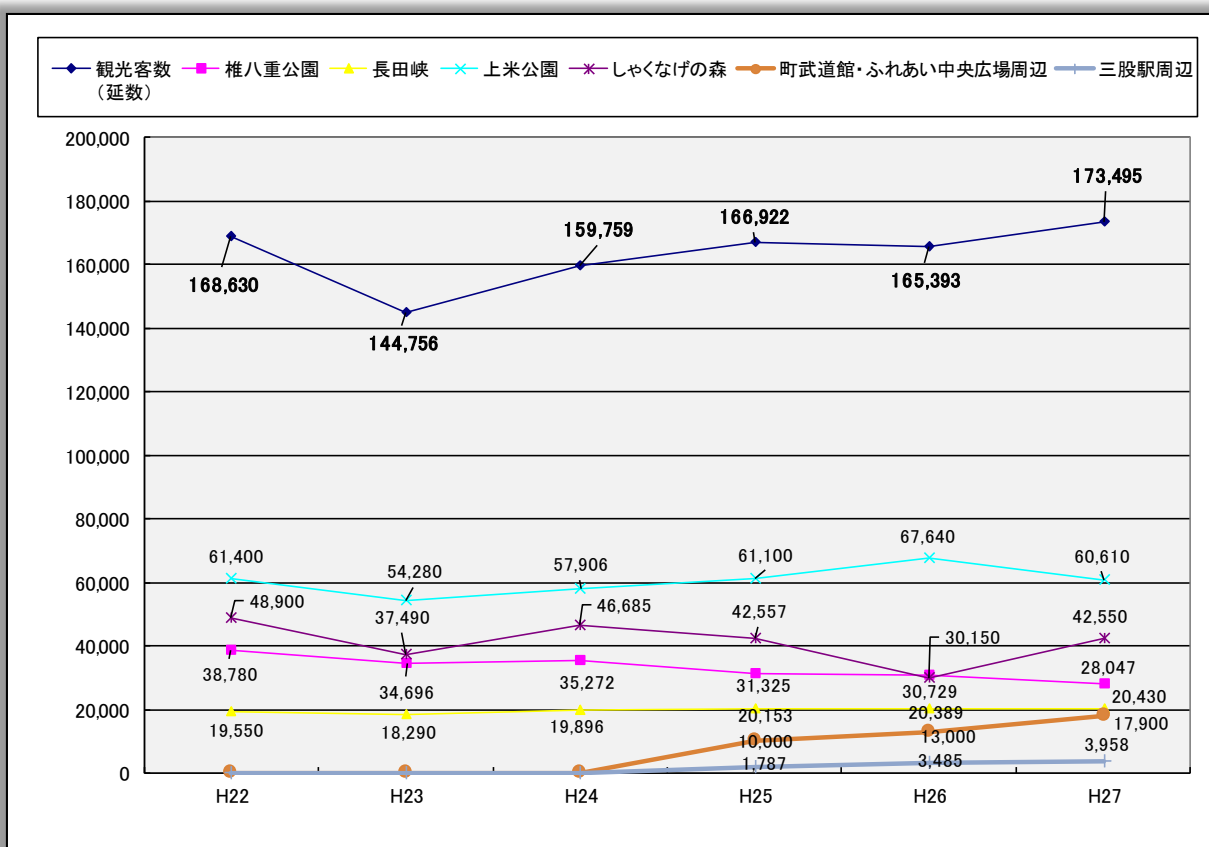
2.4 観光

- ・町全体の観光客数は、平成23年頃から増加傾向にある。
- ・近年では、町の中心部において交流人口を増やす新たなイベントが開催されている。

平成27年現在の観光客数は173,495人になっており、口蹄疫や新燃岳の噴火等による影響を受けた平成22年・23年頃からは、増加傾向にあります。

近年では、町の中心部において町内外からの交流人口を増やす新たなイベント（モノづくりフェア、みまたん霧島パノラマまらそん）をはじめ、三股駅周辺ではにぎわい創出のためのイベント（よかもん朝市、よかよか夜市、キャンドルナイトみまた）、町と観光協会が連携した祭り（早馬まつり、椎八重公園ツツジまつり、上米公園さくらまつり）等の開催、平成28年度からは外国人観光客を呼び込むためのインバウンド事業（外国語標記の観光案内板の設置、長田峡植栽整備、長田・梶山地域にカップオブジェの設置、多言語観光パンフレットの作成および物産品PR事業の展開等）を実施しており、新たな視点での観光客・交流人口が増えております。

一方で、個別の観光スポットの観光客数は、横ばいの状況です。



出典：観光動向調査

※町武道館・ふれあい中央広場周辺の数値は、モノづくりフェア、みまたん霧島パノラマまらそんを対象としています。
三股駅周辺の数値は、よかもん朝市、よかよか夜市、キャンドルナイトみまたを対象としています。

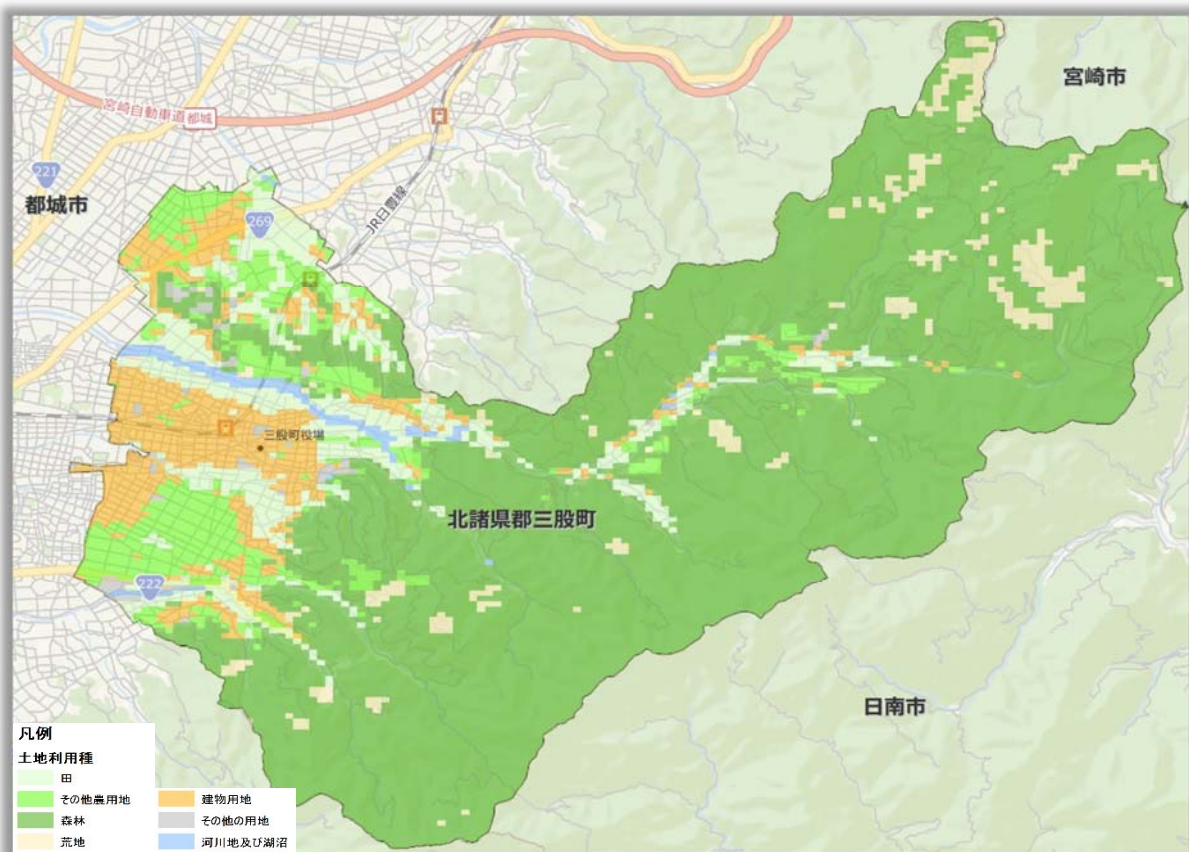
図-1-31 観光客数の推移

3. 土地利用

3.1 土地利用の状況

- ・本町全域の土地利用構成は森林が約7割を占めている。
- ・用途地域指定内では、土地利用の半分以上を住宅用地が占めている。

本町全域の土地利用構成は、森林が約70%、田・農用地が約15%、宅地（住宅用地）が約8%、その他公共用地や河川等の豊かな自然を有する土地利用となっています（国土交通省国土数値情報：土地利用細分メッシュ H21 より）。これを用途地域指定区域内でみると、自然的土地利用が18.1%、都市的土地利用が81.9%を占め、都市的土地利用の内、住宅用地が半分以上の44.4%を占めています。



出典：国土交通省 国土数値情報（土地利用細分メッシュ（H21））

図-1-32 土地利用の状況図

表-2-9 用途地域指定区域内における土地利用の状況

	都市的土地利用								
	宅地				公共・公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地	小計
	住宅用地	商業用地	工業用地	小計					
土地利用面積(ha)	226.4	29.9	39.1	295.4	37.2	76.0	3.0	6.3	417.8
比率(%)	44.4	5.9	7.7	57.9	7.3	14.9	0.6	1.2	81.9
	自然的土地利用							合 計	
	農地			山林	水面	その他の自然地	小計		
	田	畑							
土地利用面積(ha)	13.0	65.6	78.6	1.7	2.3	9.5	92.2	510	
比率(%)	2.6	12.9	15.4	0.3	0.4	1.9	18.1	100.0	

出典：宮崎県都市計画基礎調査調査 都城広域都市計画区域(三股町)[平成26年度調査]

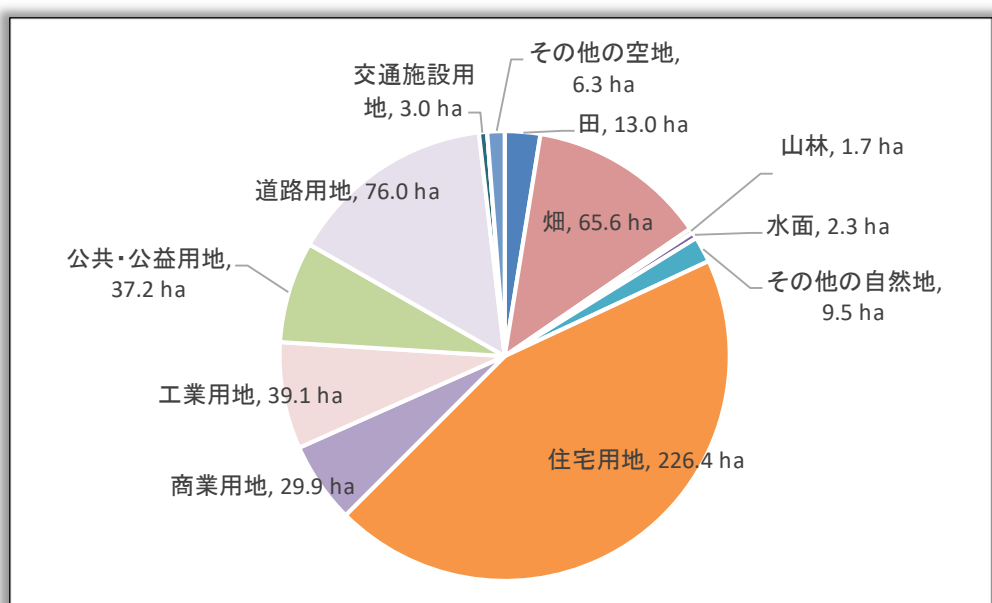
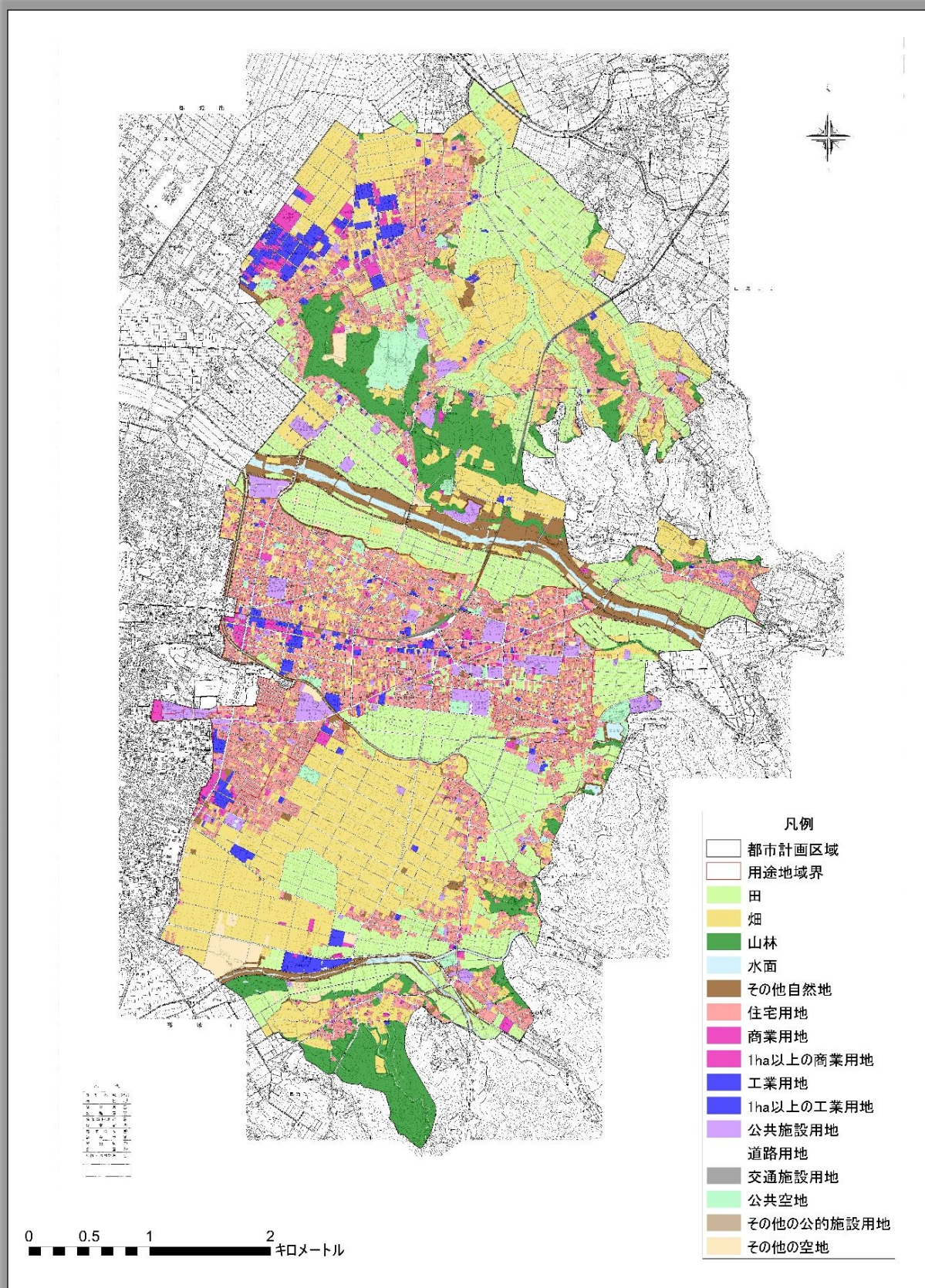


図-1-33 用途地域指定区域内における土地利用の割合



出典:宮崎県都市計画基礎調査調査書 都城広域都市計画区域(三股町)[平成26年度調査]

図-1-34 土地利用現況図



3.2 法規制の状況

- ・都市地域については、都城市と一体的な土地利用区域になっている。
- ・平坦地の農地は、「農用地区域」指定による農業の推進を図っている。

本町では、都市計画法による指定（都市計画区域、用途地域）、農業振興地域の整備に関する法律による指定（農業振興地域、農用地区域）、森林法による適用（地域森林計画対象民有地、保安林）、自然公園法による指定（自然公園地域）があります。

都市地域（都市計画区域）については、都城市と一体的な土地利用区域になっています。また、平坦地の農地は、農用地区域指定による農業の推進を図っています。

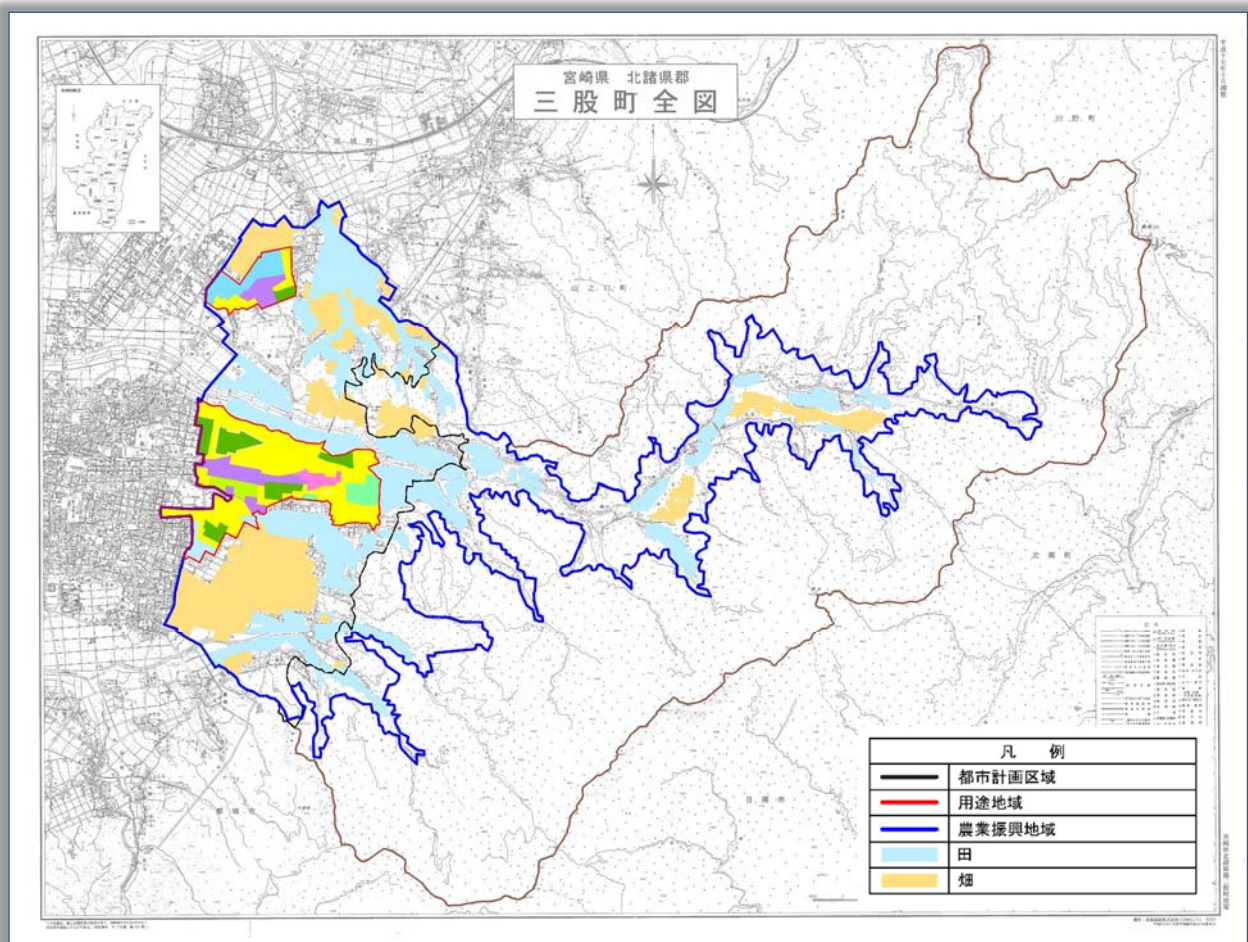


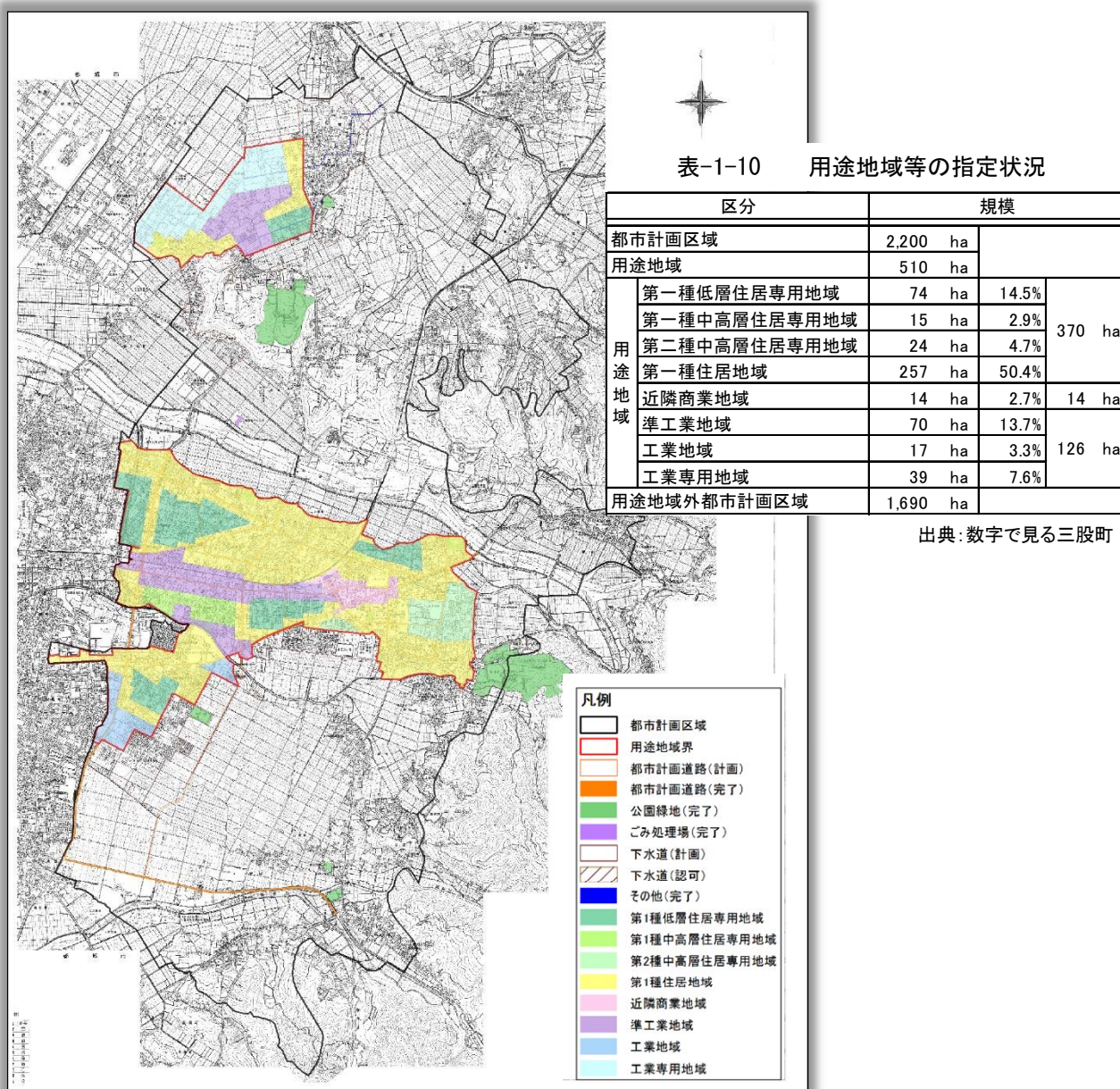
図-1-35 法適用状況図(用途地域・農業振興地域)

3.3 都市計画区域・用途地域等の状況

- ・都城広域都市計画区域の一部として、都市計画区域の指定を受けている。
- ・町内の都市計画区域 2,200ha の内、510ha で用途地域を指定している。

本町は都城広域都市計画区域(18,591ha)の内、2,200haの都市計画区域の指定を受けており、用途地域 510ha を指定しています。

用途地域の構成は、住居系の用途地域（第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域）が 370ha、商業系（近隣商業地域）が 14ha、工業系（準工業地域、工業地域、工業専用地域）が 126ha となっています。



出典：宮崎県都市計画基礎調査調査書 都城広域都市計画区域(三股町)

図-1-36 用途地域の指定状況

3.4 新築動向

- ・新築着工は「住宅」が大部分を占める。
- ・用途地域外縁部（三原、植木）においても、新築着工が多くみられる。

平成23年から平成27年までの新築着工状況をみると、用途地域内で年間80～100件程度、用途地域外で40～50件程度の新築着工がみられ、いずれも住宅が大部分を占めています。

新築状況の分布をみると、用途地域内だけでなく、用途地域外縁部の三原（北部用途地域の南側）や植木（南部用途地域の南側）、既存集落の宮村において多くなっています。

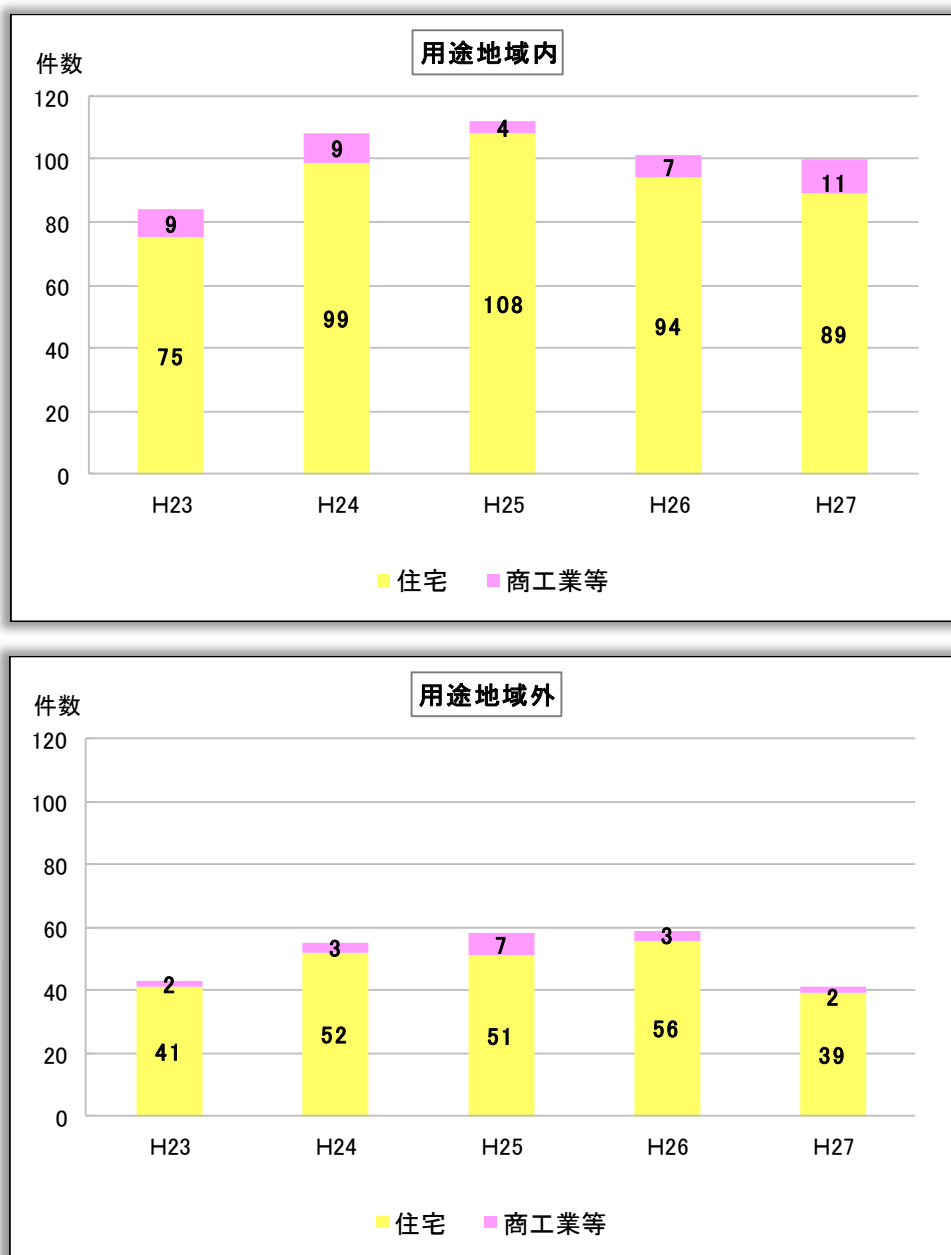


図-1-37 新築着工建物の状況

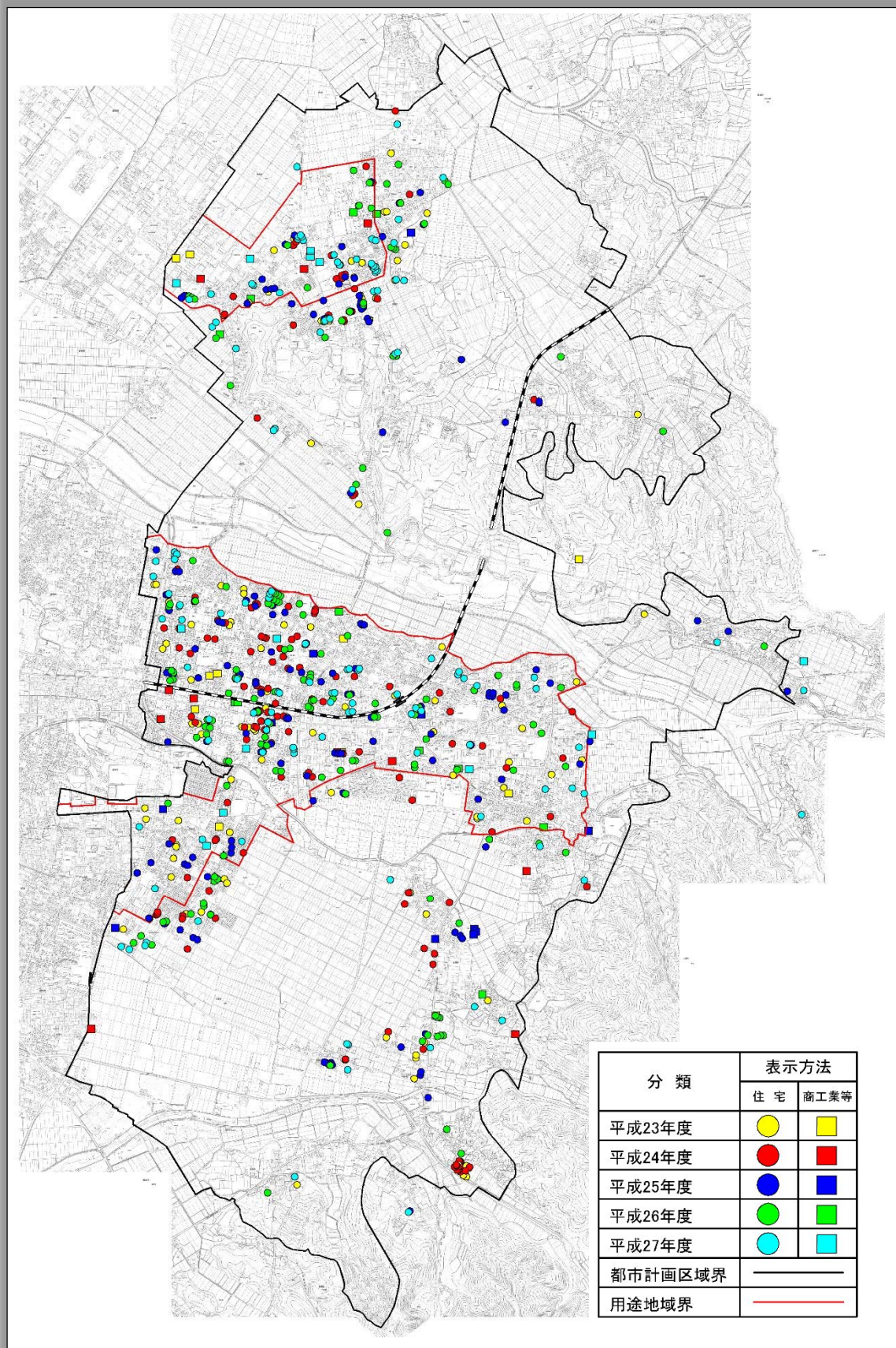


図-1-38 新築着工建物の状況図

3.5 農地転用状況

- ・新規住宅着工と同じく、用途地域や用途地域外縁部（三原、植木）、既存集落（宮村）において、転用が多くみられる。

農地転用の状況（平成23年～平成27年）をみると、毎年120～150件程度の件数があります。

転用の位置は、新規住宅着工と同じく、用途地域や用途地域外縁部の三原（北部用途地域の南側）や植木（南部用途地域の南側）、既存集落の宮村において多くなっています。

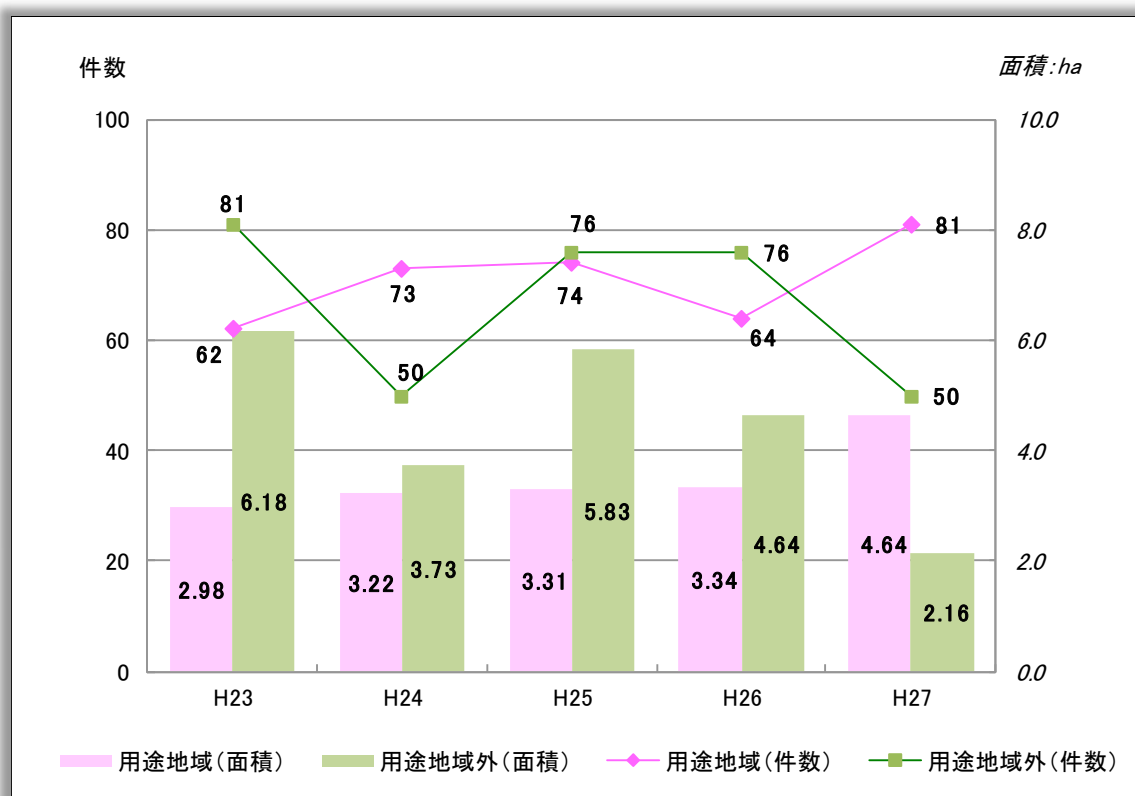


図-1-39 農地転用の状況

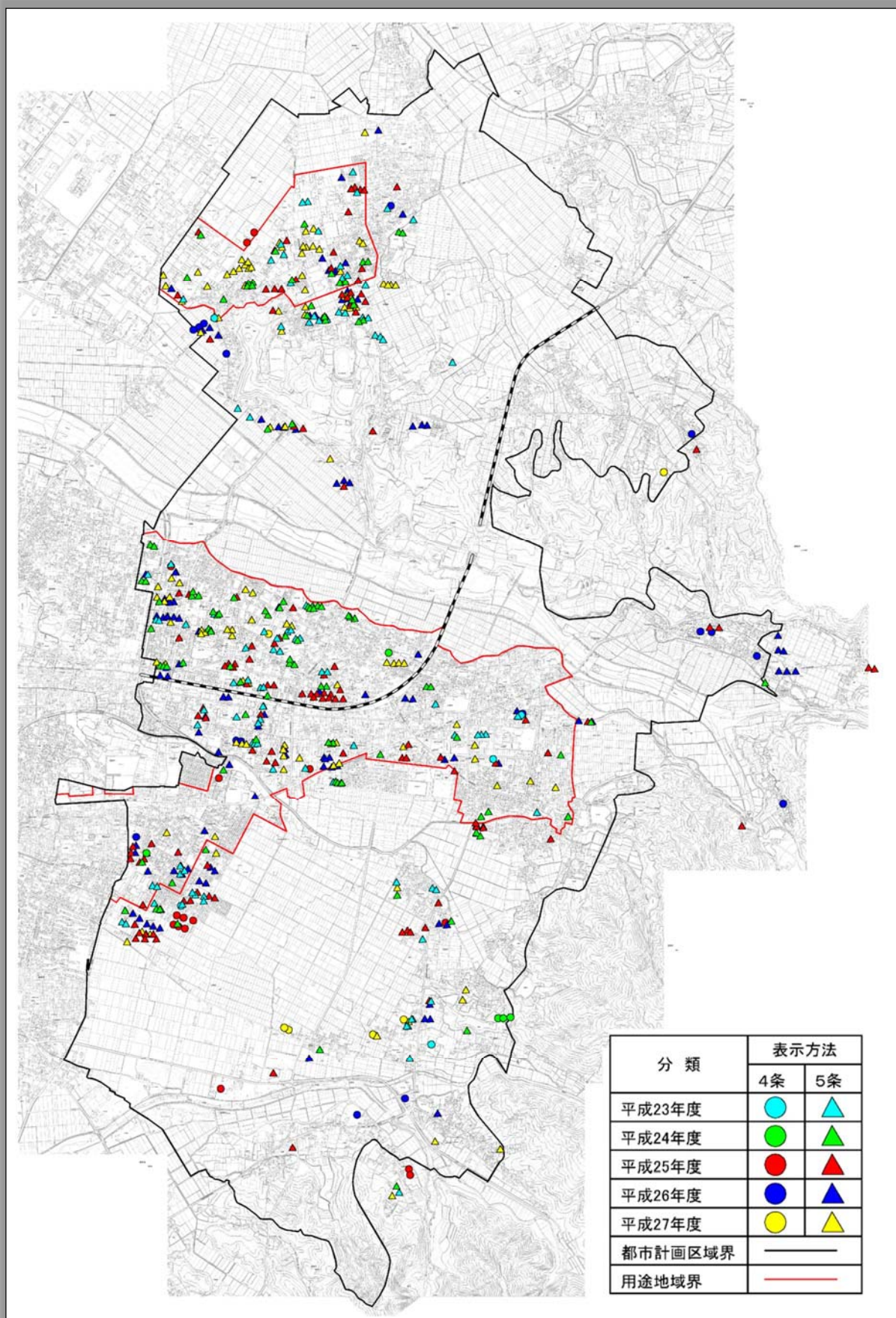


図-1-40 農地転用状況図

3.6 市街地整備の状況

- ・ 施行済みの土地区画整理事業地区において、非宅地の土地利用がみられる状況にある。
- ・ 市街地を中心としてハード事業・ソフト事業による都市再生整備計画事業（H20～H28）を実施している。

（1）土地区画整理事業

本町における市街地整備については、土地区画整理事業の完了地区が4地区あります。

表-1-11 土地区画整理事業施行地区の一覧

（面積；ha）

	地区名	施行者	面積	施行年度	事業認可 （認可年月日）	事業認可 告示番号	減歩率	公共用地率	備考 （換地処分）
1	五本松	町	14.1	S45～53	昭.45.11.20	町告示第6号	23.5%	22.3%	昭50.2完了
2	稗田	町	40.6	S47～55	昭.47.7.26	町告示第24号	21.8%	25.1%	昭53.1完了
3	新馬場	町	32.9	S53～58	昭.53.12.16	町告示第41号	20.0%	26.3%	昭58.7完了
4	花見原	個人	8.3	S59～61	昭.59.12.18	県告示第1451号	11.9%	23.0%	昭61.2完了
計			95.9						

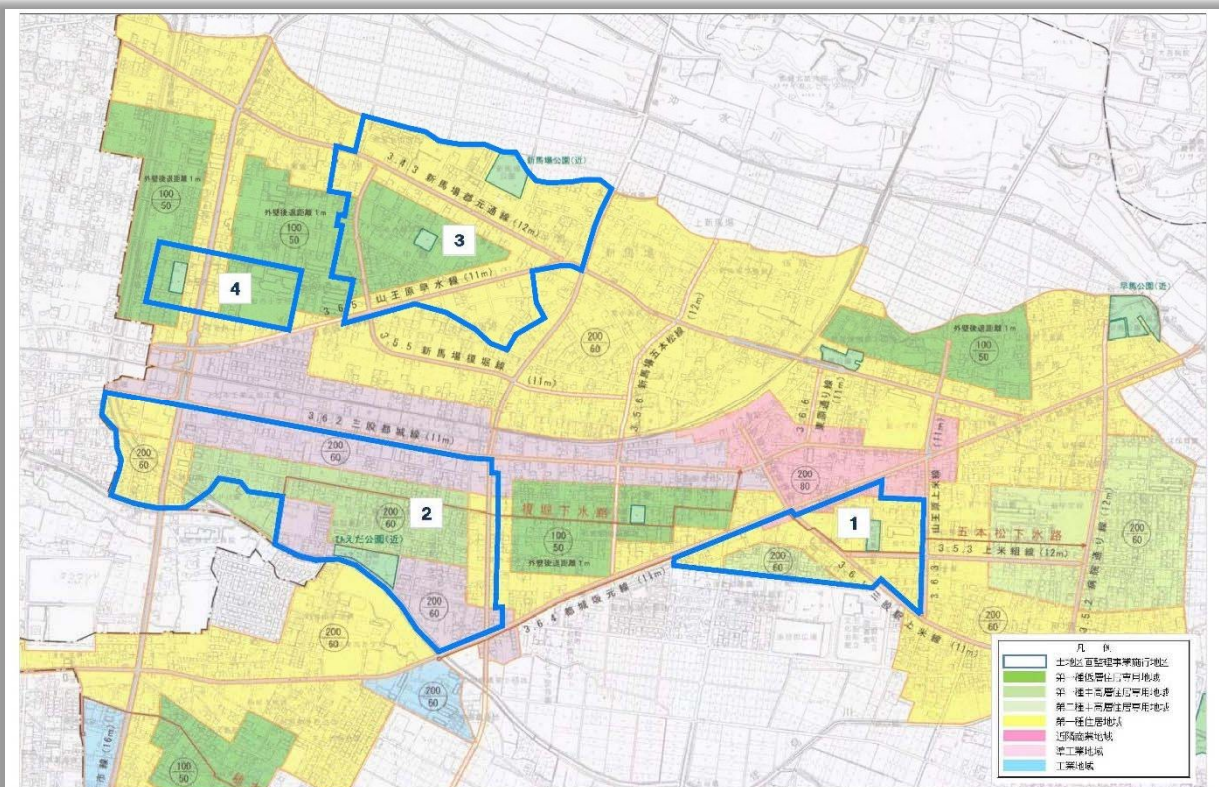


図-1-41 土地区画整理事業施行地区の位置

この内、新馬場地区と稗田地区の土地利用現況を確認すると、非宅地の状況が新馬場地区で全体宅地の26.6%（≒非宅地面積64,760㎡/全宅地面積243,114㎡）、稗田地区で10.5%（≒非宅地面積31,831㎡/全宅地面積304,330㎡）になっています。

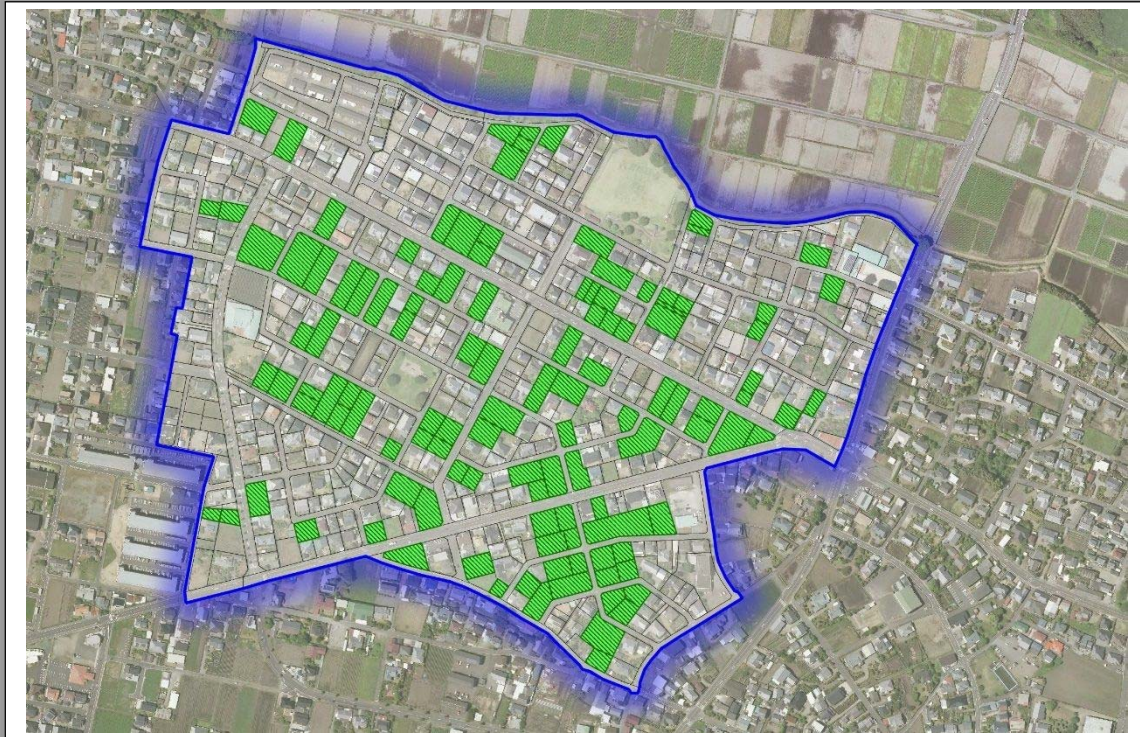


図-1-42 新馬場土地区画整理事業区域の土地利用現況(非宅地を緑色で表示)

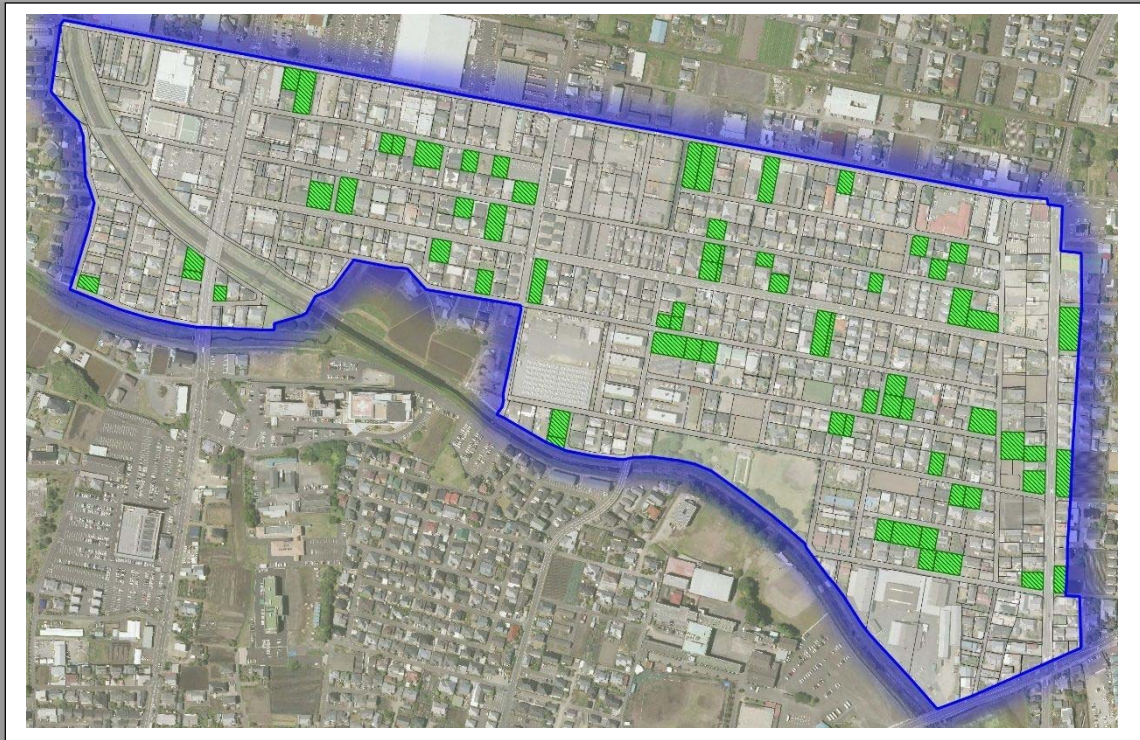


図-1-43 稗田土地区画整理事業区域の土地利用現況(非宅地を緑色で表示)

(2) 都市再生整備計画事業

本町では、市街地を中心としてハード事業・ソフト事業による都市再生整備計画事業（第1期計画：平成20年度～平成23年度、第2期計画：平成24年度～平成28年度）を実施しました。

・第1期計画（平成20年度～平成23年度）

JR三股駅周辺の整備として、産業会館やコミュニティバスの施設整備、駐車場や駐輪場の整備を実施した他、町内に主要施設の誘導板や観光情報の案内板を設置しました。

大目標：魅力や賑わいにあふれる中心市街地の再構築を図り、「豊かで住みよい活力ある町づくり」を目指す。

- ・目標1：生活拠点としての中心市街地の賑わいを再生し、町民との協働による活力あるまちづくりを目指す。
- ・目標2：交通結節点としての整備を進めることにより、交通機関のアクセスを充実させ、商工業の振興を図る。

[実施した事業]

- ・産業会館（よかもんや）の建設
- ・JR三股駅前：駐車場と駐輪場の整備
- ・「よかもんや」等への誘導板の設置、町の観光情報に関する情報板の設置
- ・コミュニティバスの施設整備
- ・事業効果分析調査

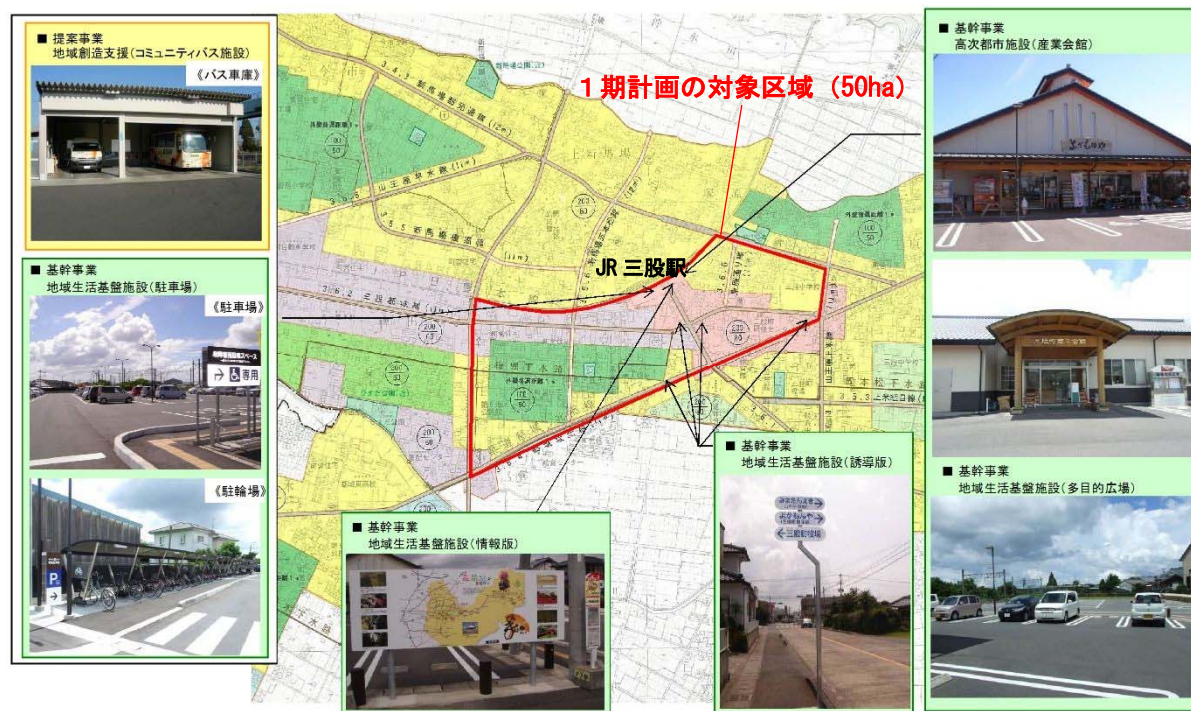


図-1-44 1期計画の概要

・第2期計画（平成24年度～平成28年度）

JR三股駅前広場や交流施設（ふれあい中央広場、西部地区体育館、上米公園パークゴルフ場）の整備とその活用促進を進めた他、町内の主要スポットに観光情報の案内板を設置しました。

大目標：魅力や賑わいにあふれる中心市街地の再構築と地域資源の活用を図り、「豊かで住みよい活力あるまちづくり」を目指す。

- ・目標1：生活拠点としての中心市街地の賑わいを再生し、町民・行政協働によるイベントの企画・運営等が持続する「活力あるまちづくり」を目指す。
- ・目標2：自然、人、もの、もてなしの心が備わった観光地整備を図るとともに、町民交流を推進し町民総参加の「豊かで住みよいまちづくり」を目指す。

〔実施した事業〕

- ・上米公園パークゴルフ場の整備
- ・ふれあい中央広場の整備
- ・JR三股駅の駅前広場の整備
- ・西部地区体育館の建設
- ・五本松地区の雨水対策事業
- ・事業効果分析調査

・JR三股駅前広場の整備と活用状況



図-1-45 2期計画の概要

3.7 防災の状況

- ・災害に対する取り組みとして、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの確保や、防災情報・緊急情報を集約したポータルサイトを作成・運用している。

町内には、災害時の避難・救助をはじめ、物資供給等のために緊急車両の通行を確保すべき路線として、緊急輸送道路に指定されている路線があります（下図-1-46）。

また、災害時に正確な情報を発信することが非常に重要であることから、本町の防災情報・緊急情報を集約したポータルサイトを作成・運用しています。

（三股町防災ポータルサイトアドレス：<http://mimata-saigai.jp/>）

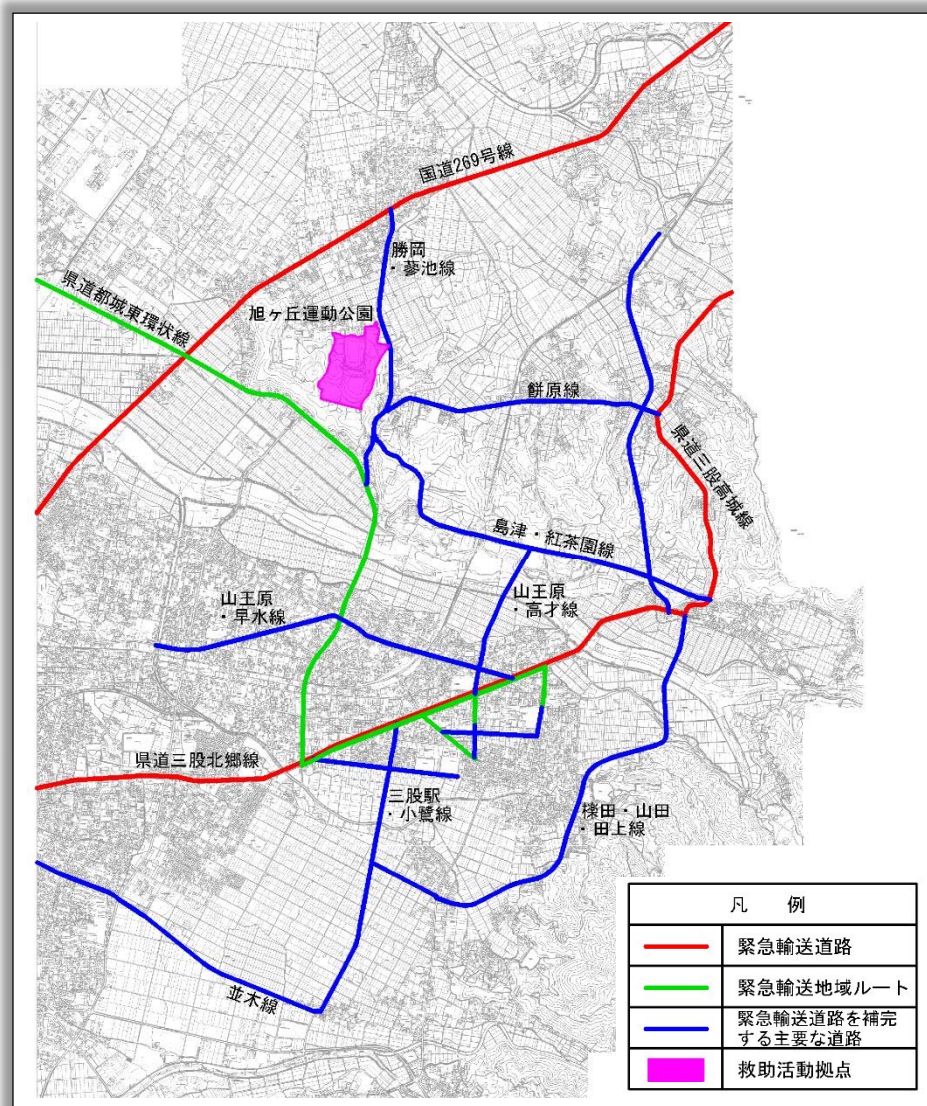


図-1-46 緊急輸送道路位置図

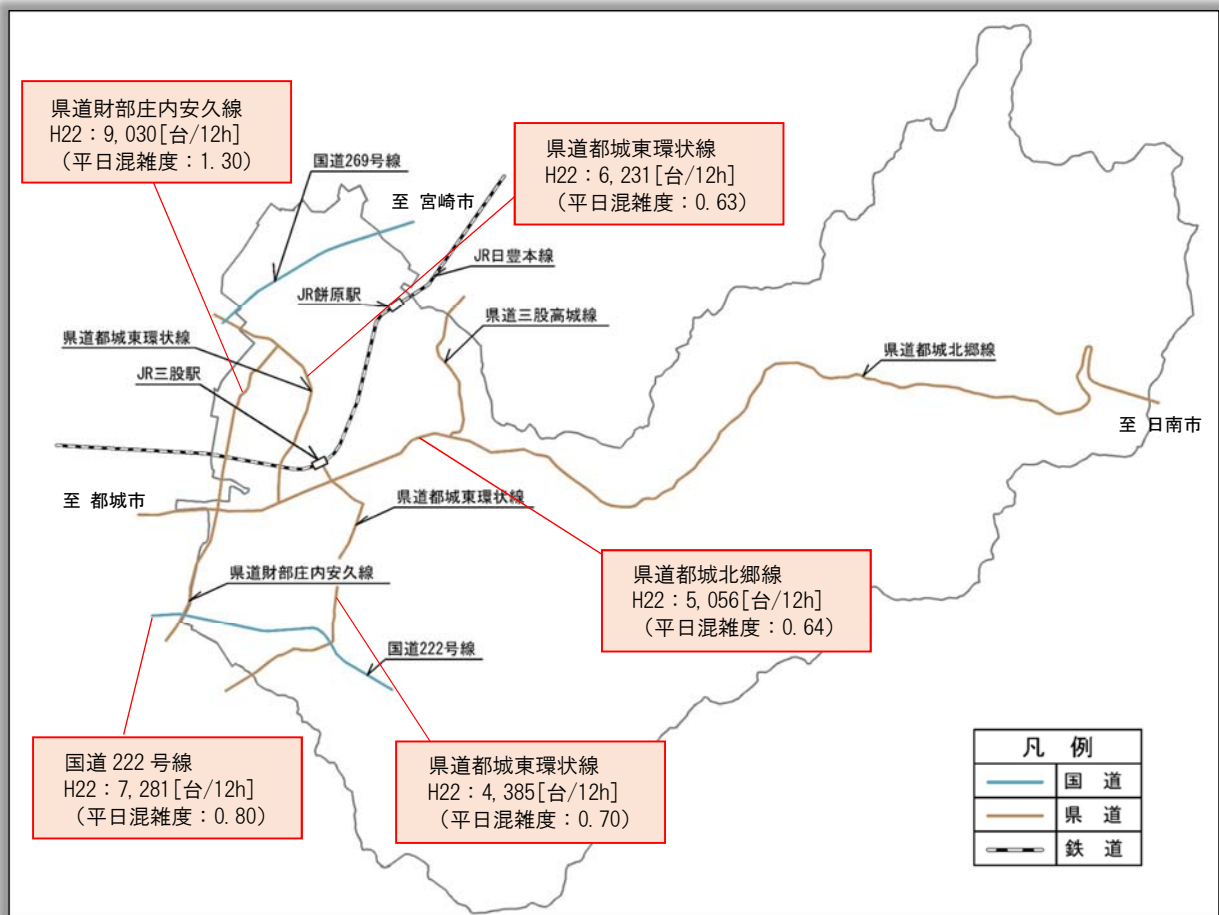
4. 道路交通網

4.1 主要道路・交通網の状況

・町内の幹線道路 4,000～7,000[台/12h]程度の交通量がある。

本町の東西に位置する県道都城北郷線は、都城市・日南市と連絡しており、平成22年の12時間交通量は5,056[台/12h]となっています。また、県道都城東環状線は都城広域都市圏の東環状道路としての機能を有し4,000～7,000[台/12h]程度の交通量があります。

また、町の北西部に位置し、宮崎市と都城市を結ぶ国道269号線（本町付近で9,347[台/12h]）、本町と都城市の境界付近にある県道財部庄内安久線は9,000台程度の交通量があります。



※図内の交通量はH22 道路交通センサスより

図-1-47 町内の幹線道路網図

4.2 コミュニティバス

・通学の利用者数は減少傾向にある一方で、生活支援の利用者数は増加傾向にある。

本町では、平成19年度からコミュニティバス（くいまー）を運営しています。コミュニティバスの利用者数を確認すると、通学の利用者数は概ね減少傾向（長田・梶山地域等の生徒数に大きく影響を受ける傾向）にある一方で、生活支援の利用者数は概ね増加傾向にあります。

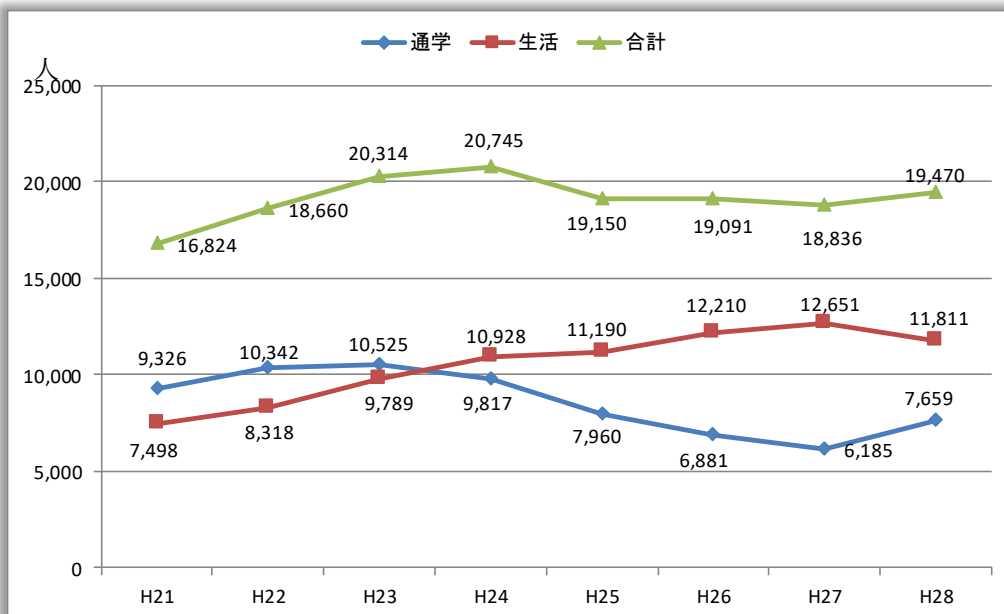


図-1-48 コミュニティバスの利用状況



図-1-49 コミュニティバスの路線図

4.3 都市計画道路の整備状況

- ・都市計画道路14路線の内、5路線が未整備区間を有する。
- ・未整備都市計画道路（現道）の交通量は、100～2,000[台/12h]である。

本町の都市計画道路は、14路線が決定されており、9路線が全線改良済み、5路線が未整備になっています。

また、未整備都市計画道路の現道における交通量は（次頁参照）、新馬場五本松線の現道で100～2,000[台/12h]、その他の現道で300[台/12h]未満になっています。

表-1-12 都市計画道路の整備状況

(単位:m, %)

路線名	計画決定		改良済 (m)	改良率 (%)	整備率 (%)	当初計画決定
	幅員	延長				年月日
3・4・1 宮村小鷹線	16	2,520	2,520	100	100	昭和52年12月6日
3・4・2 安久今市線	16	3,640	3,640	100	100	平成4年12月14日
3・4・3 新馬場郡元通線	12	1,500	1,500	100	100	昭和53年6月9日
3・5・1 新馬場植木線	12	3,470	1,470	42	42	昭和52年12月6日
3・5・2 病院通線	12	1,000	820	82	82	昭和52年12月8日
3・5・3 上米細目線	12	680	680	100	100	昭和52年12月8日
3・5・5 新馬場榎堀線	12	1,230	900	73	73	昭和52年12月8日
3・5・6 新馬場五本松線	12	1,010	110	11	11	昭和52年12月8日
3・6・1 三股駅上米線	11	900	900	100	100	昭和52年12月8日
3・6・2 三股都城線	11	2,370	2,370	100	100	昭和52年12月8日
3・6・3 山王原上米線	11	780	780	100	100	平成1年7月28日
3・6・4 都城坂元線	11	3,790	3,790	100	100	昭和52年12月6日
3・6・5 山王原早水線	11	2,580	2,580	100	100	平成4年12月5日
3・6・6 東原通線	11	130	0	0	0	昭和52年12月8日
合 計		25,600	22,060	86	86	

(注) 改良率は計画延長に対する改良済区間の延長

整備率は計画延長に対する改良済区間と概成済区間の延長

出典:宮崎県都市計画基礎調査調書 都城広域都市計画区域(三股町)

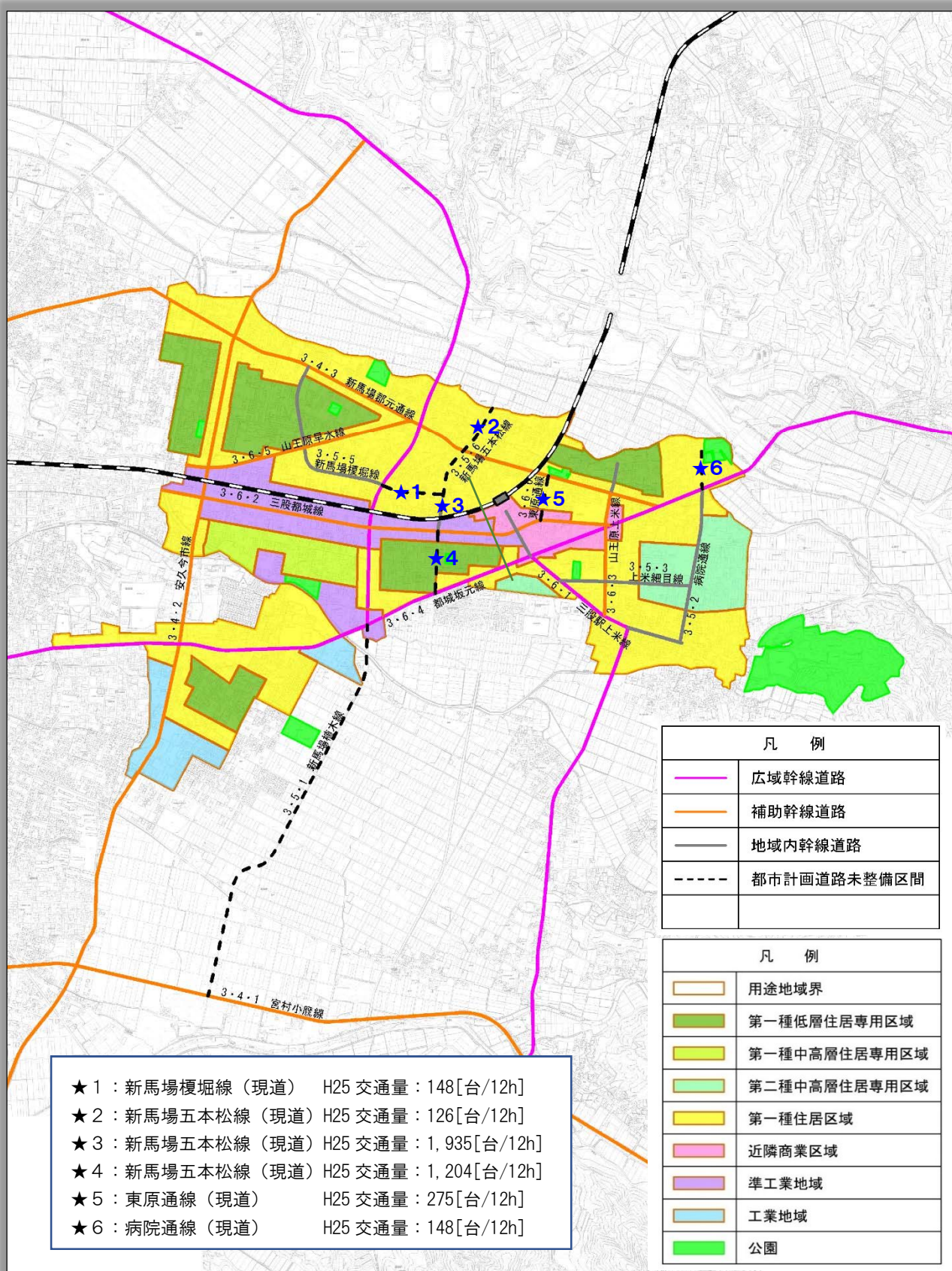


図-1-50 都市計画道路の整備状況

4.4 町道の整備状況

・町道の改良率・舗装率は年々高まっており、改良率は約60%、舗装率は約70%である。

町道については、年々改良率・舗装率が高まっており、平成27年現在では、実延長422,023mに対して、改良率60.35%(254,672m)、舗装率70.36%(296,952m)になっています。

表-1-13 町道の整備状況

単位:m、a、%

年次	実延長 (m)	面積 (a)	改良済		舗装済	
			延長	改良率	延長	舗装率
平成22年	415,893	24,307	242,588	58.30	279,020	67.10
平成23年	415,894	24,350	244,350	58.80	282,186	67.90
平成24年	415,809	24,372	247,006	59.40	284,440	68.40
平成25年	413,360	24,302	249,607	60.38	286,597	69.33
平成26年	422,383	24,768	253,936	60.12	295,708	70.01
平成27年	422,023	24,774	254,672	60.35	296,952	70.36

注:各年4月1日現在

出典:数字で見る三股町

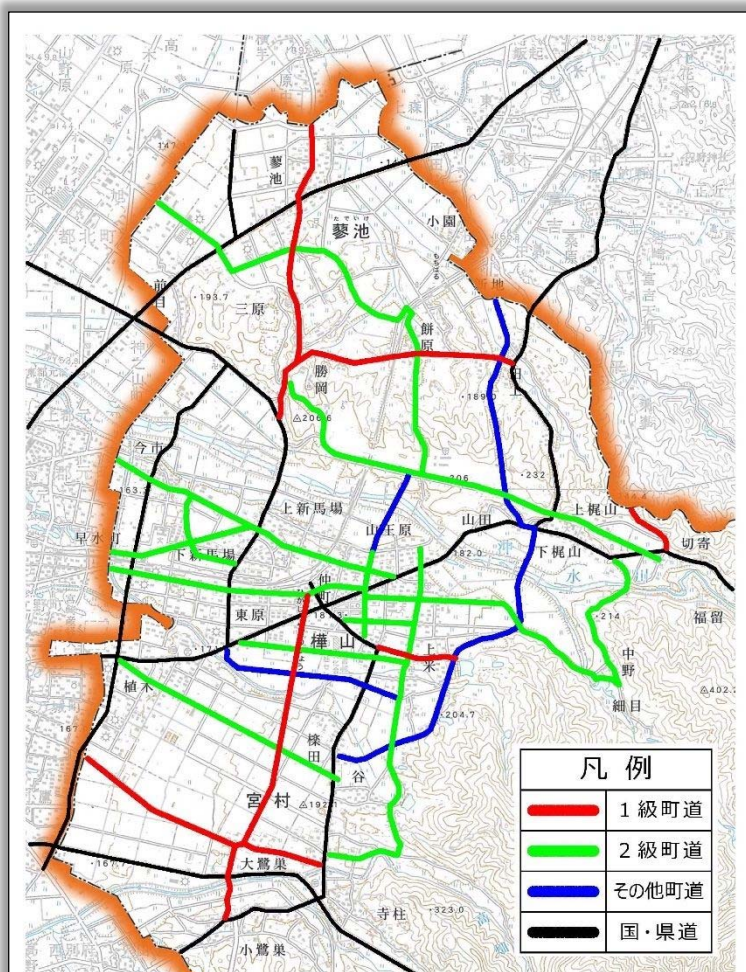


図-1-51 町道道路網

5. 都市施設

5.1 公園緑地

- ・本町の都市公園は、すべて整備が完了している。
(町民1人あたりの公園面積は、約19㎡/人)

本町には都市公園が19箇所あり、すべての公園が整備済みになっています。これを町民1人あたりの面積で計算すると、 $490,241(\text{㎡})/25,404(\text{人})[\text{H27}]=19.3(\text{㎡}/\text{人})$ になります。

表-1-14 都市公園の整備状況

番号	公園名	所在地	面積(ha)	種別
1	旭ヶ丘運動公園	三股町大字夢池5044-1	15.00	運動公園
2	上米公園	" 大字樺山115-3	24.30	総合公園
3	早馬公園	" 大字樺山3993-9	1.10	近隣公園
4	ひえだ公園	" 稗田33-1	1.00	"
5	夢池公園	" 大字夢池3540	0.85	"
6	新馬場公園	" 新馬場12-1	1.00	"
7	一町田公園	" 大字宮村1566	1.02	"
8	植木公園	" 大字樺山1831	1.70	"
9	前目公園	" 大字夢池4201-1	0.90	"
10	塚原児童公園	" 大字樺山4160	0.52	街区公園
11	宮村児童公園	" 大字宮村3507	0.40	"
12	五本松児童公園	" 五本松9-1	0.34	"
13	中原児童公園	" 新馬場30-1	0.25	"
14	榎堀児童公園	" 大字樺山4534-1	0.20	"
15	花見原児童公園	" 花見原4-2	0.25	"
16	五本松小公園	" 五本松17-1	0.0824	"
17	植木小公園1号	" 大字樺山1852-41	0.0414	"
18	植木小公園2号	" 大字樺山1870-13	0.0410	"
19	植木小公園3号	" 大字樺山1877-18	0.0293	"
合 計			49.0241	

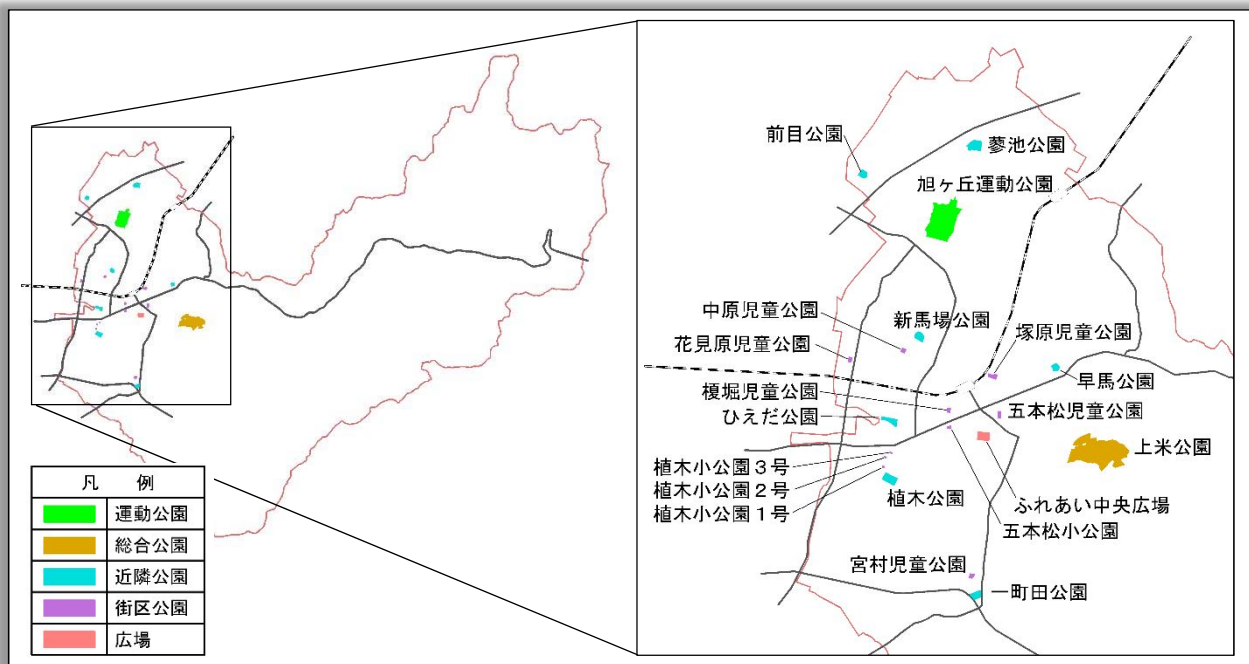


図-1-52 都市公園の位置図

またその他として、町内には以下の公園があります。

表-1-15 その他の公園の整備状況

番号	公園名	所在地	面積(ha)	種別
1	椎八重公園	三股町大字長田5515-1	3.8500	一般公園
2	長田峡公園	" 大字長田6610-1	0.1300	"
3	矢ヶ淵公園	" 大字長田3012	0.5621	"
4	古堀公園	" 大字樺山1924-157	0.1341	"
5	西五本松小公園	" 大字樺山3276-11	0.0148	"
6	もみの木小公園	" 大字樺山3314-7	0.0559	"
7	稗田小公園	" 稗田62-1	0.0785	"
8	都三小公園	" 稗田57-3	0.0399	"
9	中原小公園	" 大字樺山5036-85	0.0900	"
10	植木小公園4号	" 大字宮村2918-7	0.0265	"
11	植木小公園5号	" 大字宮村3006-16	0.0133	"
12	植木小公園6号	" 大字樺山1923-30	0.0093	"
13	植木小公園7号	" 大字宮村3034-61	0.0616	"
14	植木小公園8号	" 大字宮村2789-30	0.0454	"
15	植木南小公園	" 大字宮村2785-5	0.0333	"
16	蓼池小公園1号	" 大字蓼池3717-9	0.0153	"
17	蓼池小公園2号	" 大字蓼池3850-18	0.0136	"
18	蓼池小公園3号	" 大字蓼池3720-10	0.0109	"
19	三本松小公園	" 大字蓼池3528-15	0.0109	"
20	やまと小公園	" 大字宮村2918-49	0.0182	"
21	大鷺巣小公園	" 大字宮村1878-17	0.0112	"
22	眺霧台小公園	" 大字宮村1201-22	0.0282	"
23	稲荷児童遊園	" 大字樺山3993	0.0380	児童遊園
24	今市児童遊園	" 大字蓼池605-1	0.1529	"
25	櫟田児童遊園	" 大字樺山1355-1	0.1424	"
26	小鷺巣児童遊園	" 大字宮村344-1	0.1760	"
27	下新児童遊園	" 大字樺山4388-1	0.1059	"
28	谷児童遊園	" 大字樺山2620	0.1212	"
29	三股町ふれあい中央広場	" 大字樺山3993	1.4034	その他の広場

5.2 下水道

- ・ 公共下水道事業（污水）と公共下水道（雨水）の排水区域は約 502ha、都市下水路排水面積は約 124ha となっている。

本町の公共下水道事業（污水）は、公共下水道、農業集落排水で整備が進められています。

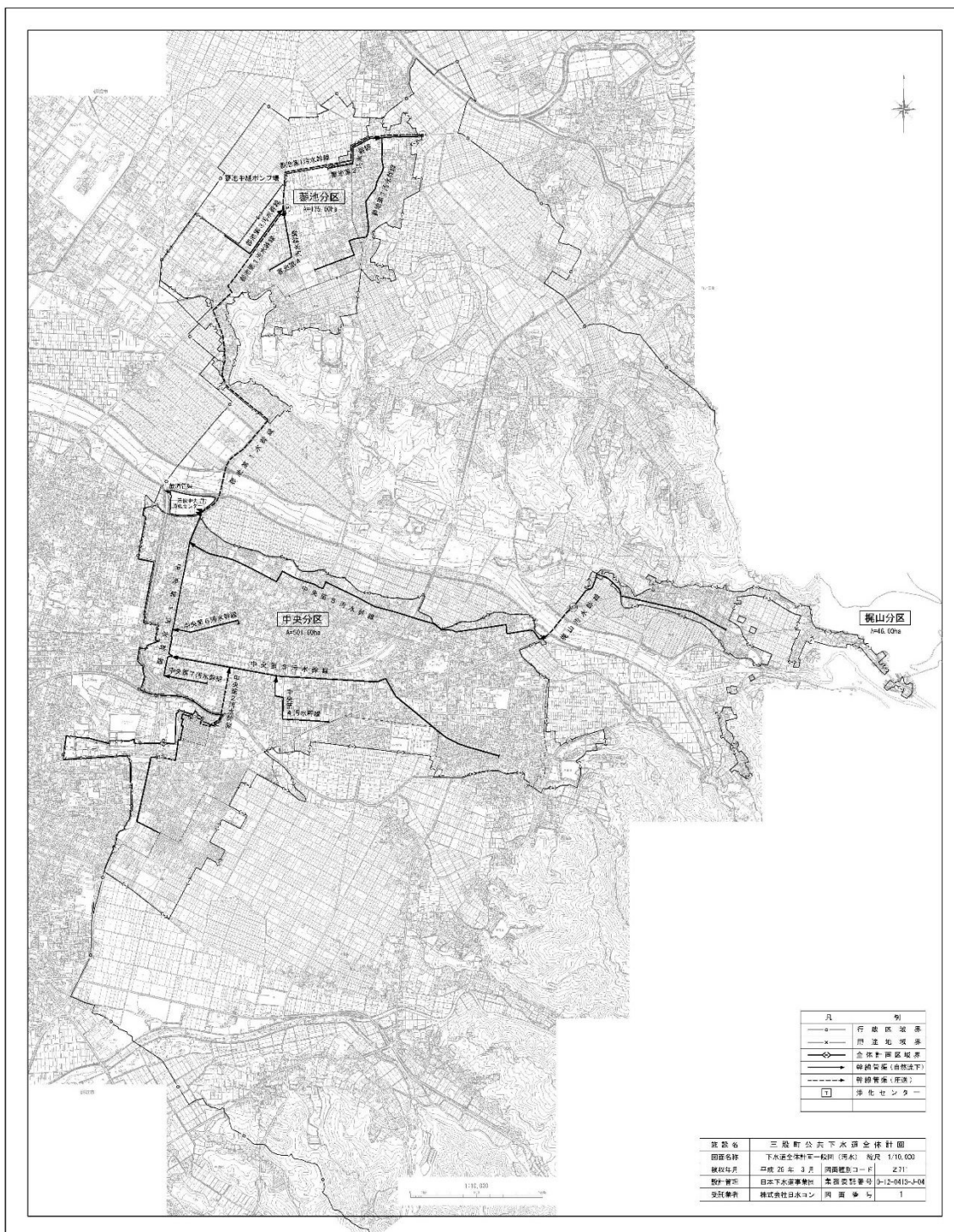


図-1-53 公共下水道の全体計画図

平成26年には、樺山地域の一部の下水道区域を見直したことで、公共下水道の排水区域が約564ha→約502haになっています。

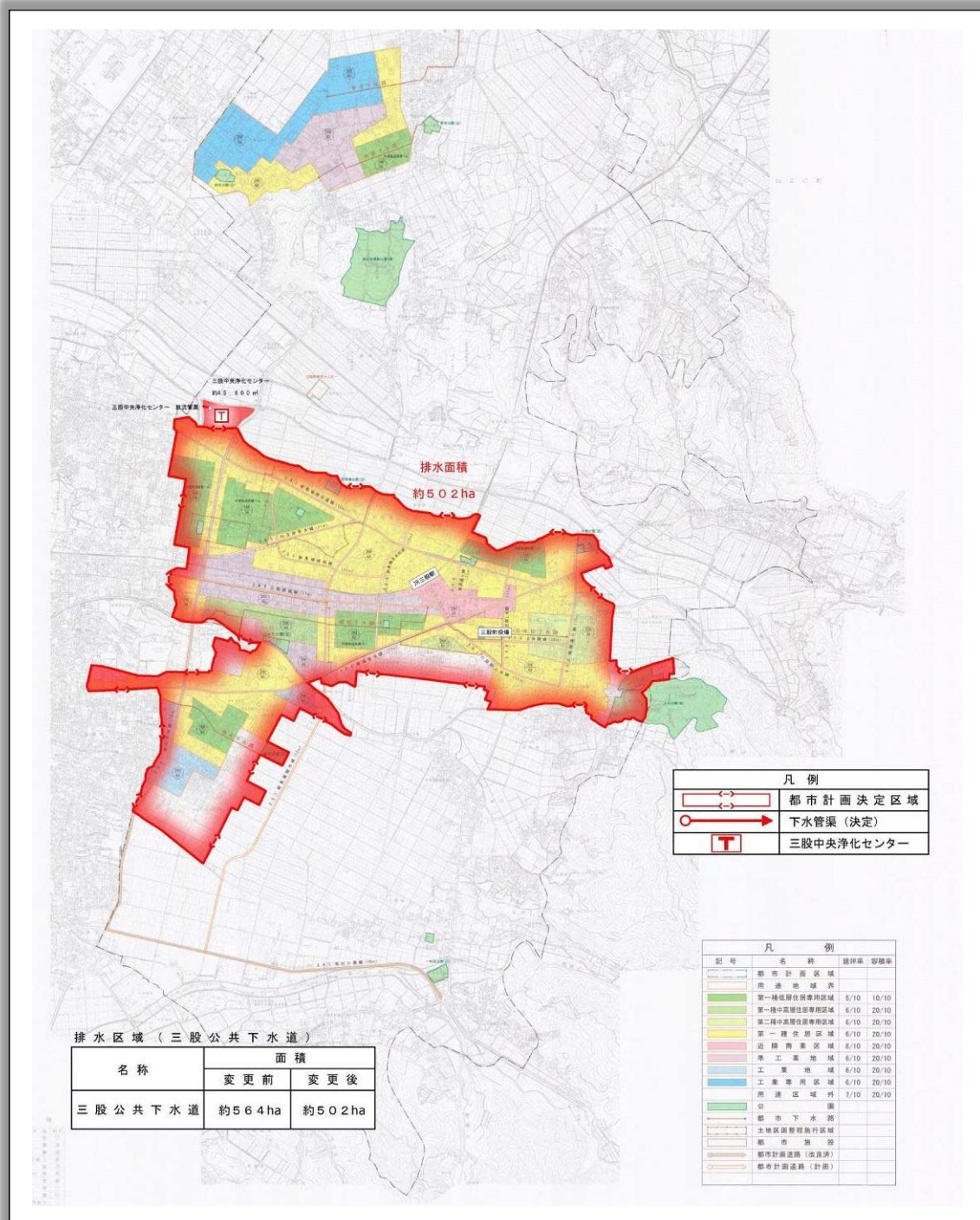


図-1-54 公共下水道(污水)の排水面積

第1章 三股町の現況

また公共下水道（雨水）は約 502ha、都市下水路排水面積は約 124ha になっています。

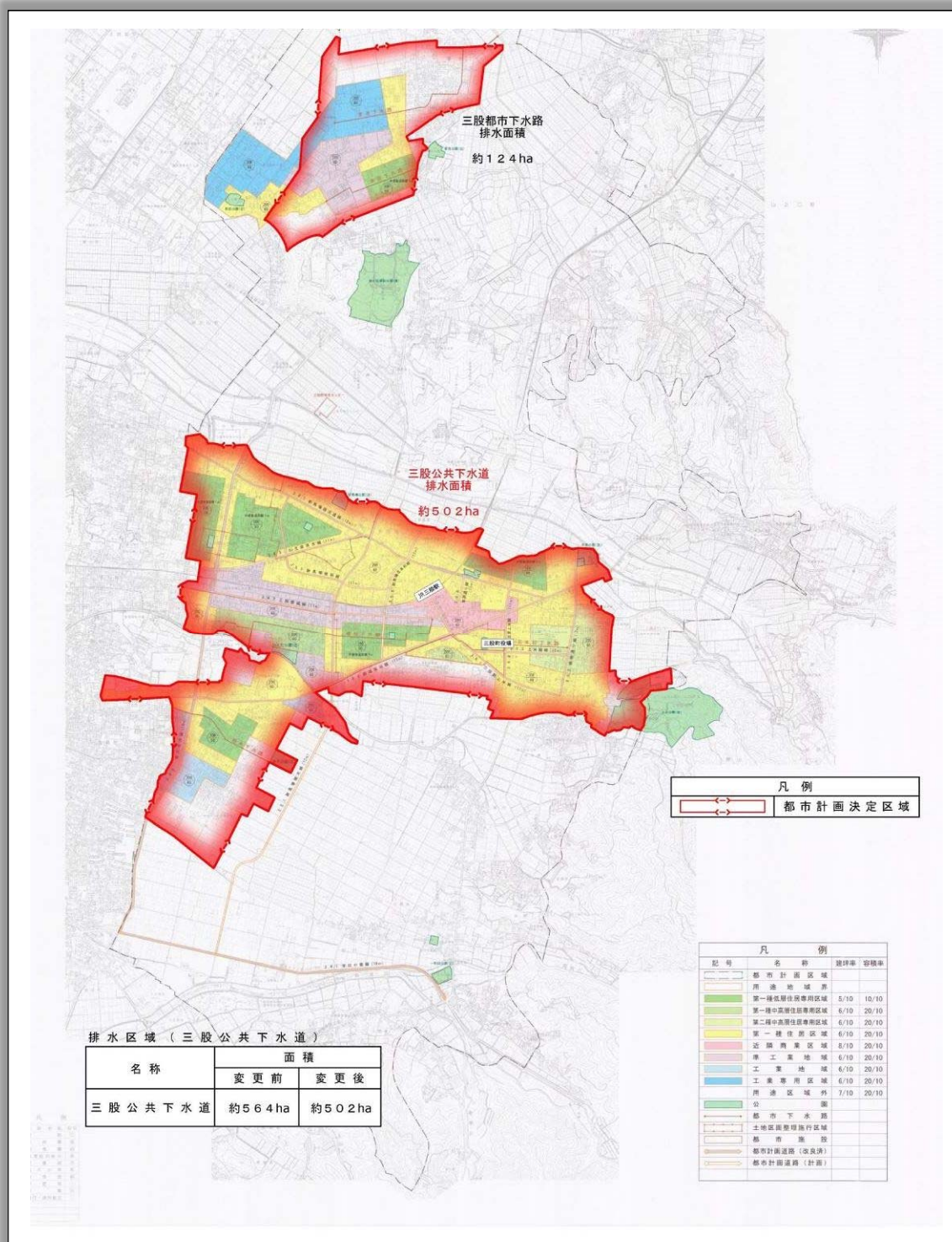


図-1-55 公共下水道（雨水）と都市下水路の排水面積

5.3 公営住宅

・建て替えや住戸改善などに取り組んでいるものの、建て替えや用途廃止が不可欠な「簡易耐火平屋住宅」も管理している状況にある。

本町は全体で756戸の公営住宅を管理しており、近年では中原第3団地や塚原第2団地の建て替え、今市団地・天神原団地での住戸改善などに取り組んできました。

一方、管理している公営住宅の中には、耐用年数を大幅に経過している「簡易耐火平屋住宅」もあり、今後これらは建て替えや用途廃止が不可欠な状況にあります。

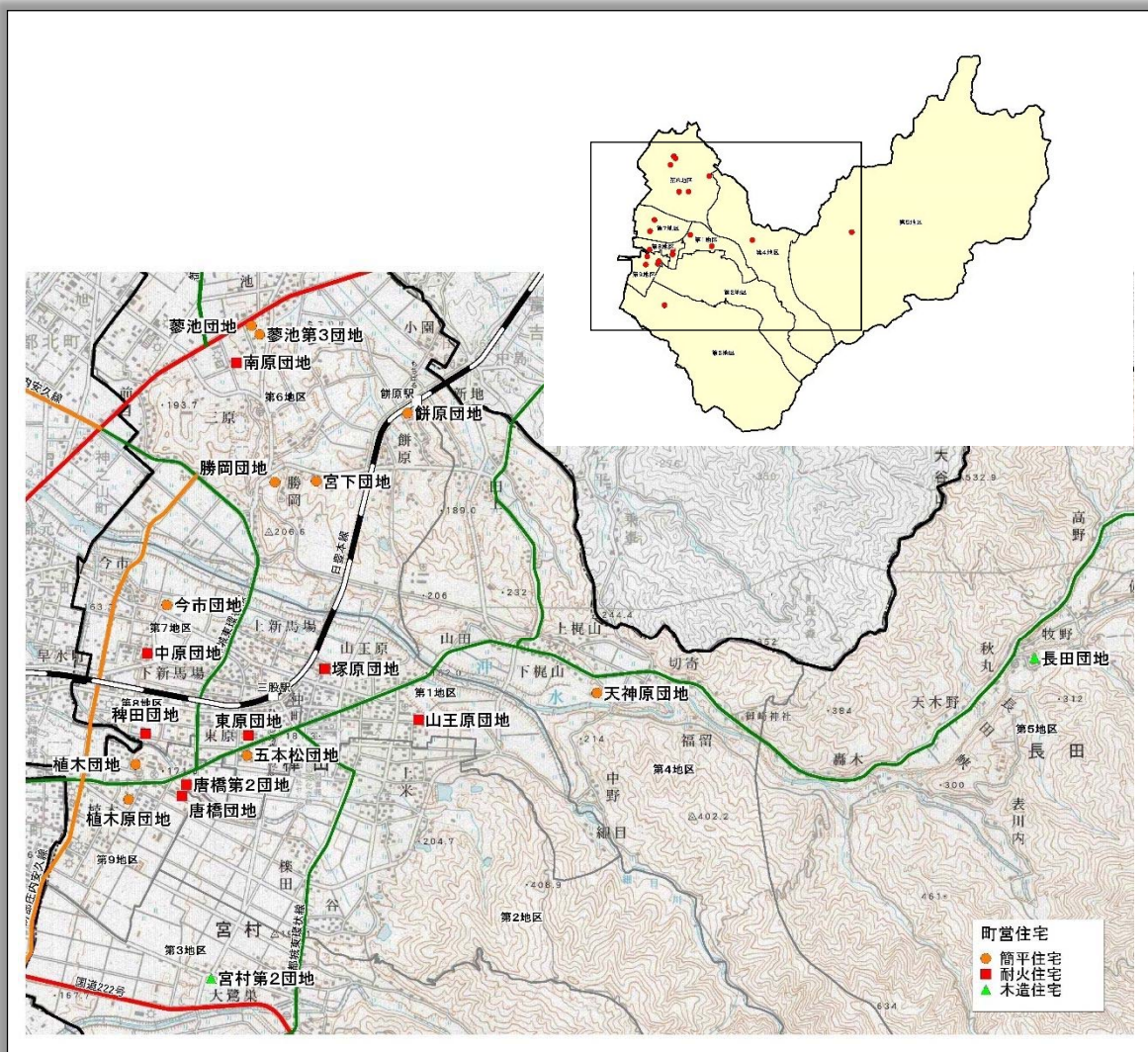


図-1-56 公営住宅の位置

第1章 三股町の現況

表-1-16 公営住宅の一覧表

No.	団地名	地区	所在地	建設年度	西暦	構造	経過年数	階数	棟数	戸数	床面積 (㎡/戸)	敷地面積 (㎡)	備考
1	東原団地	第8地区	樺山	H 29	2017	耐火	－	3	1	20	44.7	3,866.0	
									15	58.7			
				H 30	2018	耐火	－	3	1	20	44.7	3,777.0	
									15	58.7			
2	蓼池団地	第6地区	蓼池	S 39	1964	簡平	52	1	1	4	32.6	599.8	
3	植木団地	第9地区	樺山	S 40	1965	簡平	51	1	2	6	31.5	1,500.8	
				S 41	1966	簡平	50	1	1	4	31.5		
4	植木原団地	第9地区	樺山	S 41	1966	簡平	50	1	1	4	31.5	655.0	
5	餅原団地	第6地区	餅原	S 42	1967	簡平	49	1	2	6	31.5	3,516.0	
				S 43	1968	簡平	48	1	4	13	31.5		
6	蓼池第3団地	第6地区	蓼池	S 42	1967	簡平	49	1	4	18	31.5	1,982.0	
7	勝岡団地	第6地区	餅原	S 42	1967	簡平	49	1	6	20	36.4	4,264.0	
8	天神原団地	第4地区	長田	S 43	1968	簡平	48	1	6	20	36.4	4,301.2	
9	宮下団地	第6地区	餅原	S 43	1968	簡平	48	1	7	22	31.5	7,872.0	
10	五本松団地	第8地区	樺山	S 46	1971	簡平	45	1	9	28	36.4	21,371.7	
				S 46	1971	簡平	45	1	6	20	33.2		
				S 47	1972	簡平	44	1	18	60	38.5		
				S 47	1972	簡平	44	1	8	26	33.8		
11	今市団地	第7地区	今市	S 48	1973	簡平	43	1	3	10	36.6	7,679.8	
				S 49	1974	簡平	42	1	2	4	42.5		
				S 49	1974	簡平	42	1	2	6	44.5		
				S 50	1975	簡平	41	1	1	4	43.3		
				S 50	1975	簡平	41	1	4	16	46.6		
12	稗田団地	第8地区	稗田	S 51	1976	耐火	40	3	2	24	52.8	6,605.6	
				S 52	1977	耐火	39	3	3	36	58.5		
13	唐橋団地	第9地区	樺山	S 53	1978	耐火	38	3	2	24	58.5	2,987.4	
14	山王原団地	第1地区	樺山	S 54	1979	耐火	37	3	2	30	58.5	4,890.0	
				S 55	1980	耐火	36	3	1	12	64.6		
15	南原団地	第6地区	蓼池	S 56	1981	耐火	35	3	1	12	64.6	2,333.7	
				S 57	1982	耐火	34	3	1	12	64.6		
16	唐橋第2団地	第9地区	樺山	S 58	1983	耐火	33	4	1	16	60.8	5,731.1	
				S 59	1984	耐火	32	4	1	16	62.7		
				S 60	1985	耐火	31	4	1	16	62.7		
17	長田団地	第5地区	長田	S 61	1986	木造	30	1	5	10	61.1	4,099.7	
				H 1	1989	木造	27	1	1	2	61.1		
18	宮村第2団地	第3地区	宮村	S 63	1988	木造	28	1	7	10	61.1	3,806.2	
				H 2	1990	木造	26	1	1	2	61.1		
19	中原団地	第7地区	樺山	H 17	2005	耐火	11	3	2	18	43.9	12,879.6	
										24	58.3		
										12	73.7		
				H 18	2006	耐火	10	3	1	9	43.9		
										6	58.3		
										12	73.7		
				H 20	2008	耐火	8	2	2	12	43.9		
										8	58.3		
16	73.7												
20	塚原団地	第1地区	樺山	H 23	2011	耐火	5	3	1	29	43.6	8,149.2	
										9	56.9		
				H 24	2012	耐火	4	3	1	8	43.6		
										33	56.9		
総計									125	779			

※東原団地(建設中)を含む

5.4 その他（児童福祉施設の立地状況）

- ・放課後児童クラブのニーズに対して、施設整備等が進められている。

児童福祉施設について、認可保育所については平成27年度までに全施設の建て替えが終了していますが、最初に建て替えた施設は30年が経過しており新たな計画が必要となっています。

長田地域では、長田へき地保育所が平成29年3月で閉所しましたが、平成29年4月から長田小学校敷地内に保育所分園を開所しています。また、平成29年4月から長田小学校家庭科室を一時利用して放課後児童クラブを行っています。

一方、町の西部においては、特に放課後児童クラブの利用児童が多い状況にあります。そのような状況を受けて、三股西小学校の隣接地に放課後児童クラブ室を2支援分整備し、平成29年4月から合計80名を受け入れる等の取り組みが進んでいます。



図-1-57 児童福祉施設の位置

6. 町民のニーズ

(1) 三股町総合計画策定にあたっての町民アンケートの概要

第五次三股町総合計画（後期基本計画）の策定にあたって、町民のまちづくりに対するニーズ等を把握するアンケート調査を、平成26年8月に実施しています。本都市計画マスタープランでは、この町民ニーズを把握・反映した内容とします。

・調査対象者と調査方法

町内に居住する20歳以上の町民から無作為にサンプリング対象として抽出し、郵送による配布・回収を行っています。

・回収結果

配布数2,000通に対して、回収数は618通（回収率30.9%）です。

・回答者の性別・年齢

回答者618人の性別は、男性48.5%、女性50.8%、不明が0.6%です。

また年齢構成は、下図のようになっており、概ね各年代から回収できています。

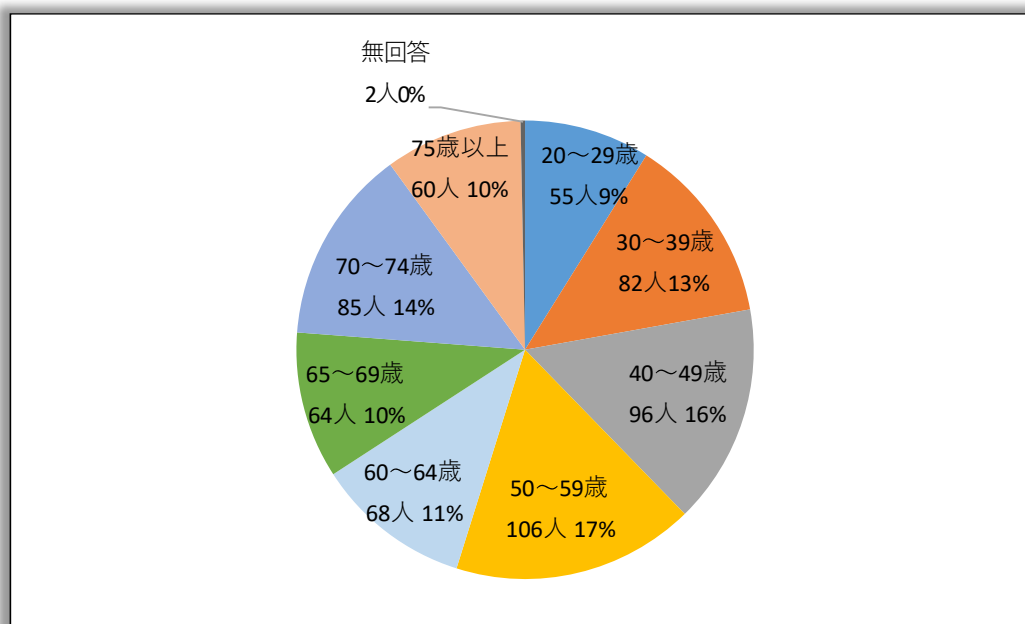


図-1-58 回答者の年齢構成

(2) 町民アンケート結果（町全体）

・三股町は住み良いか？

『三股町の住みやすさ』についてお聞きしたところ「住み良い」が53.1%と半数を占め、「まあまあ住み良い」が34.1%、「どちらとも言えない」が7.4%、「あまり住み良いとは言えない」が3.2%という結果になりました（無回答2.1%）。

・住み良いと感じる理由

前項の「三股町は住み良い」・「まあまあ住み良い」と回答した539名に、住み良いと感じる理由を聞いたところ、「自然環境がよい」が54.9%で最も多く、次いで「自然災害が少ない」（41.0%）、「買い物に便利」（35.8%）が多い結果になっています。

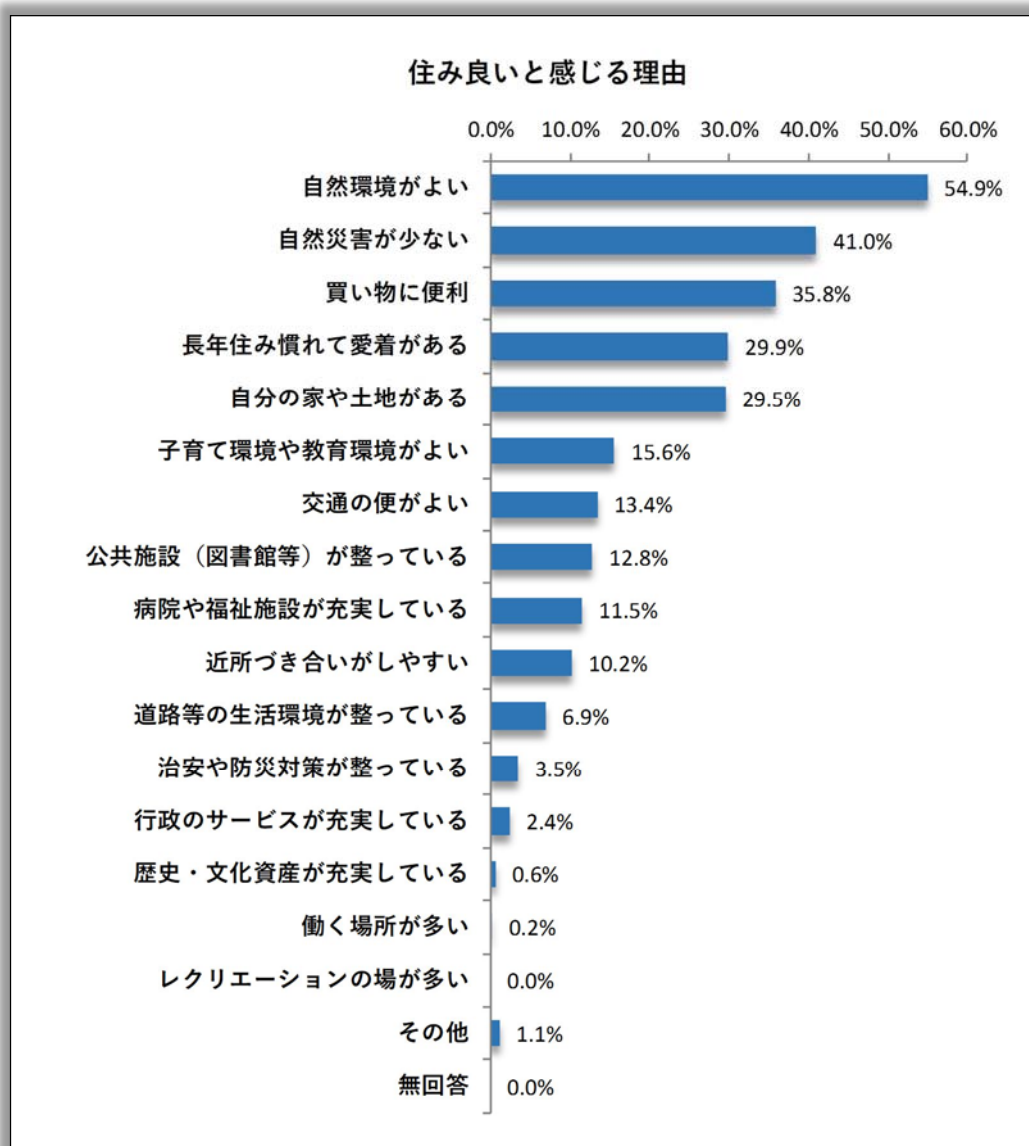


図-1-59 住み良いと感じる理由

・定住意向

定住意向については、回答者の62.0%が「ずっと住み続けたい」と回答する結果になっています。

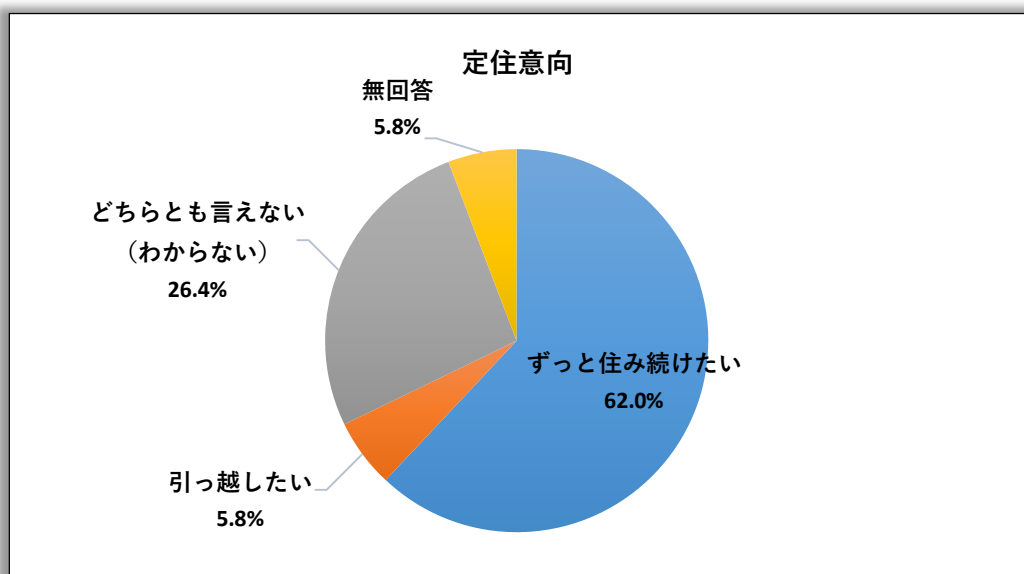


図-1-60 定住意向

定住意向の回答を年齢別にみると、「ずっと住み続けたい」という回答は40歳以上の全ての年齢層で過半数を超え、年齢が高くなる程、その割合も増加する傾向にあります。一方、20代および30代は「ずっと住み続けたい」という回答者が過半数以下であり、「どちらとも言えない（わからない）」と回答した人の割合が、他の年齢層よりも高くなっています。

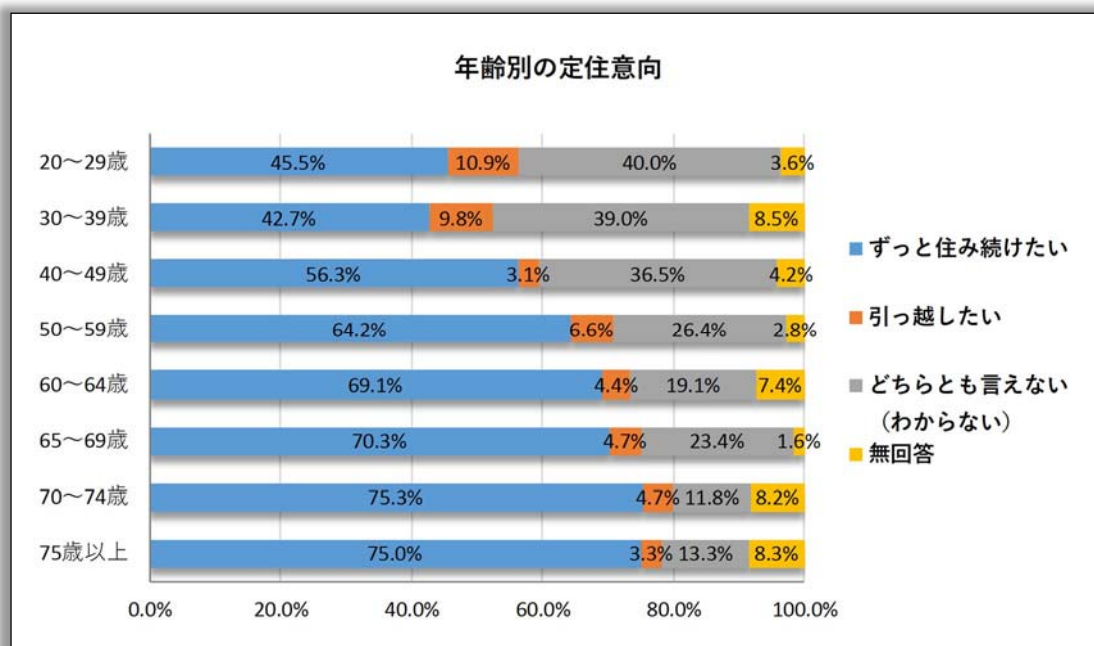
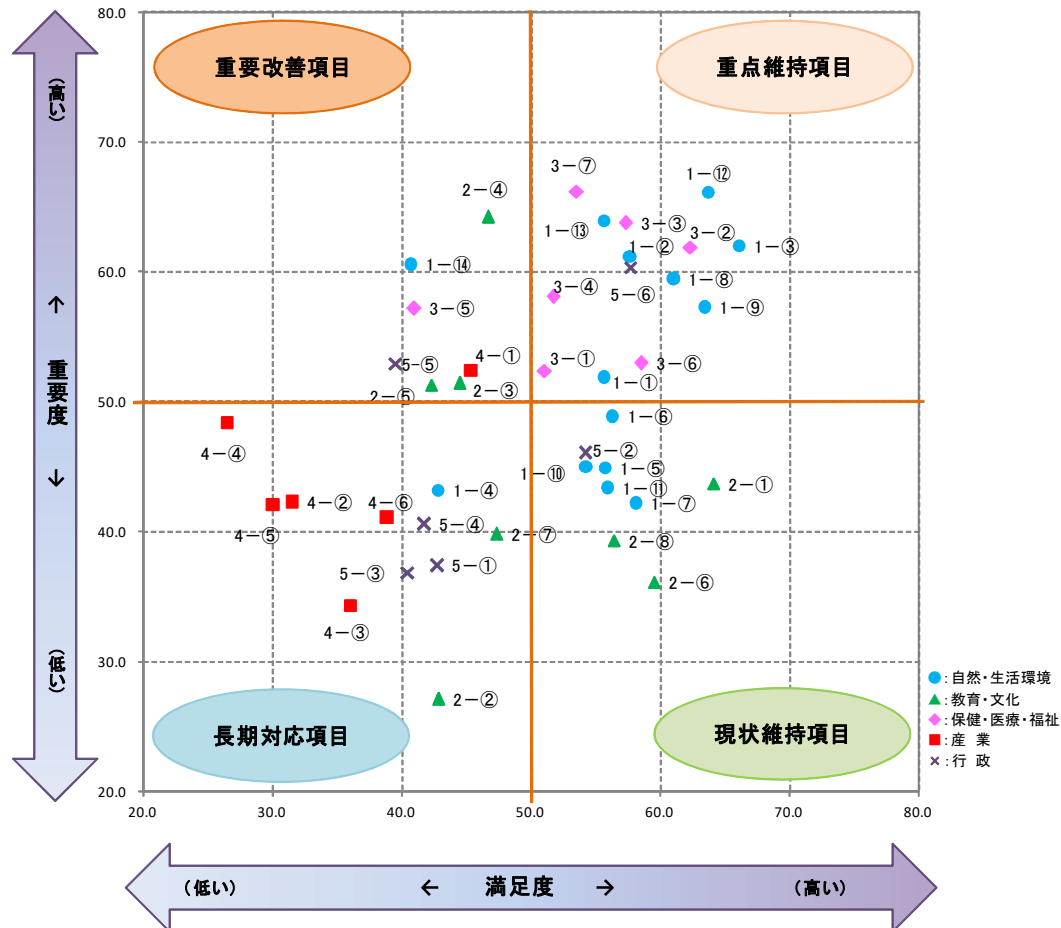


図-1-61 年齢別の定住意向

・ 町政に対する満足度と重要度

町政に関わる41項目について、重要度と満足度を回答してもらいました。その結果、町民が考える最重要改善項目は「2-④学校教育」であり、その他「1-⑭公害」、「3-⑤社会保障」、「5-⑤財政運営」、「4-①農業」等も重要改善項目として挙げられています。



● 全地区の各取組項目における満足度及び重要度の評価点の偏差値

取組項目			満足度	重要度	取組項目			満足度	重要度
1 自然・生活環境 ●	①自然環境		55.6	51.9	3 医療・福祉 ◆	①地域福祉		51.0	52.4
	②水環境		57.6	61.2		②子育て支援		62.3	61.9
	③循環型社会		66.1	62.0		③高齢者福祉		57.3	63.8
	④土地利用		42.8	43.2		④障がい者福祉		51.7	58.1
	⑤住宅・宅地		55.7	44.9		⑤社会保障		40.9	57.2
	⑥道路		56.3	48.9		⑥健康づくり		58.5	53.0
	⑦公共交通		58.1	42.2		⑦医療		53.5	66.2
	⑧上水道		61.0	59.5	4 産業 ■	①農業		45.3	52.4
	⑨下水道・し尿処理		63.4	57.3		②林業		31.5	42.3
	⑩公園緑地		54.2	45.0		③水産業		36.0	34.3
	⑪情報通信		55.9	43.4		④商業		26.5	48.4
	⑫防災・消防・救急		63.7	66.1		⑤工業		30.0	42.1
	⑬防犯・交通安全		55.6	63.9		⑥観光		38.8	41.1
	⑭公害		40.7	60.6	5 行政 ×	①町民主体のまちづくり		42.7	37.4
2 教育・文化 ▲	①生涯学習		64.1	43.7		②町民への情報提供		54.2	46.1
	②国際理解教育		42.8	27.1		③男女共同参画		40.4	36.8
	③青少年教育		44.5	51.4		④行政改革		41.7	40.6
	④学校教育		46.7	64.2		⑤財政運営		39.5	52.9
	⑤家庭教育		42.3	51.3		⑥広域行政		57.7	60.3
	⑥芸術・文化活動		59.5	36.1					
	⑦文化財の保護・伝統文化の継承		47.3	39.8					
	⑧生涯スポーツ		56.4	39.3					

※各取組項目の色付けは、上図の4つの領域に対応した色で行っています。

・三股町の将来イメージ

三股町が将来どのようなまちにあってほしいかという設問に対しては、最も多い回答が「高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち」で36.7%、次いで「自然と共生する花と緑と水のまち」(35.4%)、「災害に強く安心して暮らせるまち」(34.6%)となっています。

下記の結果から読み取れる大切なキーワードとして、「高齢者等の福祉」、「自然との共生」、「災害に強いまち」、「子育て」、「治安」が挙げられます。

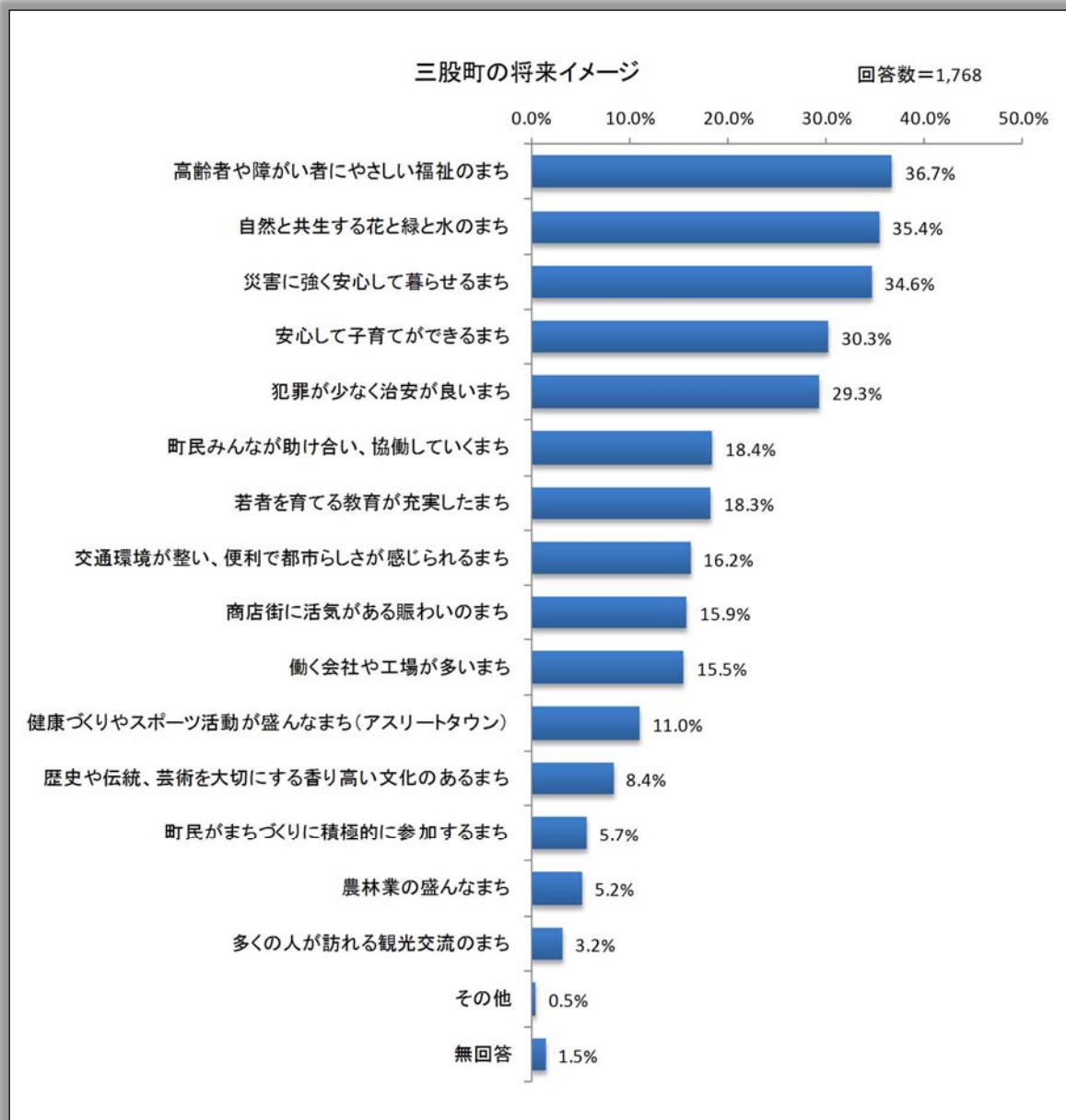


図-1-62 三股町の将来イメージ

・行財政運営における重点的な配慮事項

総合計画アンケートでは、行財政運営において今後特に重点をおく必要があることも聞いています。その結果「職員の定員や総人件費の適正化」で39.5%、次いで「町が行っている事務や事業の見直し（廃止・統合・削減など）」（33.8%）となっています。

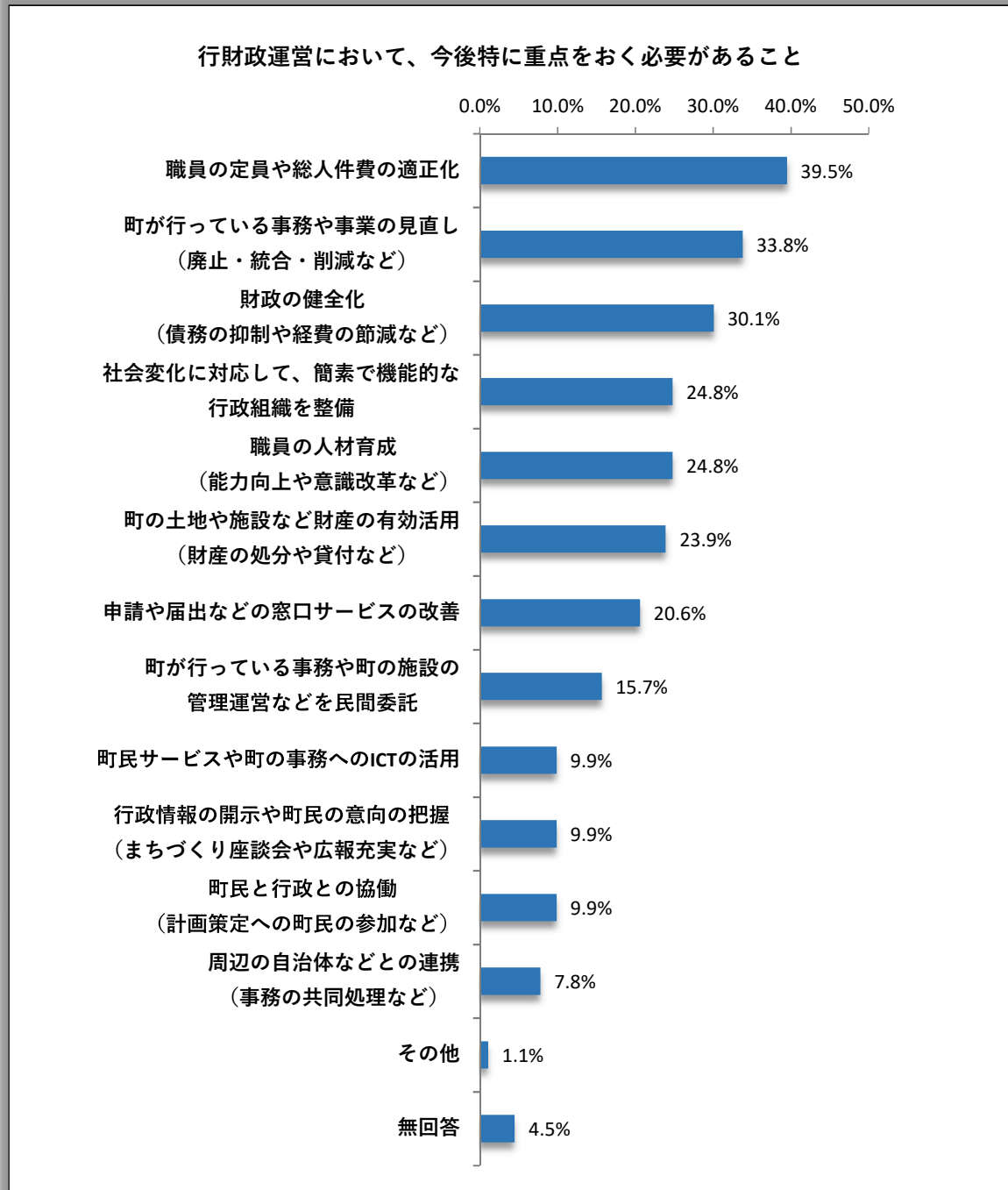


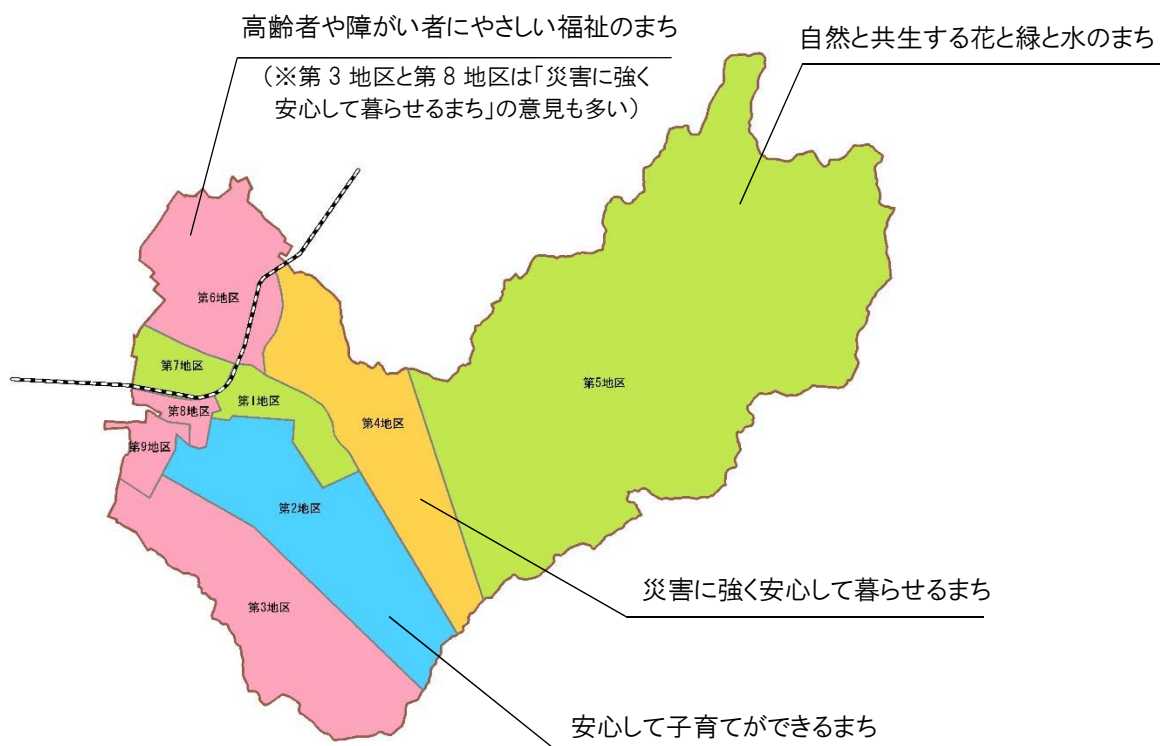
図-1-63 行財政運営における重要事項

(3) 町民アンケート結果（地区別）

・地区の将来イメージ

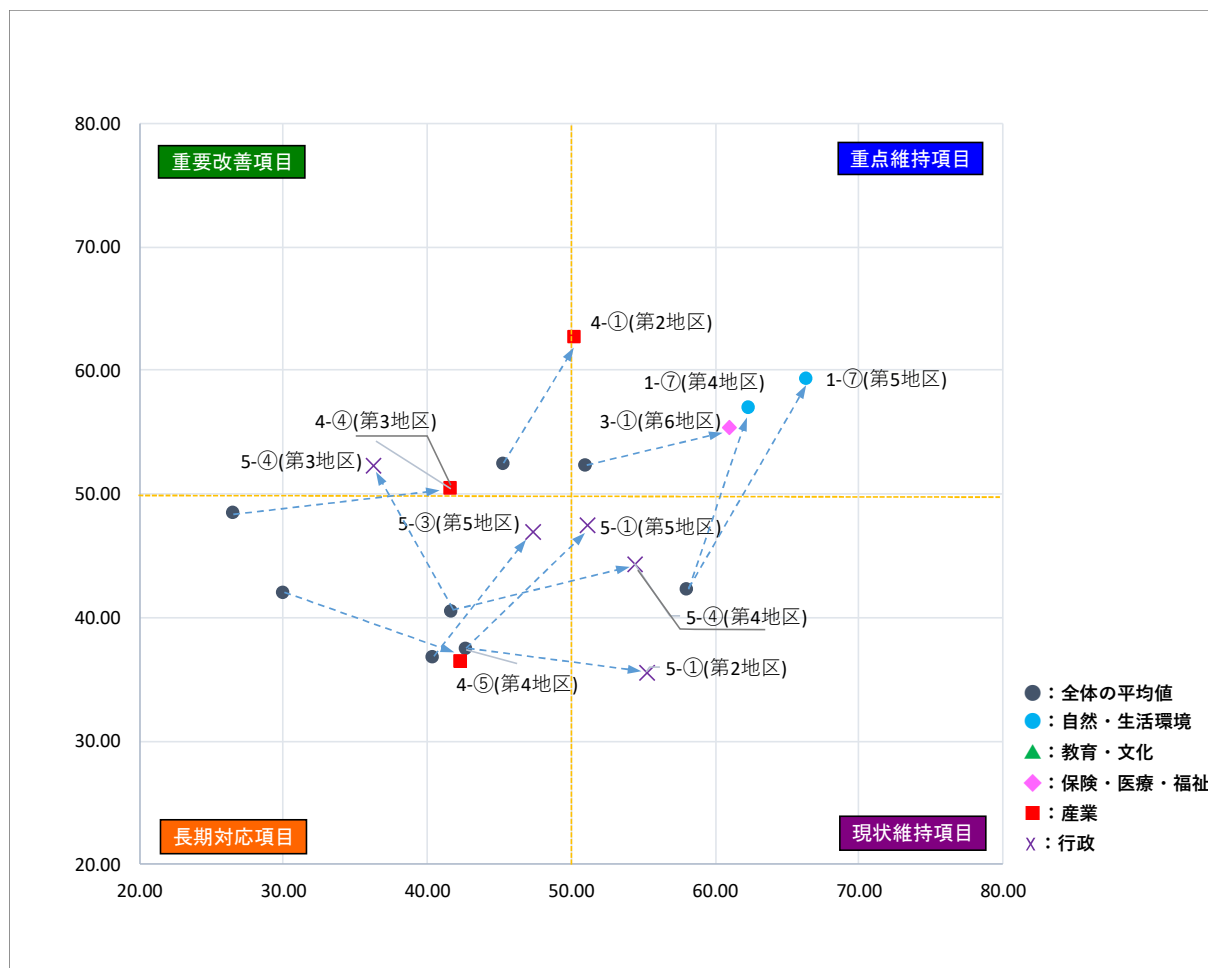
地区別に意見が多かった将来イメージを整理すると、それぞれ「自然と共生する花と緑と水のまち」、「安心して子育てができるまち」、「災害に強く安心して暮らせるまち」、「高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち」の意見が多い結果になりました。

地区	将来のイメージで最も多かった回答
第1地区	自然と共生する花と緑と水のまち
第2地区	安心して子育てができるまち
第3地区	災害に強く安心して暮らせるまち 高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち
第4地区	災害に強く安心して暮らせるまち
第5地区	自然と共生する花と緑と水のまち
第6地区	高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち
第7地区	自然と共生する花と緑と水のまち
第8地区	災害に強く安心して暮らせるまち 高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち
第9地区	高齢者や障がい者にやさしい福祉のまち



・ 町政に対する満足度と重要度（地区別のプラス項目）

前述の「町政に対する満足度と重要度」を地区別に集計し、全体平均よりも満足度・重要度が高かった項目を以下に示します。重要度に着目すると、特に第4地区と第5地区で「1-⑦公共交通」の重要度が高いことが確認でき、これらの項目は満足度も高い結果になっています。

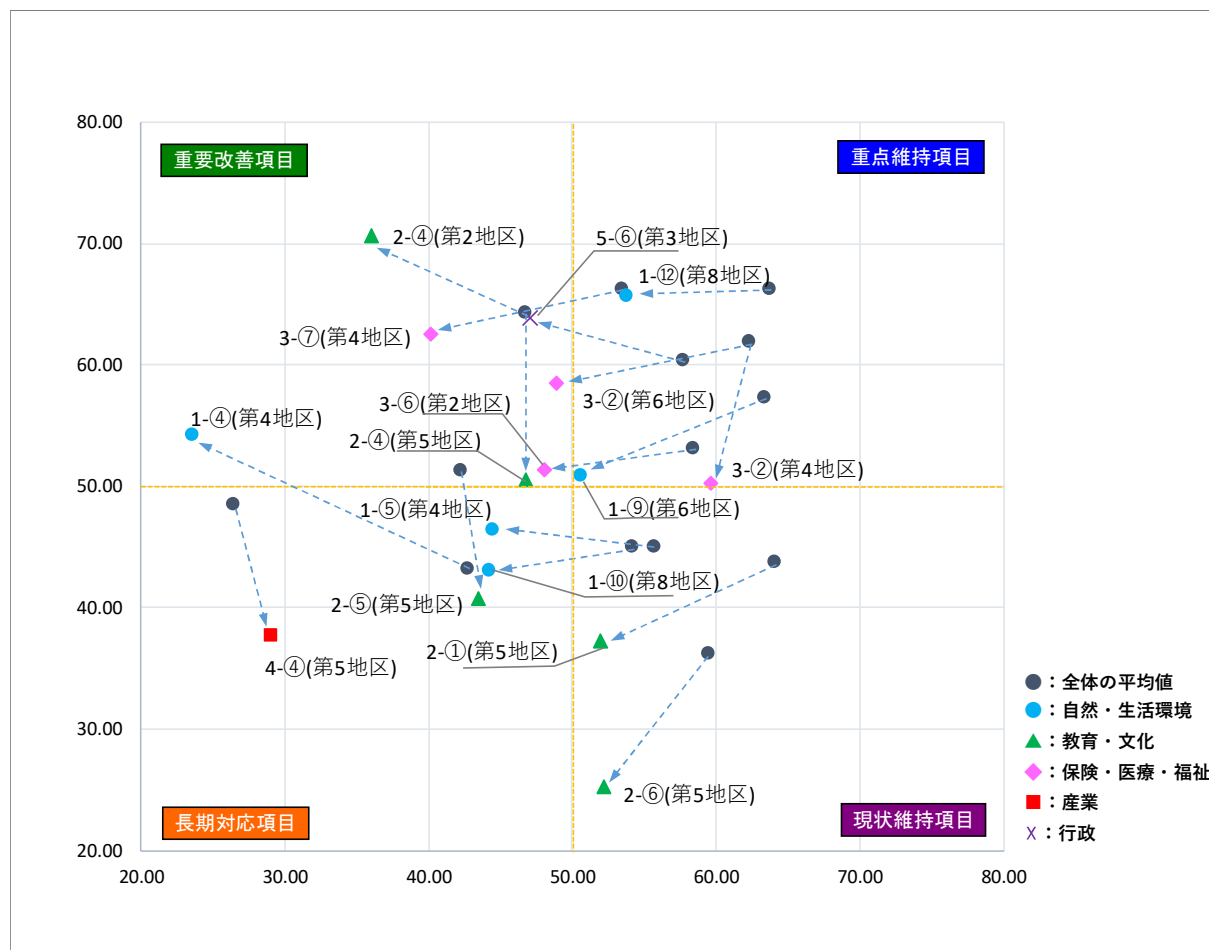


取組項目		全体平均		地区平均		地区平均-全体平均	
		満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1	⑦公共交通(第5地区)	58.1	42.2	66.3	59.4	8.2	17.2
	⑦公共交通(第4地区)	58.1	42.2	62.3	57.1	4.2	14.9
3	①地域福祉(第6地区)	51.0	52.4	61.0	55.4	10.0	3.0
4	①農業(第2地区)	45.3	52.4	50.3	62.7	5.0	10.3
	④商業(第3地区)	26.5	48.4	41.7	50.5	15.2	2.1
	⑤工業(第4地区)	30.0	42.1	42.4	36.4	12.4	-5.7
5	①町民主体のまちづくり(第5地区)	42.7	37.4	51.1	47.5	8.4	10.1
	①町民主体のまちづくり(第2地区)	42.7	37.4	55.2	35.6	12.5	-1.8
	③男女共同参画(第5地区)	40.4	36.8	47.3	47.0	6.9	10.2
	④行政改革(第3地区)	41.7	40.6	36.2	52.4	-5.5	11.8
	④行政改革(第4地区)	41.7	40.6	54.4	44.4	12.7	3.8

第1章 三股町の現況

・町政に対する満足度と重要度（地区別のマイナス項目）

全体平均よりも満足度・重要度が低い項目を確認すると、重要度が高く満足度が低い項目として、第4地区で「1-④土地利用」と「1-⑤住宅・宅地」、第2地区で「2-④学校教育」、第3地区で「5-⑥広域行政」が挙げられました。



取組項目		全体平均		地区平均		地区平均-全体平均	
		満足度	重要度	満足度	重要度	満足度	重要度
1	④土地利用(第4地区)	42.8	43.2	23.5	54.3	-19.3	11.1
	⑤住宅・宅地(第4地区)	55.7	44.9	44.4	46.5	-11.3	1.6
	⑨下水道・し尿処理(第6地区)	63.4	57.3	50.5	50.9	-12.9	-6.4
	⑩公園緑地(第8地区)	54.2	45.0	44.2	43.2	-10.0	-1.8
	⑫防災・消防・救急(第8地区)	63.7	66.1	53.7	65.8	-10.0	-0.3
2	①生涯学習(第5地区)	64.1	43.7	52.0	37.3	-12.1	-6.4
	④学校教育(第2地区)	46.7	64.2	36.0	70.7	-10.7	6.5
	④学校教育(第5地区)	46.7	64.2	46.8	50.5	0.1	-13.7
	⑤家庭教育(第5地区)	42.3	51.3	43.5	40.8	1.2	-10.5
	⑥芸術・文化活動(第5地区)	59.5	36.1	52.2	25.3	-7.3	-10.8
3	②子育て支援(第4地区)	62.3	61.9	59.6	50.3	-2.7	-11.6
	②子育て支援(第6地区)	62.3	61.9	48.9	58.5	-13.4	-3.4
	⑥健康づくり(第2地区)	58.5	53.0	48.1	51.4	-10.4	-1.6
	⑦医療(第4地区)	53.5	66.2	40.2	62.6	-13.3	-3.6
4	④商業(第5地区)	26.5	48.4	29.0	37.7	2.5	-10.7
5	⑥広域行政(第3地区)	57.7	60.3	47.0	64.0	-10.7	3.7

第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像

1. 都市計画・まちづくりの課題と方向性

これまで述べてきた本町の現況や住民ニーズから見えてきた課題と方向性について、今回のマスタープランのまちづくりのポイントとして掲げた「つづく」「つながる」「つみあげる」という3つのキーワードをもとに、以下のように整理しました。

つづく

課題と方向性1

「つづく」まちづくり ～人が住み続ける町を目指して～

人口維持と将来を見据えた都市構造（まとまりある核）の創造

本町はこれまで人口が増加しており、県内でも珍しく自然動態・社会動態ともに増加傾向が続いています。しかしながら、少子高齢化の進行は否めず、社会的自立期における転出超過が大きいなど、人口構造の変化は確実に生じています。

また、そのような変化を背景に高齢者などに配慮した福祉のまちづくりに対するニーズも高まりを見せています。

これまで幅広い世代に支持されてきた「住み良い住環境」や「豊かな自然」などの強みを活かして、更なる住環境の質の向上を図るとともに、高齢者が住みなれた既存集落の維持・活性化にも力を入れるなど、地域や集落ごとにまとまりを持ちながら、いつまでも人が住まうまちを目指します。

つながる

課題と方向性2

「つながる」まちづくり ～人や地域や産業がつながりあう町を目指して～

バランスの取れた土地利用と公共施設の管理、ネットワークの構築

人口増加傾向が続く本町では、住宅建築も活発であり、用途地域内や既存集落だけでなくその外縁部においても新築着工が多くみられます。課題1の人口維持の観点からはプラスの要素といえますが、農地の宅地化が緩やかに進展するエリアにおいては、都市的な土地利用と農業施策との調整が不可欠であり、また、既存集落と新たな居住区域との人や文化の交流も促がす必要があります。「住」と「農」、「既」と「新」をいかにバランスよく調和させるかが課題といえます。

また、人々の暮らしや交流を支えてきたさまざまな公共施設は、その多くが老朽化がすすみ更新時期を迎えています。

関係機関や町民等との協働・連携も視野に入れ、ひとや文化・地域・産業をつなぐ役割を担う公共施設を適切に維持し、それらを活かしてネットワークの形成を進めます。



つみあげる

課題と方向性3

「つみあげる」まちづくり ～成長し続ける元気な町を目指して～ 産業基盤の確立と暮らしにおける賑わいと活力の創出

まちの活性化を図るために、暮らしを支える働く場としての産業基盤を確立することはきわめて重要です。アクセス性に恵まれた本町の地の利を活かし、既存産業の強化とともに、あらたな産業の創出にも取り組む必要があります。

また、元気なまちづくりが実感できるような賑わいを創出するべく、交流人口の増加を促すことを目標に交流拠点の機能強化を図り、より一層の活用を進めます。

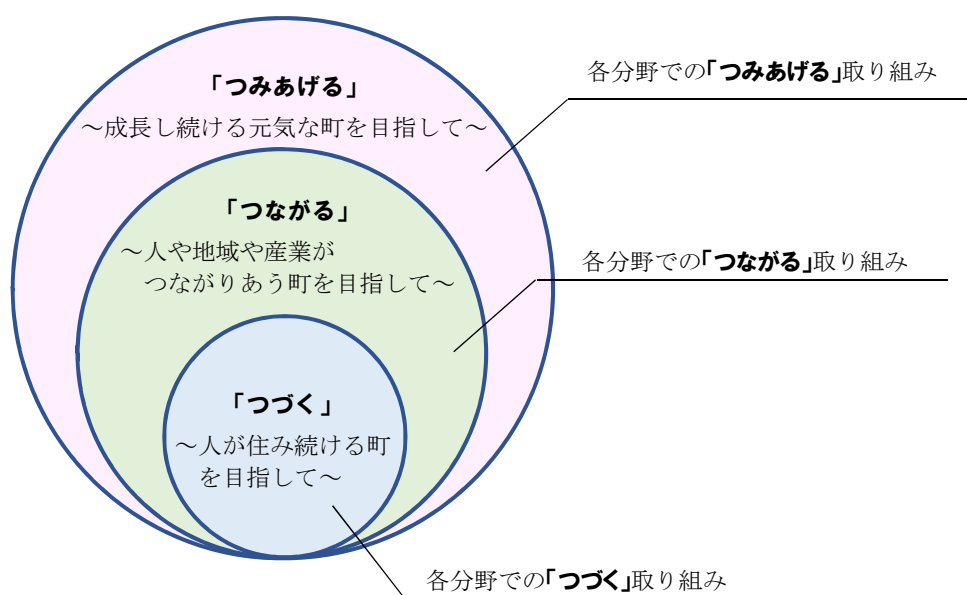
そして、これまでの取り組みや地域性等を踏まえた上で、わがまちが持続的に発展するための取り組みを展開していきます。

以上、課題を3つの柱にまとめて整理しました。

そこで、本都市計画マスタープランのキャッチフレーズを

「つづく、つながる、つみあげる」 ～わがまちみまたのまちづくり～

とし、各分野の方針（第3章：都市整備の方針）を「つづく」「つながる」「つみあげる」の3つのポイントに分けて整理します。



※上記まちづくりを実現するために、第3章では各分野の取り組みを示します。

2. 将来人口

上位計画である第五次三股町総合計画後期基本計画では、平成32年の目標人口を24,629人とし、都市計画マスタープランの目標年次である平成49年の人口は23,611人としています。平成49年までの推移をみると、人口は減少傾向にあり、人口比率は生産年齢人口比率が減少傾向、高齢人口が増加傾向になっていますが、この間「若い世代の仕事・雇用、子育てを支援する生活環境の整備」などを進めることで、平成57年以降はその傾向も回復に向かう目標としています。

本都市計画マスタープランもこのことを踏まえて、課題と方向性1で示したように、人口を維持し人が住み続ける町を実現するための取り組みを整理します。

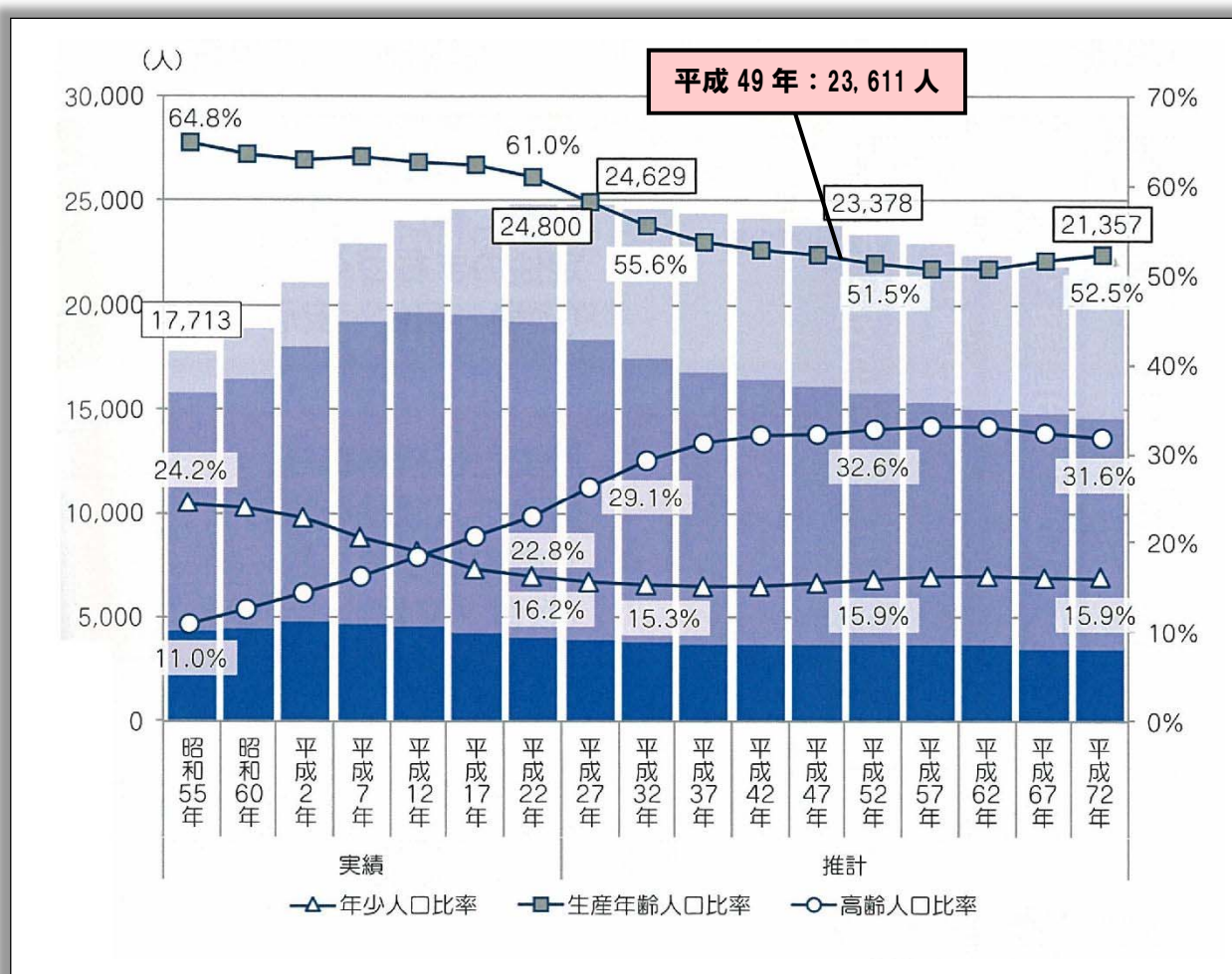


図-2-1 将来の人口目標

3. 将来の都市像

3つに整理した「課題と方向性」は、いずれも第五次三股町総合計画後期基本計画で掲げる町の将来像『自立と協働で創る元気なまち 三股』に即した内容であり、本都市計画マスタープランにおける将来の都市像も、総合計画と同様とします。以下は、三股町総合計画と本計画との関連を整理したものです。

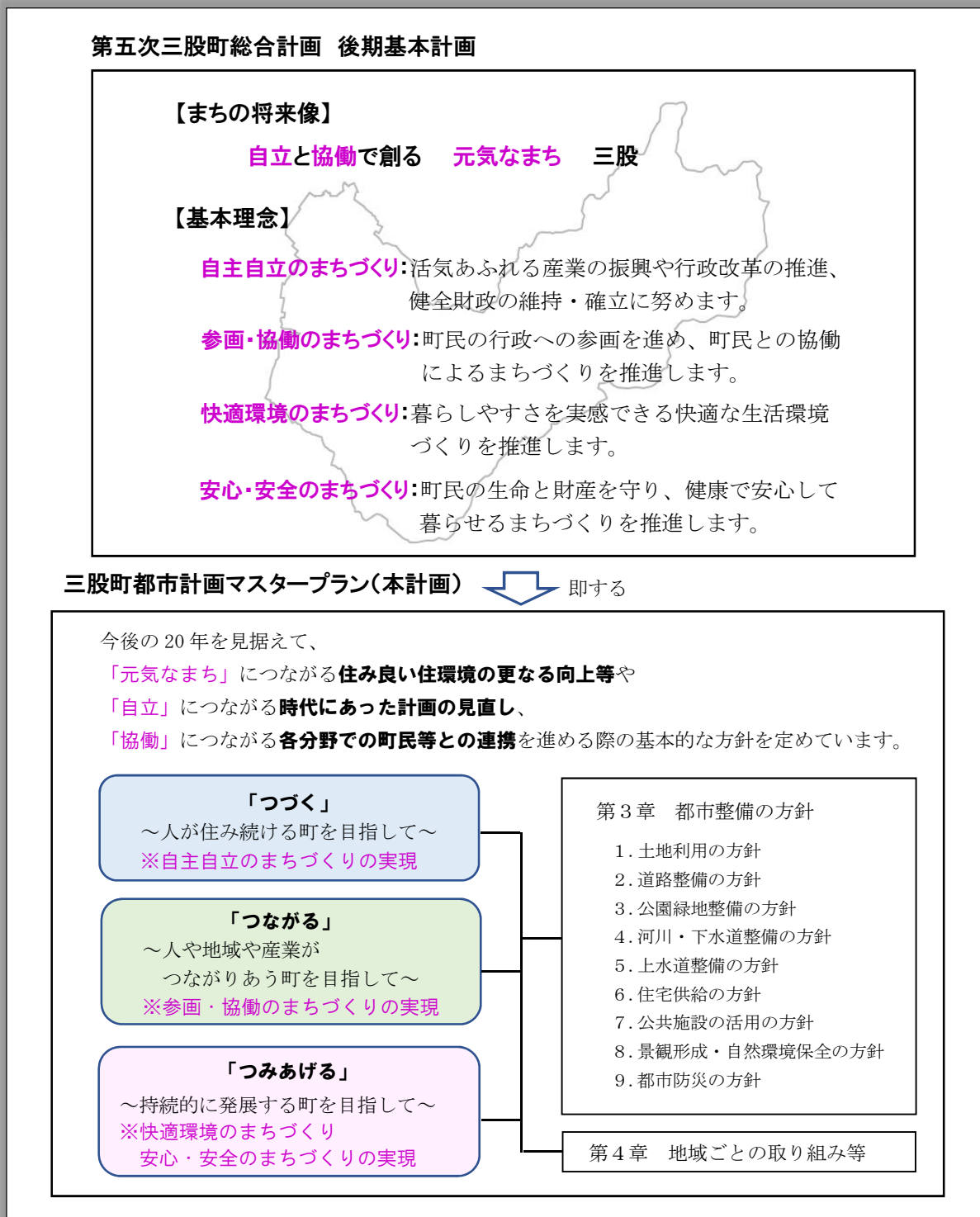


図-2-2 総合計画と都市計画マスタープランとの関係

また、将来像の実現に向けて、「課題と方向性」を「都市の構成要素(ゾーン・拠点・軸)」に分けて整理し、それぞれの方針を示します。

①まちの「ゾーン」区分

〔居住ゾーン〕

ベッドタウンとして幅広い世代から支持されてきた良好な居住環境を維持・向上させ、安心・安全で、より質の高い住環境の創出に努めます。

〔交通の便を活かした工業ゾーン〕

宮崎市と都城市を結ぶ国道269号や九州縦貫自動車道宮崎線の都城ICに近接している立地特性を活かし、工業地としての集積を図るゾーンです。このゾーンでは、工業用地としての必要な整備を継続して行い、積極的な企業誘致で一層の工業集積を図ります。また、居住区域とも近接していることから、公害防止・環境保全対策にも取り組みます。

〔田園と調和した居住ゾーン・里山ゾーン〕

用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含むゾーンです。このゾーンでは、本町の重要な基幹産業である農業の振興を図り、自然豊かなやすらぎある住環境で育まれる多様なライフスタイルの創出に取り組むとともに、良好な里山風景を後世に残すため、農用地の適切な保全・確保に努めます。

〔みどりのゾーン〕

本町の豊かな自然環境の源となるゾーンです。このゾーンは多様な生態系と共生するまちを創造するために不可欠な森林資源であり、積極的な保全に取り組みます。

②まちの「拠点」区分

〔交通拠点〕

JR日豊本線三股駅と餅原駅を位置づけます。特にJR三股駅については、鉄道やバスの交通結節点として交通機能の維持に努めるとともに、駅舎多目的ホールやロータリー広場等の施設を活用し、町の玄関口らしい賑わいの創出に努めます。

〔情報発信拠点〕

本町の特産品等の情報発信やイベント会場としても利活用されている「産業会館」については、三股の魅力を発信する場として情報発信拠点に位置づけます。



〔交流拠点〕

町内外からの来訪者・利活用がある「ふれあい中央広場」と「上米公園」、「旭ヶ丘運動公園」を位置づけます。イベント等で幅広く活用されている「ふれあい中央広場」、町内外の幅広い世代の人たちが憩いの場として訪れる「上米公園」、各種スポーツ大会や日常のウォーキングなど多様なスポーツ振興の場となっている「旭ヶ丘運動公園」、これら3つの拠点の特性を踏まえ、それぞれの機能強化を図ります。

〔新しい働き方の支援拠点〕

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を推進し、独立した仕事を行う共働空間（コワーキングスペース）等の機能を有する新しい働き方の支援拠点施設を位置づけます。

〔農村地域工業等導入拠点〕

本町における雇用の確保と農業および工業の均衡ある発展を図ることを目的とした「農村地域工業等導入拠点」の維持と新規創出を進めます。

〔行政拠点〕

本町の行政サービス・被災時の対応拠点である三股町役場を位置づけます。

〔文化拠点〕

「思い 育み 知の創造」を基本理念に開館している三股町総合文化施設（文化会館及び図書館）を位置づけます。町の文化向上及び文化的交流の拠点として、機能強化に努めます。

③まちの「軸」区分

〔広域連携軸〕

都城市と日南市を結ぶ県道都城北郷線、宮崎市と都城市を結ぶ国道269号線、都城広域都市圏の環状線となる県道都城東環状線、山之口SICと連絡する県道三股高城線を位置づけます。これらの路線は、他都市との交流・物流に不可欠な骨格的交通軸であり、まちを支える重要な基盤として機能強化に努めます。

〔地域連携軸〕

町内の地域間や市街地の補助幹線道路として機能している安久今市線、新馬場郡元通線、三股都城線、山王原早水線、宮村・小鷹線を位置づけます。これらの路線は、本町内の重要な路線として機能維持に努めます。

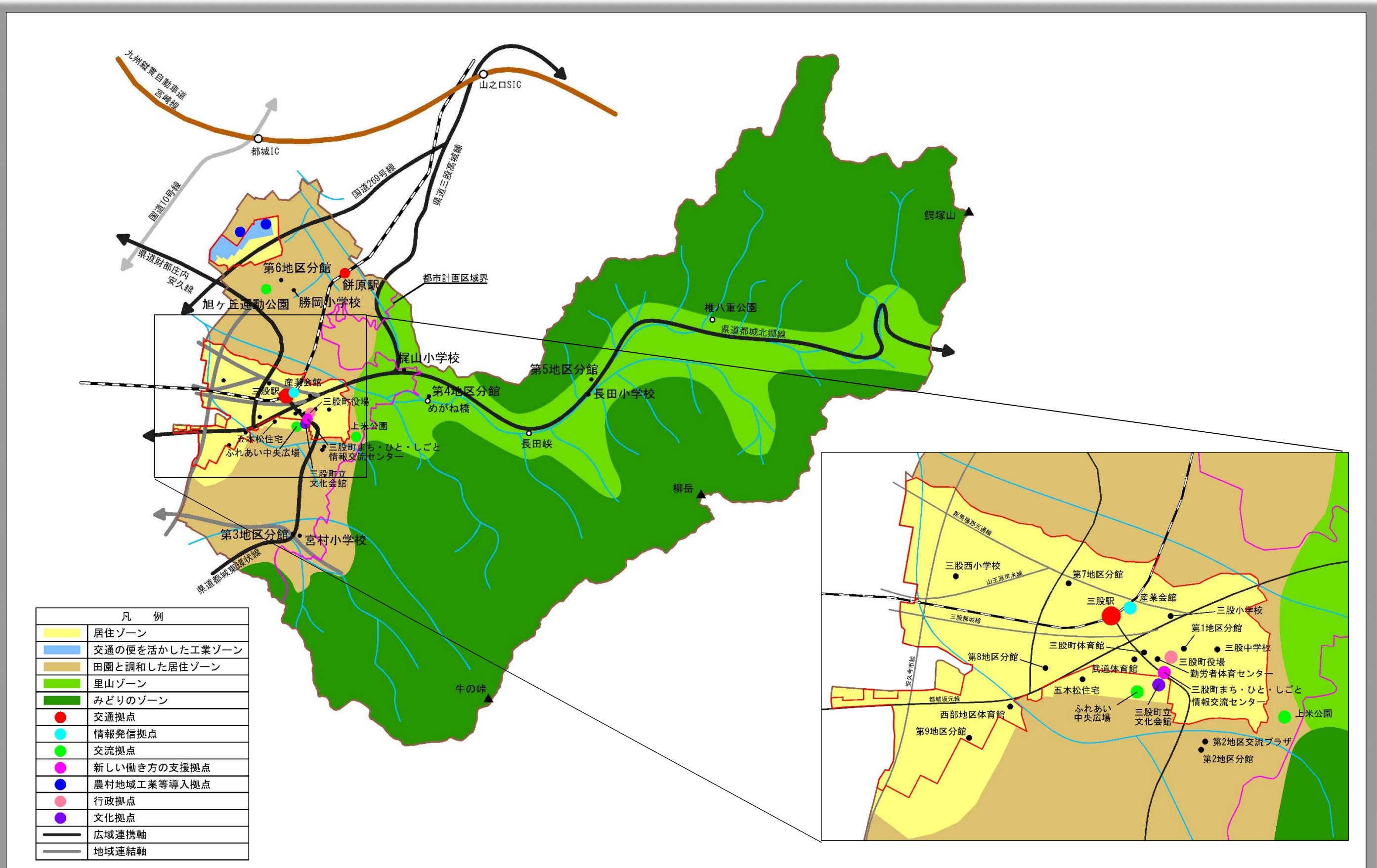


図-2-3 将来都市構造図

第3章 都市整備の方針

第2章の都市計画・まちづくりの課題と方向性で示した「人が住み続ける町」「人や地域や産業がつながりあう町」「持続的に発展する町」の実現を目指すため、分野ごとに方針を定めます。この分野別方針の設定にあたっては、下記に示す基本的な方針を基に定めています。

【本町が進めるまちづくりの基本的な方針】

日本社会全体で人口減少が加速する中、本町は緩やかな人口増加傾向を維持しています。この背景には、「子育てに優しいまち」として子育て世代の負担軽減を目的とした医療や福祉などの各種施策や生活利便性の高さ、ゆとりある住環境、過疎対策や定住促進の取り組み等が評価され、その結果、本町への流入人口が増加しているという状況があります。

一定の成果を上げているこのような取り組みは継続して行い、今後はより暮らしやすい住環境の整備を意識し、整備済みの道路（街路）・公園等の公共施設の質の向上を図ること、現在の人口規模を維持し得る魅力ある都市構造の再構築を目指します。

具体的には、人に優しい歩行空間整備や公園遊具の更新、運動公園の改修など、一旦整備の完了した施設を町民のニーズにあったものに改修する事業を順次進めます。このような改修は、本町が基本理念に掲げる「アスリートタウンみまたの創造」にも寄与するものであり、本格的なスポーツに限らず、より身近な運動であるウォーキングなども含めて「町民誰もが『いつでも、どこでも、いつまでも』スポーツ・運動を楽しめるまち」を実現します。

また、将来にわたり残していくことが必要な既存集落においては、過疎奨励金制度や宅地分譲事業、小規模特認校等が成果を挙げていますが、引続きこれらの取り組みを継続しながら、あらたに景観の取り組み等新しい視点での地域活性化も視野に入れ、町民との協働による既存集落の維持・活性化を進めます。

なお、それぞれの方針は、課題の整理でも用いた3つのキーワード「つづく」「つながる」「つみあげる」を基にまとめています。

<各キーワードが内包するイメージ>

つづく	継続・持続・維持・継承・伝統・受け継ぐ・自主自立
つながる	連携・関連・協力・協働・共有・交流・参加・提供
つみあげる	発展・向上・創出・増加・強化・構築・醸造・築く



1. 土地利用の方針

本町を土地利用の区分ごとにグループ分けし、「つづく」「つながる」「つみあげる」に沿った方針を定めます。

具体的には、「人のまとまり」を形成する核として、役場・三股町総合福祉センターなどの行政機能、総合文化施設・武道体育館などの公共施設、そして三股駅や産業会館、さらにはこのほどオープンしたコワーキングスペース「あつまい」など、各種の機能が集積するエリアを三股の中心地ゾーンとして位置づけバランスの取れた質の高いエリアへの発展を目指します。また、用途地域内およびその周辺の住宅地においてより良好な居住環境の向上や、工業ゾーンにおいて効果的・効率的な土地利用の誘導を図るとともに、用途地域外の既存集落において集落の維持に資する土地利用・取り組みを進めます。

(1) 核となる三股の中心地ゾーン

つづく

行政機能の継続、公共施設の維持

このゾーンには三股町役場や三股町総合福祉センターなど町民の暮らしに直結した行政機能の他、総合文化施設、武道体育館、町体育館など様々な公共施設が集積しています。町の核として必須であるこれらの公共施設は適切に管理し、必要な公共施設の土地利用は継続します。

つながる

商業的・文化的交流の促進

JR 三股駅周辺は、交通拠点や情報発信拠点など交流を促す機能が集積しています。空き地、空き店舗などの低未利用地解消に努め、質の高い商業的土地利用を進めます。また、交流拠点としての「ふれあい中央広場」、文化拠点としての「総合文化施設」も活用し、近隣に集積する各拠点をつなぐことで軸を形成し、点から線、線から面の交流の広がりを目指します。

つみあげる

賑わいとしごとの創出/中心市街地活性化

(a) 商業支援地域の活性化と多様な働き方の実現

近隣商業地域に指定している三股駅周辺のエリアを「商業活性化支援エリア」として開業支援を進めていくなど、商工会等と連携して賑わいづくりを推進し中心地としての吸引力を高める土地利用を進めます。

また、このほど開設したコワーキングスペース「あつまい」は、多様な働き方を実現・支援する施設として、より積極的な利活用を推進します。

一方、中心市街地であるこのエリアでは、高齢化の進展に伴う人口減少がみられる地区もあり、人口減少抑制につながる取り組みの必要性も高まっています。核として集積した様々な機能を発揮し、人口集積に向けた効果的・効率的な土地利用の誘導を図ります。

(b) 中心地の活性化

三股町の地域生活の中心となる市街地、その他の集落拠点間で機能を補完しながら、核を中心として一定の人口が集積した活力ある地域の形成や様々な災害に強い安全な都市の構築、産業・観光の拠点の構築に向けて、効果的・効率的な土地利用の誘導を図ります。

また、近年人口が減少傾向にある中央地区（山王原、仲町、東原）の人口減少抑制につながる取り組みの検討・実施に努めます。社会資本整備にあたっては、民間資金の活用も視野に入れた整備手法を検討・実施します。

(2) まちなか居住ゾーン/働く場（産業）と近接した居住ゾーン

つづく 住みよい住環境づくり

地域の特性を活かした住みよい住環境に配慮しながら、良好な街並み景観の形成も視野に入れ、まちづくりと一体となった住環境づくりを推進します。

また、以前から良好な住宅地が形成されている地区については、今後とも低層及び中層住宅地として、良好な住環境の維持・形成に努めます。土地区画整理事業によって、良好な市街地を形成している地区については、今後とも住環境の保全に努めます。

つながる 適切な土地利用の誘導

高齢化の進展を考慮し、生活利便性の高い市街地居住を求める高齢者が、地域社会の中で自立しながら快適かつ安心して暮らすことを支援するために、公的住宅の整備に加え民間セクターを含めた良質な住宅ストックの形成に努めます。

また、秩序ある土地利用を図るため、開発行為等の指導による適切な土地利用の誘導により、良好な都市基盤の形成を図ります。

さらに、良好な住環境形成の下地となる土地利用を誘導するため、必要に応じ用途地域の見直し・特定用途制限地域等の活用やその他の都市計画手法等の活用を検討します。

つみあげる ストック活用によるまちの活性化

用途廃止になった公営住宅の跡地など、まちの活性化に資することが期待されるストックの活用については、地域活性化のみならず福祉・健康等といった幅広い視点からの機能導入を検討します。

(3) 交通の便を活かした工業ゾーン

つづく 公害防止・周辺住宅地の環境保全

既存の工業地は、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。

つながる 農商工の連携

本工業地ゾーンでは、企業誘致の受け皿機能に加えて、本町の特産品を活かし時代の消費ニーズに対応した商品開発の製造の場としての機能も位置づけ、本町の農商工（田園と調和した居住ゾーン・里山ゾーンを中心とした農業、核となる三股の中心地ゾーンを中心とした商業、交通の便を活かした工業ゾーンを中心とした工業）の連携に努めます。

つみあげる 優良企業の誘致

企業立地奨励制度を更に充実させるほか、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に努めます。誘致企業のニーズの反映を図りながら、本工業地がもつアクセシビリティの良さという強みを活かして、魅力ある工業地の形成に努めます。

特に、蓼池地区工業団地においては、工業団地の整備や農村地域工業等導入地区の見直しを図ることにより、地元企業の再配置及び優良企業を誘致し、若者の雇用の場を創出します。

(4) 田園と調和した居住ゾーン/里山ゾーン/みどりのゾーン



豊かな環境・集落の保全

(a) 集落の保全

用途地域外においては、周辺の農林業などとの調和に留意して、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。施設整備を行う場合には、町民生活の安全確保を優先し、周辺地域を含めて事前に調査を行った上で、周辺の環境や景観に配慮した適切な土地利用を推進します。

また都市計画区域については、地形地物等を基準としたより分かりやすいラインとなるよう区域の見直しについて検討するとともに、都市計画区域外の集落では、農業振興地域との調整を図りつつ、地域の特性に配慮した良好な住環境の保全・整備に努めます。

このゾーンには、優れた観光資源となり得る豊かな自然環境が豊富にあることから、それらを活かした魅力ある地域づくりや農村集落の住環境の向上に取り組むとともに、優良宅地の造成、移住の促進などにも取り組み、過疎化の抑制・地域の核の維持形成を図ります。

(b) 農用地の保全

本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食糧供給の基盤であり、多面的な公益的機能を発揮する重要な財産であることから、無秩序な開発を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

また、生産性の向上と農地の集約化に向けた土地基盤や近代化施設の整備、迫田や湿田など条件が不利な農地の管理・活用、農業の担い手不足の解消をさまざまな組織と連携して進め、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に取り組めます。

(c) 森林の保全

森林が有する水源かん養等の公益的機能を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護・育成を図ります。中でも、広葉樹の植栽を推進し、動植物や土壌等の保護及び自然環境の保全とあわせ、水源かん養と地場産業育成のため、「ふるさとの森おこし」を掲げ、町の森林機能の活性化に取り組めます。

また本町には、専門林家が少なく、林業後継者の育成は非常に厳しい状況にあることから、林業に魅力を感じ得る就業環境を整備するとともに、林研グループ活動の支援や会員の参入促進等による林業後継者の育成に努めます。

つながる

6次産業化・地産地消の推進

前述の集落の保全や農用地の保全に加えて、これまで取り組んできた「どぶろく」や「ごま」といった地域の農産物を活かした商品の開発・販売などを推進し、6次産業化の育成・推進や地域産業の活性化を図ります。

また、都城東高校と連携して実施している「若い世代の発想・活力と地域や農商工業者のネットワークづくりによる地産地消の推進」のための取り組み（三股町地産地消コンクール）の継続等により、地産地消の推進を図ります。

つみあげる

地域の魅力発見と伝統工芸の育成・振興

(a) 地域の魅力発見

地域おこし協力隊や高等教育機関と地域とが連携し、隊員や学生などの外の目による新たな地域の魅力を発見し、地元の小学校を核とした魅力化を促進し、他地域からの新たな人の流れを創出します。

(b) 地域に根ざした工芸の育成・振興

伝統工芸品等については、販路の開拓、商品のPRのほか、ものづくりフェアの開催等で、新たな需要の掘り起こしを進めます。

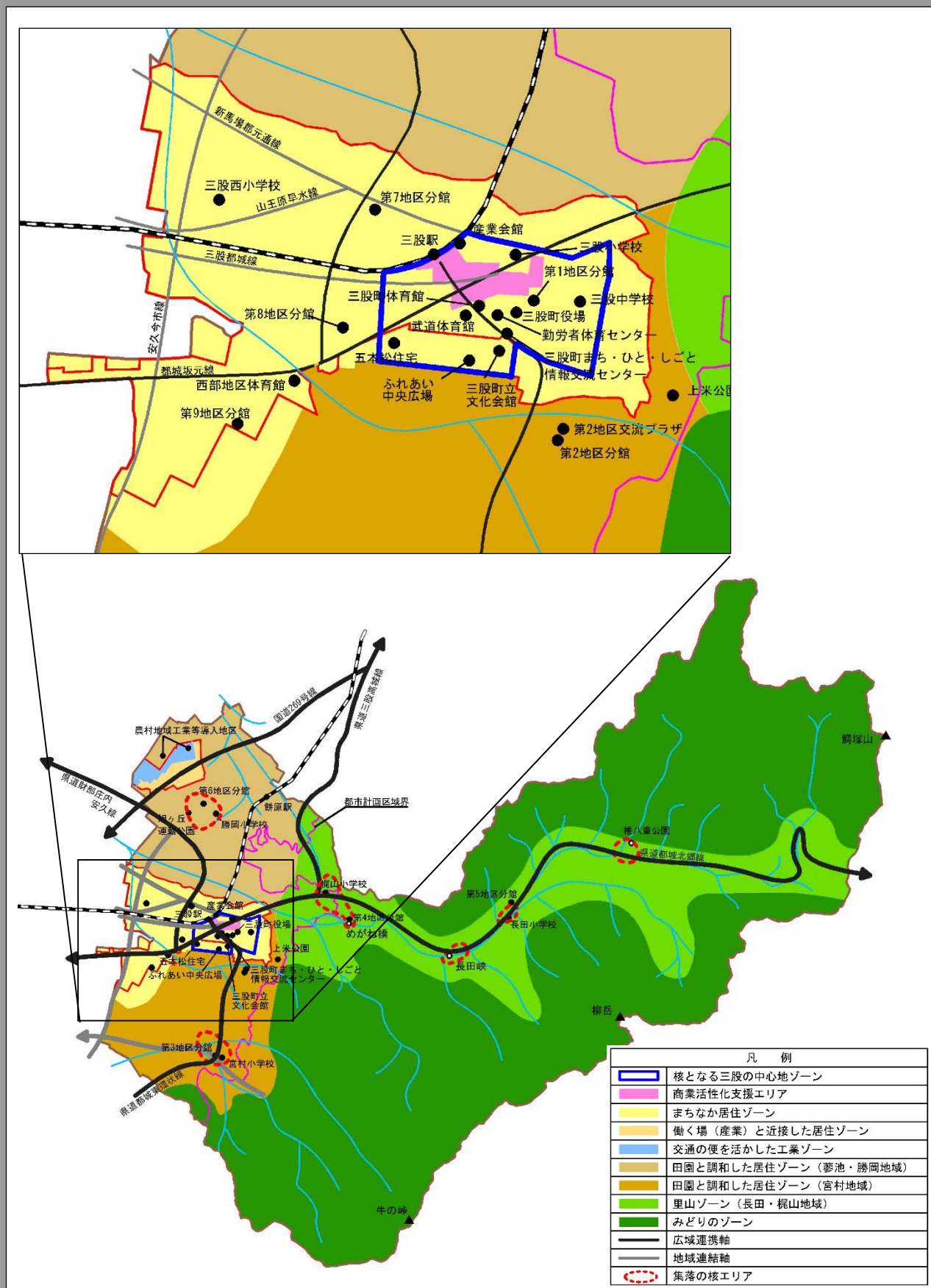


図-3-1 土地利用の方針図

2. 道路整備の方針

交通施設は、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路・鉄道・バスが効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進・促進します。

具体的には、町民の生活に不可欠な【つづく】「生活道路（町道）の整備・維持管理」の充実を図るとともに、【つながる】「道路ネットワークの形成・公共交通機関の利用促進」に努めます。また、本町においても少子高齢社会が到来してきていることを踏まえて、【つみあげる】「少子高齢社会に対応した交通環境の形成」を図ります。

これらに加えて、将来を見据えた都市経営の観点から、機能・整備の必要性が低下している都市計画道路の計画の廃止を進めます。

つづく 生活道路（町道）の整備・維持管理

町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を図るため、財政の健全性に留意しつつ、道路空間のバリアフリー化や橋梁・舗装路面等の計画的な修繕（ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行う）等、効率的で効果的な町道の整備及び維持管理の充実を推進します。

つながる 道路ネットワークの形成・公共交通機関の利用促進

(a) 広域道路網・幹線道路網の整備促進

物流交通の効率化と企業立地及び定住の促進、災害時の避難路・輸送路の確保、地域間交流の活性化等を目的に、高速・高規格道路等へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線等の町道整備を図るなど、効率的な広域道路網の形成に取り組みます。

また都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路は機能・整備の必要性や実現性等が低下している（下表-3-1 参照）ため、計画の廃止に向けた手続きを進めます。

表-3-1 長期未着手都市計画道路の計画決定時の位置づけと現状

長期未着手都市計画道路	計画決定時の位置づけ	都市計画道路を取り巻く状況
新馬場植木線の一部区間	本町の市街地北部（新馬場用途地域界）から市街地南部（宮村）までを結ぶ市街地の環状道路	未整備区間（南部）は第1種農地を通る路線であり、農業施策との調整等の点で実現性が低い。 都市計画道路以外での整備を模索する。
病院通線の一部区間	市街地東部の地域内交通処理を担う道路	未整備区間（北部）は既に住宅地が形成されており、広幅員道路の整備により早馬神社を中心とした地域の景観を壊す恐れがある。また代替機能を果たす町道が整備済み。
新馬場榎堀線の一部区間 新馬場五本松線	土地区画整理事業とあわせて計画された地域内の交通処理を担う道路	前提としていた土地区画整理事業区域から外れており、代替路線の町道が整備済み。
東原通線	市街地の地域内交通処理を担う道路	平面交差で計画されていた新馬場郡元通線が鉄道高架になったことで必要性が低下した。また代替機能を果たす町道が整備済み。



(b) 県道の整備促進

必要路線における整備・改修を県に要請し、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

(c) 公共交通機関の利用促進

町民が公共交通機関を身近な存在に感じて利用しやすいように関係機関と連携を図り、定期的な意見交換の機会を増やしていくように努めます。また、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町村が一体となって取り組む「地域公共交通網形成計画」の策定等を促進します。

つ み あ げ る 少子高齢社会に対応した交通環境の形成

本町では、誰もが利用しやすい公共交通の環境づくりを進めるためにコミュニティバスの運行を開始しましたが、生活支援の利用者は増加傾向にあるなど一定の成果をおさめています。

また、高齢者や通勤者、学生等にとって大切な公共交通機関となっていることから、今後も町民の意見を取り入れながら定期的に路線の見直しや時刻表の改訂を行うなど、利用しやすい環境づくりとサービスの向上に努めます。

これらに加えて、少子高齢社会、まちなか居住などに対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。

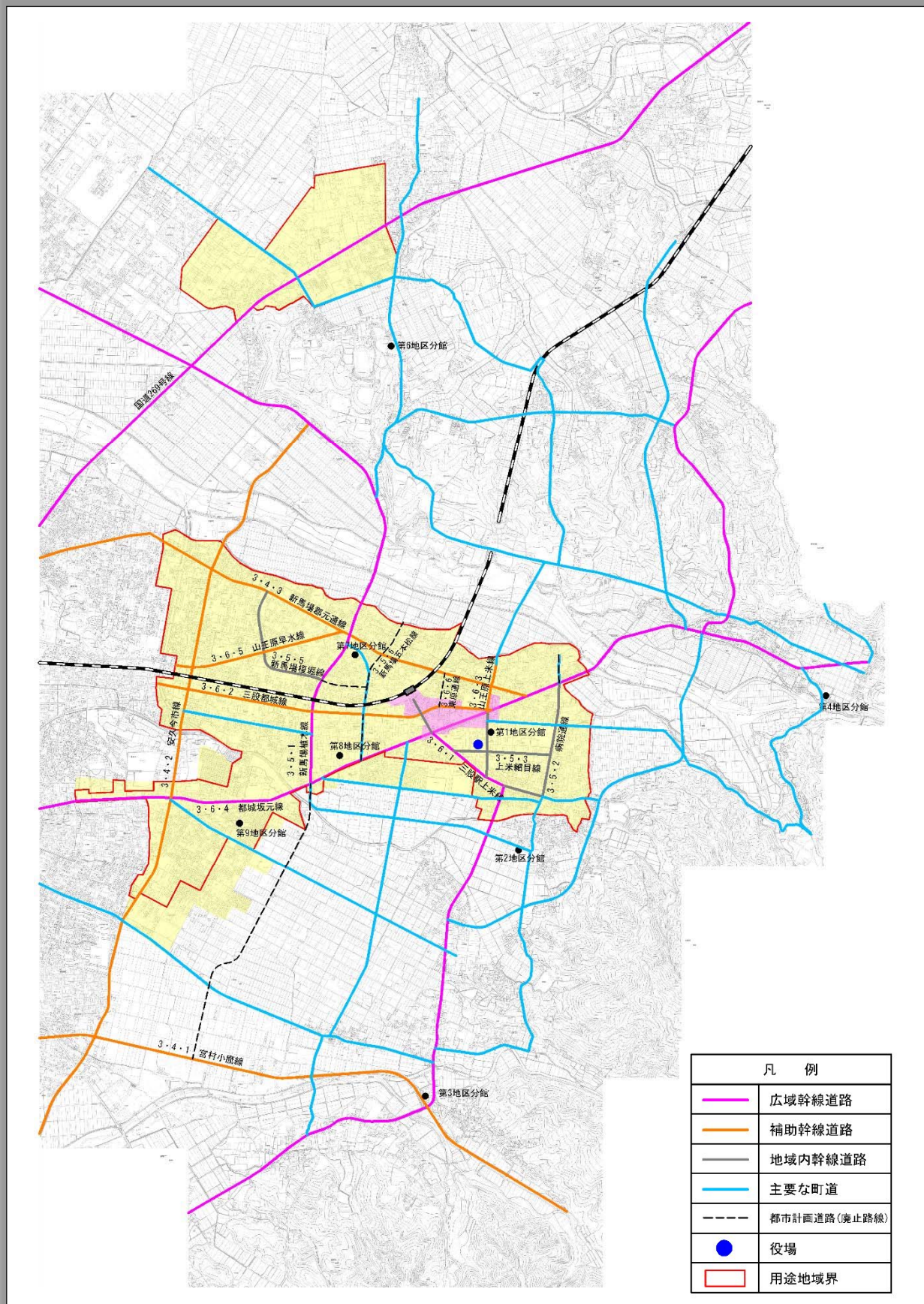


図-3-2 交通体系のネットワーク方針図

3. 公園緑地整備の方針

日常生活において、緑豊かな公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりではなく、大気浄化、災害の防止などのさまざまな機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしています。

本町の公園面積等は、非常に高い水準にあるものの、人々の多様なニーズに応える場として、今後は地域の実情に応じて、既存の都市公園を含め、効率的・効果的な配置と適正な規模を検討した上で、計画的な整備・保全に努める必要があります。

そこで公園緑地整備の方針として、【つづく】「地域の実情に応じた公園の整備・維持管理」を定めるとともに、公園機能を維持していくことにもつながる【つながる】「町民参加型の公園づくり」についての方針を定めます。また、より発展的な取り組みとして、【つみあげる】「観光地としての魅力向上」についての取り組みを継続・強化します。

つづく

地域の実情に応じた公園の整備・維持管理

公園の魅力と快適性を高めるため、四季折々の季節感が感じられる樹木の植栽による木陰づくりや休憩施設の整備に努める等、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努めるとともに、時代とともに著しく必要性が低下している既存公園に対して見直しを検討します。

また、利用者の安心・安全を確保するため、今後も遊具点検を定期的を実施し、長寿命化を図るとともに、防犯に配慮した施設整備やバリアフリー化およびユニバーサルデザイン化を進めます。

災害時の活動拠点としても有効に活用できるよう、応急給水施設や備蓄倉庫等の整備も検討し、公園の防災機能の向上に努めます。公園の整備に際しては、太陽光発電やLED照明の導入等、環境配慮型の施設整備に努めます。

つながる

町民参加型の公園づくり

公園整備や維持管理においては、町民参加型の維持管理の推進を図り、公園愛護活動の普及に努めます。一方、厳しい財政状況の下、施設毎に必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新に努めます。

つみあげる 観光地としての魅力向上

本町には、交流拠点に位置づけた「上米公園」「旭ヶ丘運動公園」「ふれあい中央広場」の他にも、伝統的な地域の祭りの会場にもなっている「早馬公園」や自然公園に位置付けられた「長田峡公園」「椎八重公園」「矢ヶ渕公園」など、拠点となり得る特性を持った公園が複数あります。豊かな自然環境や歴史・文化・景観などの資源を有するこれらの公園が拠点としての機能を発揮できるよう整備を進めます。

その他、観光協会と連携したソフト事業やインバウンド事業に取り組み、観光地としての魅力向上に努めます。

公園の写真を挿入する予定です。

公園の写真を挿入する予定です。

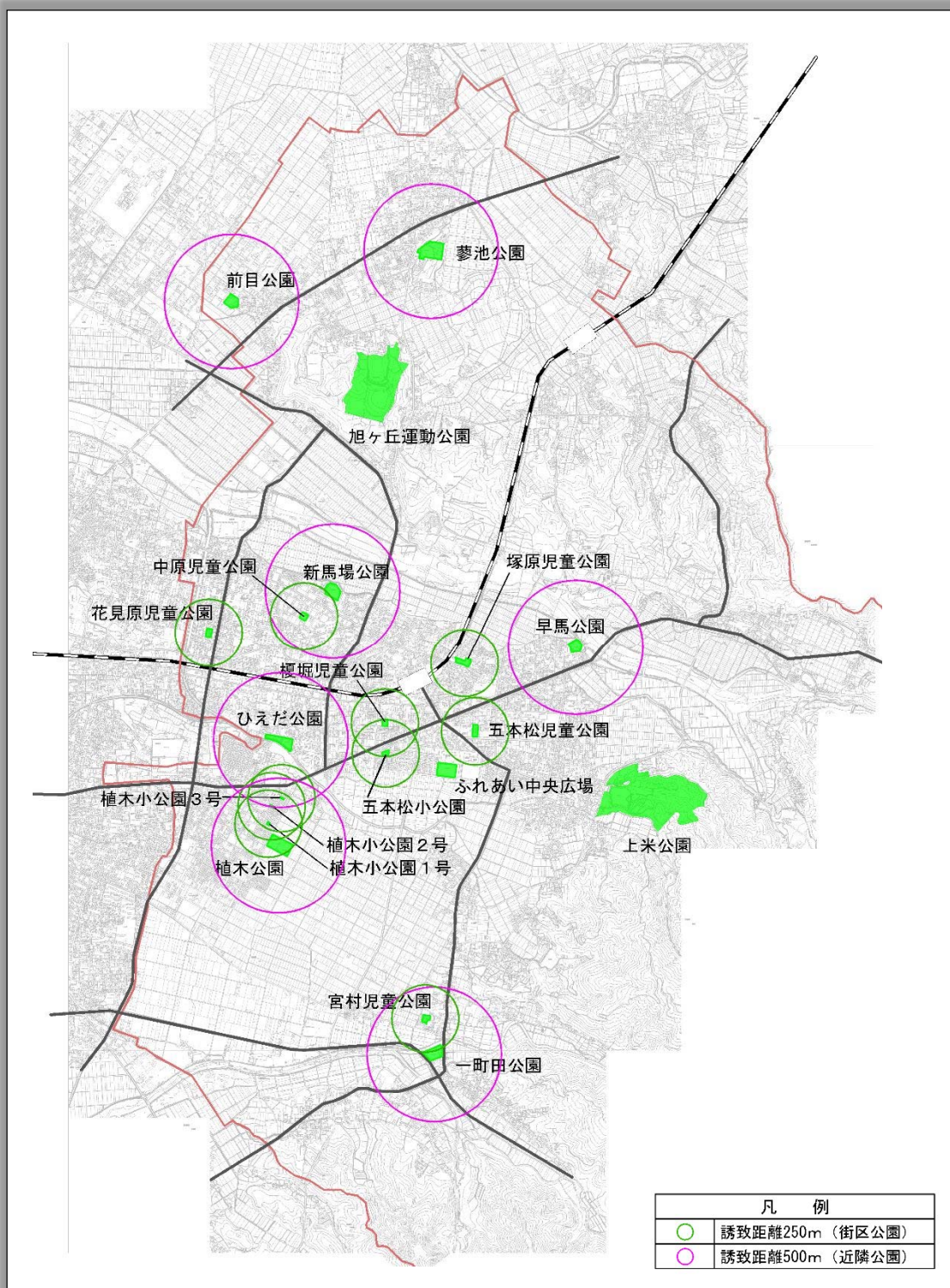


図-3-3 公園緑地の配置方針図

4. 河川・下水道整備の方針

河川については、一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努めます。そのために、【つづく】「継続的な水源の森づくりの推進」に努めるとともに、【つながる】「関係機関との連携」を図って河川情報の伝達・周知体制の充実を図っていきます。また一方で、【つみあげる】「町民一人ひとりの認識の向上」を図り、河川環境の保全に努めます。

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を進める必要があります。そこで、【つづく】「地下水の保全」に取り組むとともに、【つながる】「町民との連携による取り組み」による下水道関連の事業を進めていきます。また、都市経営の観点から【つみあげる】「汚水処理全体を捉えた機能強化と効率化」を図ります。

(1) 河川関連

つづく

継続的な水源の森づくりの推進

河川環境の改善や地下水源のかん養力を高めるため、「大淀川水源の森」をはじめとする森林保全活動や広葉樹の植林活動を町民・事業者・行政が一体となって推進します。

つながる

関係機関との連携

河川の整備については、自然環境との調和・生き物の生息・生育・繁殖環境へ配慮しながら、河川機能の保全に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努めます。

つみあげる

町民一人ひとりの認識の向上

河川環境を保全するため、河川浄化等推進員と協力して定期的に河川パトロールを行い、水質汚濁原因の早期発見と排水水質の改善、指導に努めます。

町民一人ひとりに「水資源は有限である」という認識を広め、河川浄化意識の啓発を図るほか、クリーンアップみまた等、地域が一体となった河川浄化活動を推進します。



(2) 下水道関連

つづく 地下水の保全

良好な地下水を次の世代に引き継ぐため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換補助など生活排水対策に取り組めます。

つながる 町民との連携による取り組み

(a) 公共下水道の整備推進

下水道整備推進のため、今後も広報及び個別相談会を開催し、住民の下水道事業へ理解を図ります。また管渠の整備は、下水道の普及により接続が見込める地域を優先して行い、接続率の向上に努めます。さらに、全体整備区域の見直し、施設の長寿命化等を検討し、経費の削減に努めていきます。

(b) 農業集落排水の機能維持

梶山地区及び宮村南部地区の農業集落排水施設の点検整備を強化し、施設の長寿命化を図ります。

(c) 山間地域等における合併浄化槽の維持管理

公共下水道や農業集落排水の区域外においては、今後も合併処理浄化槽への転換により、生活排水の改善に努めます。

つみあげる 汚水処理全体を捉えた機能強化と効率化

公共下水道については、供用区域拡大と接続率の向上に比例し、汚水量が増加しています。また、すでに供用を開始した区域においても住宅建築が進んでおり、汚水量はますます増加すると見込まれることから、中央浄化センターの施設拡充を図ります。

三股町衛生センターについては耐用年数を経過し老朽化が著しいことから、公共下水道との汚水処理連携なども視野に入れた計画の見直しを進めます。

また、梶山地区農業集落排水施設については、下水道全体計画に基づき公共下水道への接続を行い、汚水処理施設全体の集約化、効率化を進めます。

5. 上水道整備の方針

水は私たちの生活に欠かせないことを踏まえて、【つづく】「安定した原水の確保・水道水の供給」に努めるとともに、地震等の災害発生時に備えて【つながる】「危機管理の強化」を図っていきます。また、持続的に発展する町のために将来を見据え、【つみあげる】「経営基盤の強化」を進めていきます。

つづく

安定した原水の確保・水道水の供給

(a) 安定した原水の確保

これまでの継続的な整備によって、上水道はほぼ町内全域で普及しています。今後は、水源施設の更新を計画的に行うとともに、水量、水質の監視を継続的に行い安全な水道水の供給に努めます。

(b) 水道水の安定供給

安全な水道水を安定的に供給するため、計画的な施設整備と監視システムの強化に努めます。また、今後も水質検査計画に基づいた検査の実施や貯水槽水道管理に関する指導助言を行い、水質監視体制を強化するとともに、住民への情報発信に努め、安心できる水道水の供給に取り組みます。

つながる

危機管理の強化

地震等の災害発生時に水道施設の被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するために施設の耐震化を図ります。

つみあげる

経営基盤の強化

(a) 経営基盤の強化

水道事業の経営状況は節水に対する意識の高まり等により、水需要が減少しており、今後伸びが見込まれない状況であるため、広域化の検討も含め効率的・計画的な事業運営を推進し、将来にわたり安定した経営基盤の強化に取り組みます。

また、水道事業は料金収入によって運営される公営企業であるため、今後も水道料金の収納対策に努めます。

(b) 環境対策の推進

水源施設においては、省エネ機器が導入されていない施設があるため、継続的に省エネ機器の導入を進めるとともに、環境に負荷の少ない機器への更新を行い積極的な環境対策に取り組めます。



6. 住宅供給の方針

住む町として、これまで幅広い世代に支持されてきた本町の住み良い住環境を確保していく一方で、さまざまなニーズに沿った住宅供給を進めます。

具体的には、今後も【つづく】「公営住宅の確保」を図るとともに、移住・定住に向けて【つながる】「町民・町外への情報発信等」を進めていきます。また、【つみあげる】「既存ストックの活用」を推進していき、持続的に発展する町を目指します。

つづく 計画的な公営住宅の確保

三股町住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、三股町公営住宅等長寿命化計画の各種計画に基づき、老朽化した町営住宅の集約・建替えや、若者・高齢者のニーズを踏まえた住戸改善（台所・風呂・洗面の3点給湯への改善、バリアフリーなど）を計画的に進めていきます。

つながる 町民・町外への情報発信等

(a) 良好な住宅・宅地の供給誘導

木造住宅耐震化の重要性を認識してもらうよう広報活動に努め、補助制度を充実させ、耐震改修等の事業を継続していきます。

(b) 移住・定住のまちづくりの推進

本町の魅力、生活や住宅等に関する情報を発信する特設サイトの構築や移住・定住に係る不安の軽減につながる相談窓口を設置する等、移住や定住を促進するための取り組みを強化し、受け入れ体制の整備を進めます。

つみあげる 既存ストックの活用

人口の増加傾向が続く本町においても、近年、空き地や空き家等は少なくありません。そこで、町営住宅の入居者募集情報に加えて、空き地・空き家情報等を含む総合的な住宅情報の発信の検討、空き家のリフォーム支援・空き家の情報を収集・発信する空き家バンク、移住者向け情報サイトの開設等の取り組みを推進します。

また、高度成長期以降に開発された住宅や土地区画整理事業地区においても、建物の老朽化や空き家及び住民の高齢化といった問題を抱えています。このような地区に対しては、居住環境のリノベーションやコミュニティの維持など、既存ストックの活用・住宅団地の再生に向けた方策を検討します。

7. 公共施設の活用の方針

持続的に元気な本町のまちづくりを進めていくために、【つづく】これまで町民の暮らしや交流を支えてきた公共施設の適切な維持管理を図るとともに、【つながる】公共施設マネジメントを確実に実行します。また、本町の公共施設（運動施設や道路、児童館等）を活用して、【つみあげる】定住促進や人口維持に向けた取り組みを進め、本町のまちづくりに持続性をもたせることに努めます。

つづく 公共施設の総合的かつ計画的な維持管理

今後、将来人口の減少による税収減や高齢化による社会保障費の増大が見込まれる中、町内の公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設、保健・福祉施設等）およびインフラ資産（道路・橋梁・下水道等）を将来にわたり総合的かつ計画的に維持管理していくことは非常に重要です。

そこで、「保有量の最適化」、「長寿命化の推進」、「効率的な管理・有効活用」を3つの取り組み方針として掲げ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現・行政負担の軽減と平準化を目指します。具体的に、公共建築物については、施設の統廃合や複合化の推進、長寿命化による更新費の削減、大規模改修の実施時期の適正化、点検・補修のしやすさを重視した施策を進めていきます。また、インフラ資産については、各施設にかかる支出の削減、橋梁長寿命化修繕計画に沿った予防保全、計画的に維持・更新を進めていきます。

つながる 公共施設マネジメントの確実な実行

(a) 個別施設計画の策定

公共施設の総合的かつ計画的な管理をより具体的に展開していくために、今後それぞれの公共施設ごとに三股町公共施設等総合管理計画の「公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方」を考慮した個別施設計画（長寿命化計画等）を策定します。

具体的にこの個別施設計画では、長寿命化を図るべき公共施設等を設定し、行政サービスや施設機能を踏まえて、維持管理・建替え・用途廃止に分類し、維持管理については修繕と改善に分類します。

さらに長寿命化のための具体的な取組時期を記載した維持管理計画を作成し、予算の平準化や確保を図るとともに、予防保全的な施設マネジメントに努めます。



(b) 全庁的な体制の構築

公共施設マネジメントの確実な実行に向けて、行財政改革・政策立案・財産管理の各所管課と公共施設等の各所管課が連携するとともに、全庁的な推進体制を構築します。

公共施設等の更新や統廃合の事業化にあたっては、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。そのため、公共施設等のマネジメントを推進する部署の組織強化を図ります。

また、公共施設等の維持管理費用や利用状況などの定期的な情報の更新に努めることにより、庁内での情報共有を図ります。

職員ひとりひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めるため、研修会の開催などにより庁内の公共施設マネジメント意識の共有を推進します。

つ み あ げ る 公共施設を活用した定住促進・人口維持

(a) 継続的な“アスリートタウンみまた”の推進（運動施設等の整備）

これまで本町は「“アスリートタウンみまた”の創造」をスローガンに掲げ、競技力の向上、スポーツ・レクリエーションの普及、体育協会組織の強化に取り組んでいます。今後もこれらの活動を強化していくために、より多くの町民・競技者ニーズに応えるための勤労者体育センターの施設改修をすすめるとともに、町民の競技人口が多くニーズが高いテニスコートの増設を行います。また、総合運動公園である旭ヶ丘運動公園（野球場、陸上競技場、自由広場、ゲートボール場）について、更なる競技環境の向上を図るために、陸上競技場での改修整備などを進めます。

これらに加えて、利用者の安全性や避難所としての機能を確保するために、継続的な施設の耐震化や災害発生時には備蓄倉庫として活用できるなど、防災機能を合わせ持った整備などを進めます。

(b) 道路等の公共施設を活用した町民の日常的な運動・スポーツの振興

今後高齢社会の進展が予想されている中、町民が健康で元気に暮らせるまちづくり・生涯現役で暮らせるまちづくりを推進していくため、町民の日常的な運動・スポーツの振興を図ります。具体的には、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、さまざまな町民が気軽に運動・スポーツをする機会を増やすとともに、近年競技人口が増えているマラソンやジョギング、ウォーキングをはじめ、日常的な散歩も含めて、より取り組みやすい環境を整えるため、歩道空間の改善・整備を進めていきます。

(c) 児童館等を活用した定住促進・人口維持の推進

「子育て世代をはじめとした定住促進・人口維持」を目指す本町において、放課後児童クラブの待機児童は、非常に重要な課題といえます。また、施設の老朽化も進み町民ニーズも多様な状況にあります。

そのような中、一部の地域では、小学校内での放課後児童クラブの実施等も進められてきています。今後とも子育て世代のニーズに寄り添っていくために、施設利用者や事業者へのアンケート等の実態調査による課題・ニーズの把握に努め、教育課との連携拡大、子ども子育てに関するネットワークの構築等を推進します。また、支援員が不足している等の実態を踏まえ、有料化や民間委託も含めた放課後児童クラブの今後のあり方について検討し、より良い制度構築を目指します。

(d) 高齢者や障がい者の視点を踏まえた公共・公益施設の整備・活用

高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりの取り組みを継続して進めます。具体的には、公共・公益施設でのユニバーサルデザイン化や障がい者に配慮した住宅の整備、文化会館等での催し時の手話導入などを進めていきます。

8. 景観形成・自然環境保全の方針

本町は、山や川などの美しい自然に包まれた田園風景や、低層でゆとりのある住宅地など、豊かで魅力のある地域・箇所が多くあります。また、本町の市街地を取り囲む豊かな自然環境の保全の重要性が高まるなか、市街地内では良好な緑地の減少が進んでおり、市街地内における自然的環境の保全も、その重要性が高まっています。

町民に愛される「わがまちみまた」のまちづくりの実現にあたっては、このような景観や自然環境の保全が重要であることと、その一方でこのような豊かな景観・自然環境は壊れやすいことを認識した上で、町民・事業者・行政が一体となって豊かな景観と自然環境の保全・形成に努めます。

具体的には【つづく】「三股町の豊かな景観と自然環境の保全」を図っていくとともに、【つながる】「町民等と連携した環境保全と景観軸の活用」を図っていきます。また、【つみあげる】「環境行政の推進と景観に対する意識の醸成」を図っていきます。

つづく

三股町の豊かな景観と自然環境の保全

本町の豊かな景観の保全として、住宅地が広がるエリアでは、ゆとりのある住宅地を阻害するような建築物の規制や、より豊かなまちなみ形成につながる緑化の推進などを行います。また、工場等の業務施設が立ち並ぶエリアにおいては、緑の創出や色彩への配慮などにより、周辺地域と調和のとれた景観形成に努めます。

一方、田園・里山景観が広がるエリアでは、地域のなりわいや暮らしを維持・活性化していくことで、生活に溶け込んだやすらぎある景観の保全に努めます。



つながる

町民等と連携した環境保全と景観軸の活用

(a) 環境保全活動の充実

児童生徒を対象とした環境教育活動の推進や環境ボランティアの育成・支援を図るとともに、地域での環境保全活動に取り組む町民・事業者・民主団体など様々な活動主体とネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動の推進を図ります。

(b) 町民と連携した環境美化の推進

個人、福祉団体、スポーツ少年団、企業などが一緒になって実施している「クリーンアップみまた」「エコロジーボランティア in みまた」のような環境美化の取り組みを推進し、町民と連携した美しいまちづくりの形成に努めていきます。

(c) 森林の適切な保護管理と活用

国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等の森林の多面的機能を維持するため、町、町民、事業者が一体となって、豊かな森づくりに取り組みます。

また、平成28年10月に民間事業者と本町が締結した環境保全協定（森林調査、路網整備、未利用資源の有効活用、巡回歩道の整備、人材育成等の項目）を活かし、計画的な森林環境保全の展開に努めます。

(d) 三股町の豊かな景観軸の活用

県道都城北郷線は、本町の市街地から豊かな自然・田園風景までの多彩な景観をつなぎ、本町のランドマーク・交流機能を有する施設を有機的に結ぶ景観軸といえます。今後は、シーニックバイウェイの考えをもちながら、町民や事業者と協働して親しみとうるおいのある良好な沿道景観の形成（美化清掃や道路植栽の維持管理の充実）と、観光・交流振興のより一層の充実を目指します。

つ み あ げ る

環境行政の推進と景観に対する意識・郷土愛の醸成

(a) 環境行政の総合的・計画的な推進

環境基本計画に掲げられた環境施策の推進と町・町民・事業者の役割の実施について、その実行性を確保するために進捗状況の点検・評価・見直しを行っていきます。

(b) 持続可能な循環型社会の形成

これまで本町では、循環型社会の形成に向けて、各地区にリサイクルごみ回収指導推進員を配置し、資源回収に取り組むとともに生ごみ利用の堆肥化づくりや剪定枝のリサイクル事業・4Rの推進など、身近な取り組みを展開してきました。今後も、持続可能な循環型社会を形成していくために、町民・事業者・行政が協働して取り組みを展開します。

一方で、残余容量が小さくなってきている三股町一般廃棄物最終処分場については、住民生活を支える重要な公共施設なので、必要に応じ適正に施設拡充を進めます。

(c) 町民・事業者・行政の景観に対する意識の醸成

「わがまちみまた」には、地域・町民が愛する景観（低層でゆとりのある住宅地の景観、霧島が望める雄大な景観、豊かな田園と美しい川が流れる景観、めがね橋や長田峡など地域固有の景観など）がたくさんあります。

これらの地域・町民に愛される「みまたの景観」を守り・創り・育てていくためには、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根ざしたルールづくりや取り組みを協働で進めていくことが重要です。今後、三股町景観計画の策定やその運用を通じて、町民・事業者・行政の景観に対する意識を醸成していき、「わがまちみまたの景観づくり」を進めていきます。

また、各地区ごとにその地区ならではの景観を特徴づけるものを住民と見出し、景観保全の意識を定着させながら、郷土愛を育む取り組みを進めます。

町民から愛される三股の景観(みまたフォトコンテスト等より)

9. 都市防災の方針

本町は地震や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害、火山災害など、さまざまな災害リスクが想定される中、町民の生命や財産を守るため、危機事象からの復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強いまちづくりを目指します。

具体的には、災害発生時においても【つづく】「安定したライフライン機能の確保と雨水対策の検討」を進めるとともに、【つながる】「関係機関との連携」により、さまざまな防災・減災の取り組みを進めていきます。

また、自助・共助・公助をはじめとした【つみあげる】「災害に強い体制づくり・まちづくりの強化」を図ります。

つづく

安定したライフライン機能の確保と雨水対策の検討

(a) 安定したライフライン機能の確保

地震等の災害発生時に水道施設等の被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するために施設の耐震化を図ります。

(b) 集中豪雨に対応した雨水対策の検討・実施

近年多発する集中豪雨に対応した雨水対策について検討・実施します。大規模な宅地開発は、周辺の浸水対策に大きな影響を与えることから、雨水流出抑制機能が確実に発揮されるよう措置します。

つながる

関係機関との連携

(a) 河川機能の保全と浸水被害の軽減

河川の整備については、自然環境との調和を図りながら、河川機能の保全に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努めます。

(b) 土砂災害に対するハード・ソフト対策の推進

本町の南部および東部の山間部において、土砂災害の危険箇所があります。これらの地域の防災性を高めるために、土砂災害危険箇所に対する対策工事（ハード対策）として、災害防止施設の整備や既設砂防施設の機能確保を図るための堆積物の除去事業等について、関係機関に要請します。

一方、これらの対策工事には多額の費用と時間がかかることから、対策工事とあわせて危険な箇所での建築物の立地抑制や避難体制づくりを行うなどの対策（ソフト対策）を推進します。具体的には、災害危険箇所の防災点検を行い、土砂災害警戒区域における警戒避難体



制整備の検討およびハザードマップ作成等による意識の啓発を図り、地域に適した予防的施策を実施します。

つみあげる 災害に強い体制づくり・まちづくりの強化

(a) 危機管理の強化

あらゆる災害・危機・有事等の際に町民の生命、財産を守るため、職員の危機管理能力の向上に努め、予期せぬ危機に直面した際に迅速かつ的確に対応できる体制や施設づくり・情報システムの形成、広域的視点をもった体制づくり・広域連携の継続を推進します。

また、近年の大規模災害において、自助（自分で自分の身を助けること）や共助（家族や地域で共に助け合うこと）の重要性が再認識されています。このような取り組みの強化・支援として、防災教育・訓練、自主防災組織や防災士の育成支援、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、安全・迅速に避難できるよう避難路等の整備やハザードマップの改訂に取り組みます。

(b) 消防・防災・救急体制の充実

消防団（水防団）と自主防災組織の合同避難訓練や救急法（応急手当）等の講習会などを実施し、消防・水防及び救急体制の充実を図り、消防施設や水防機材の計画的な整備に努めます。また、災害発生直後に必要となる食料、物資等の計画的な備蓄を検討・実施します。

(c) 地震・火災に強いまちづくり

地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大するおそれの大きな密集状態にある市街地において、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路などの都市施設整備を一体的に検討するとともに、沿道建築物の耐震化、不燃化等や老朽木造建築物や空き家等の更新、除却等の推進、防災通路・避難経路の整備等を行います。

(d) 火山災害に対応したまちづくり

本町の中心部は霧島山系から概ね30kmの位置にあり、噴火による溶岩や火砕流などといった被害の可能性は小さいとされていますが、噴火による降灰の被害は予測されています。そのため、園芸野菜やハウス等の農業用施設等に関する降灰対策や処理法等については、適切な処理や処分についての情報発信を行い、農産物等の被害の軽減に努めます。また、道路の降灰については、登下校時の児童生徒をはじめとした歩行者や車両の安全確保を最優先に散水作業及び降灰除去作業を行います。

(e) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

口蹄疫等の家畜伝染病の発生・拡散を防止するために、地域と一体となった防疫体制の強化を推進します。また、伝染病が発生した際に拡散防止のための対応（道路の封鎖・消毒ポイント等の設置）を迅速に進めるための体制づくりに努めます。

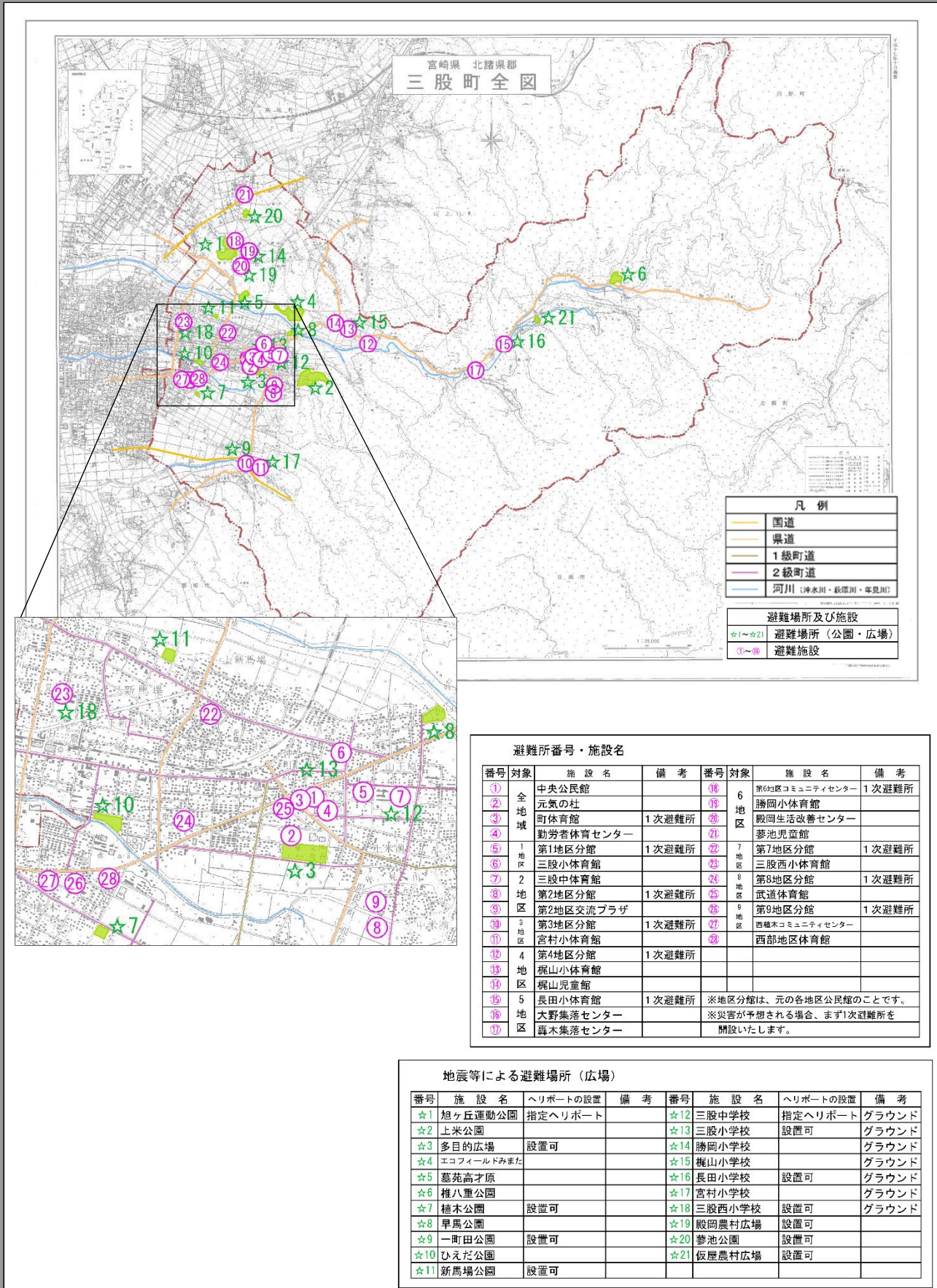


図-3-4 防災関連施設の配置図(1/2)



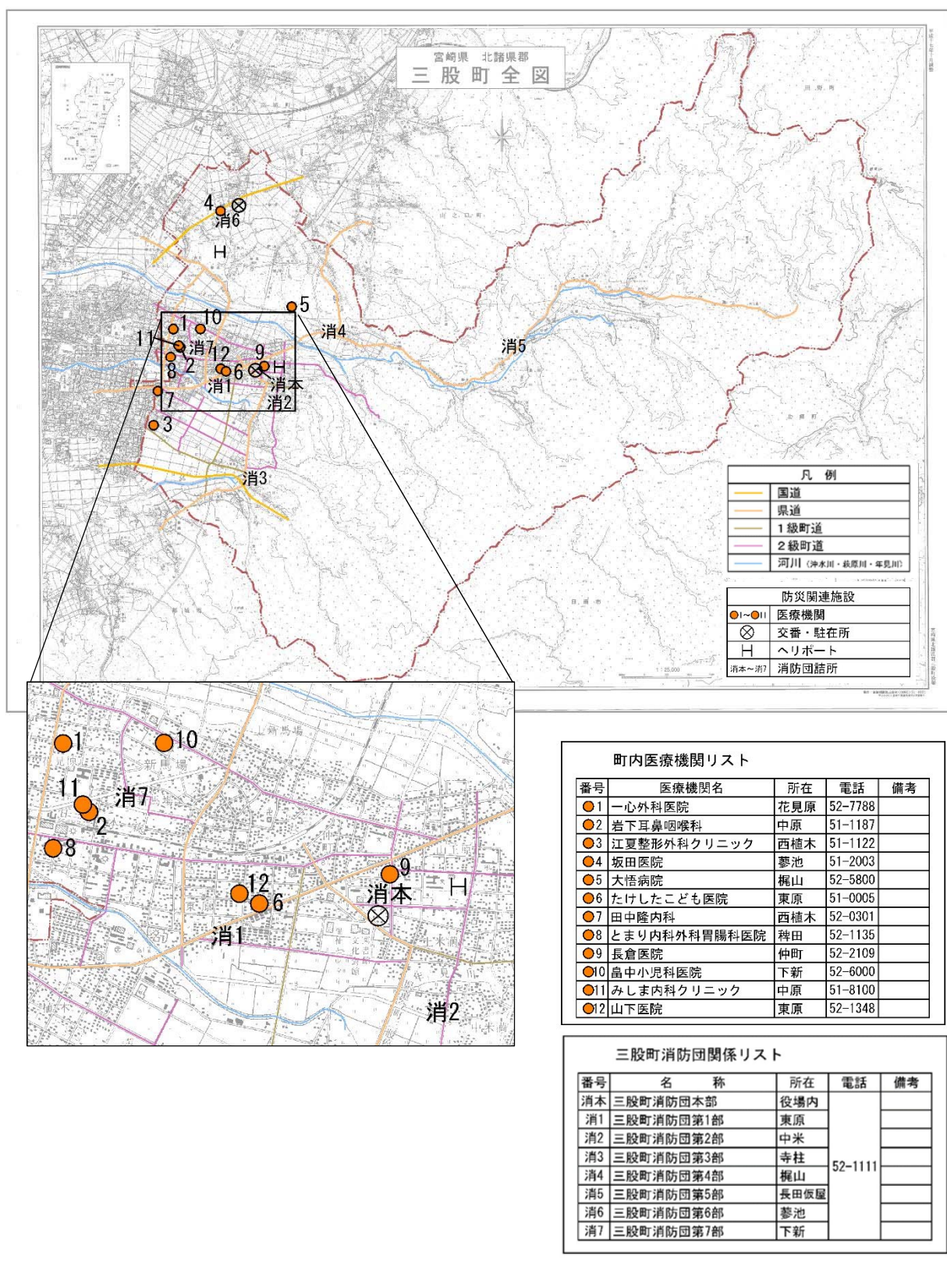


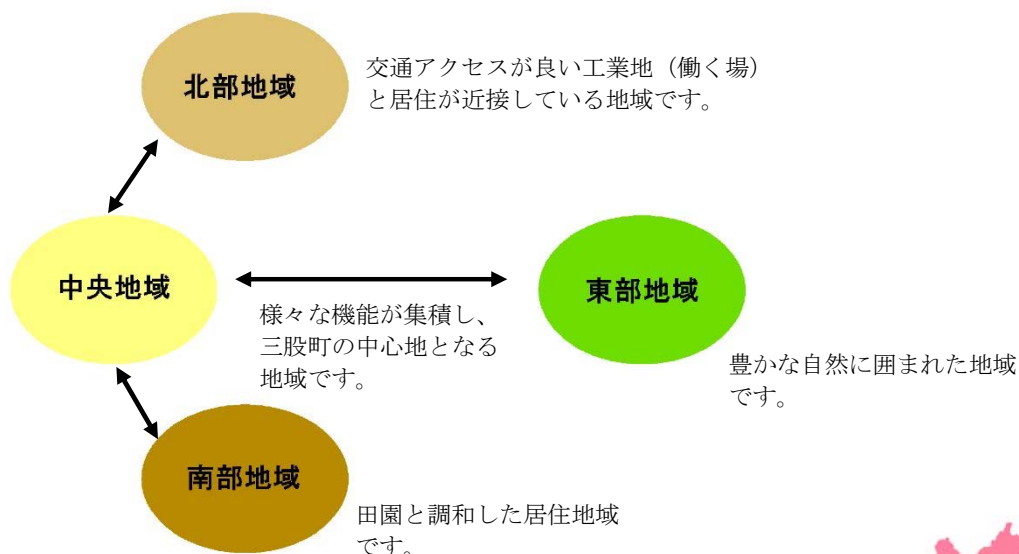
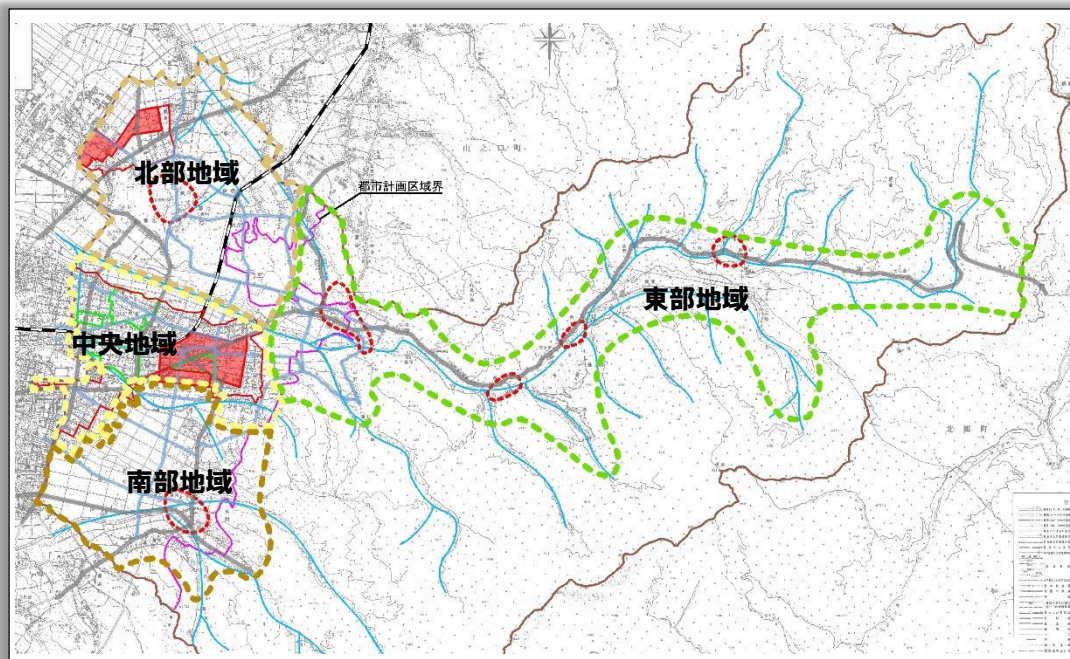
図-3-5 防災関連施設の配置図(2/2)

第4章 地域ごとの取り組み等

1. 各地域の特徴と重点的な取り組み

ここでは、本町を4つの地域に分けて、各地域の特徴や重点的に取り組む必要がある事らを整理します。

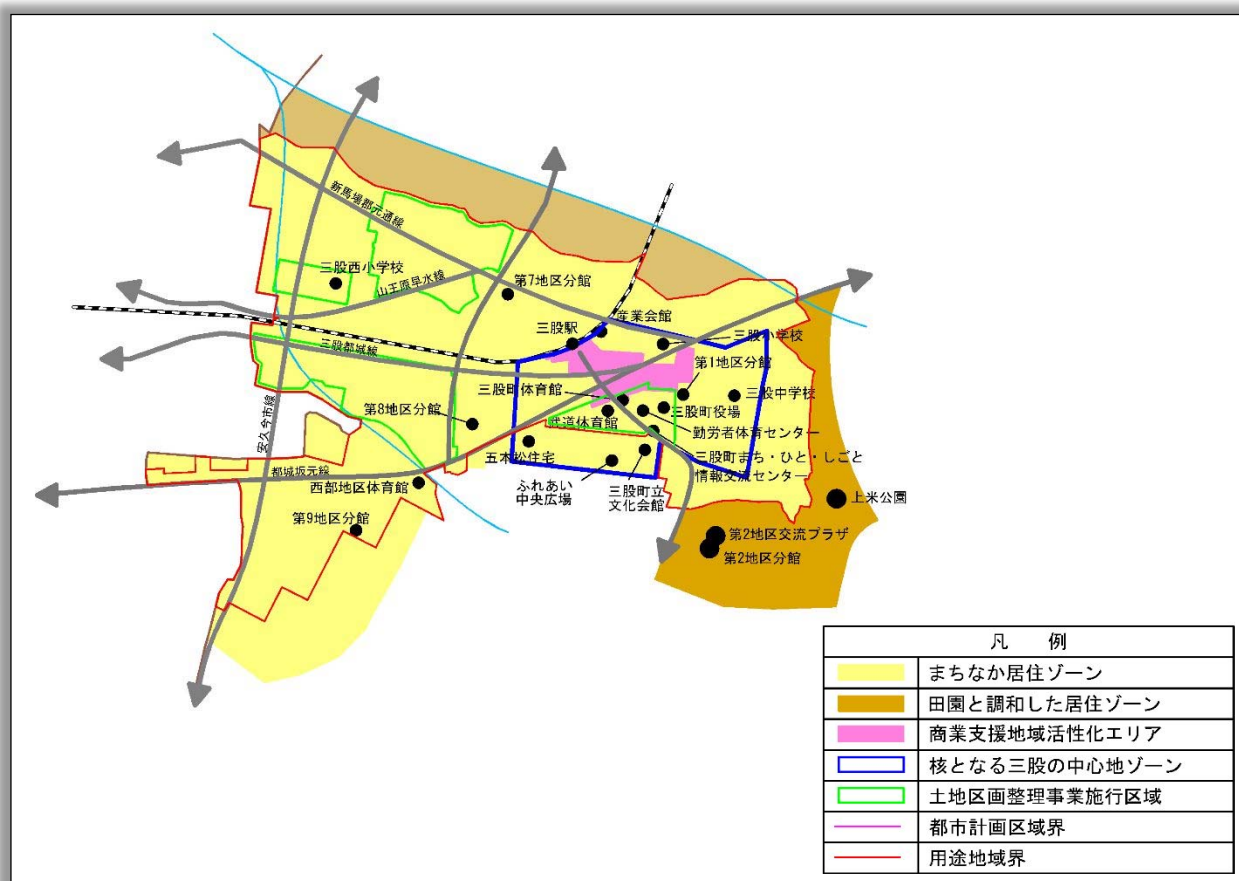
第3章で述べた都市整備の方針を各地域に落とし込み、それぞれの地域が持つ強みや課題を明確にします。また、整備の方針に位置づけていないものの、将来的な地域づくりを見据えたときに重要な要素となる可能性を持つものも含め、幅広い視点で地域の魅力の源を見出します。



【中央地域】

この地域は「核となる三股の中心地ゾーン」と、その周辺を取り囲む「まちなか居住ゾーン」から形成され、東端には交流拠点である「上米公園」が位置しています。まちの人口のおよそ6割がこの地域に集中していますが、西側では今なお人口の増加が進む反面、「核となる三股の中心地ゾーン」をはじめとする古くからの町の中心部では、高齢化の進展や人口減少傾向も見られ始めるなど、二面性を持つ地域でもあります。快適な住環境整備を継続することで人口増加を下支えし、人口減少に対しては中心地の賑わい再生に取り組みながら、吸引力の回復を図ります。

また、この地域における重要な検討課題の一つに公営住宅の跡地活用があります。特に五本松住宅はおよそ2haの敷地面積があり、立地条件にも恵まれていることから、将来の町の発展を大きく左右するさまざまな可能性を秘めています。今後は、跡地活用の方向性を検討すると同時に、実現の為に必要となる土地利用規制についても十分検討を重ね、三股町の新たな拠点となるような施設整備を目指します。



【「第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像」で整理した3つの方向性との関連】

方向性1：人口維持と将来を見据えた都市構造（まとまりある核）の創造

方向性2：バランスの取れた土地利用と公共施設の管理、ネットワークの構築

方向性3：産業基盤の確立と暮らしにおける賑わいと活力の創出

【特徴的・重点的な取り組み】

〈核となる三股の中心地ゾーン〉

- [商業支援] 商業支援地域活性化エリア（近隣商業地域）における開業支援
- [雇用創出] コワーキングスペース（あつまい）を拠点とした若者や女性の雇用創出に向けた就労支援、多様な働き方の実現・支援
- [地域活性化等] 公営住宅跡地の活用（民間資金の活用も視野に入れた事業手法による地域活性化や福祉・健康等の機能追加）
- [アスリートタウン] テニスコートの増設

- [福祉充実] 中央地域に拠点を置いたフードバンクの取り組みの検討・導入

〈まちなか居住ゾーン〉

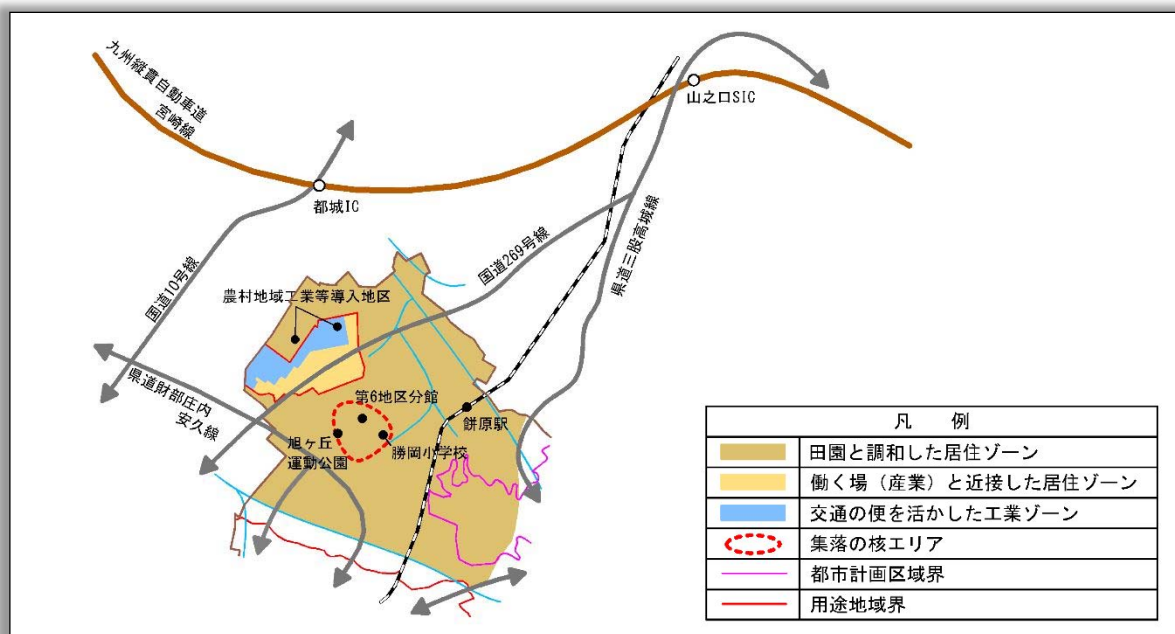
- [人口増] 既存ストックや遊休地の有効活用
（空き家の活用や土地区画整理事業施行地区における遊休地の活用）
- [住環境] 住環境向上の取り組み（排水に関する取り組み等）

- [住環境] 用途地域未指定エリアでの土地利用規制の検討・導入
- [公共施設管理] 町営住宅の集約・建て替え

【北部地域】

この地域は「交通の便を活かした工業ゾーン」と「働く場と近接した居住ゾーン」、その周辺を取り囲む「田園と調和した居住ゾーン」から形成され、中心付近には交流拠点である「旭ヶ丘運動公園」が位置しています。また「旭ヶ丘運動公園」「第6地区分館」「勝岡小学校」を含むエリアを「集落の核」とし、地域づくりの拠点に位置付けています。なかでも「旭ヶ丘運動公園」については「アスリートタウンみまた」の更なる飛躍を目指し、陸上競技場の改修を行います。交流拠点及びスポーツ振興の拠点として「旭ヶ丘運動公園」の機能強化を図り、健康で元気に暮らせるまちづくりを、この地域から発信します。

また本地域は近年人口の増加が著しく、急速な宅地化に対応した施設整備の必要性が高まっています。高速道路ICへのアクセス性の良さを活かし、広域連携軸に位置付けた国道269号線沿線の今後の発展も視野に入れながら、働く場の核の形成を目指した工業地域の拡充を図ることで、この地域の潜在能力を引き出す取り組みを進めます。



【「第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像」で整理した3つの方向性との関連】

方向性1：人口維持と将来を見据えた都市構造（まとまりある核）の創造

方向性2：バランスの取れた土地利用と公共施設の管理、ネットワークの構築

方向性3：産業基盤の確立と暮らしにおける賑わいと活力の創出

【特徴的・重点的な取り組み】

〈交通の便を活かした工業ゾーン〉

- [雇用創出] 企業誘致の受け皿・若者を中心とした雇用の場の確保として、農村地域工業等導入地区の見直しや工業系用途の指定

〈働く場（産業）と近接した居住ゾーン〉

- [住環境] 良好な住環境の確保
(立地企業に対する継続的な住環境への配慮の指導、排水対策)
- [人口増] 既存ストックや遊休地の有効活用（空き家の活用等）

〈田園と調和した居住ゾーン〉

- [地域活性化] 用途地域外に位置する集落の核を維持・活性化する取り組みの支援等
- [なりわい] 六次産業化による販売力の強化等と連携した農業などのなりわい支援
- [アスリートタウン] 旭ヶ丘運動公園（陸上競技場）の改修整備

- [住環境] 用途地域未指定エリアでの土地利用規制の検討・導入

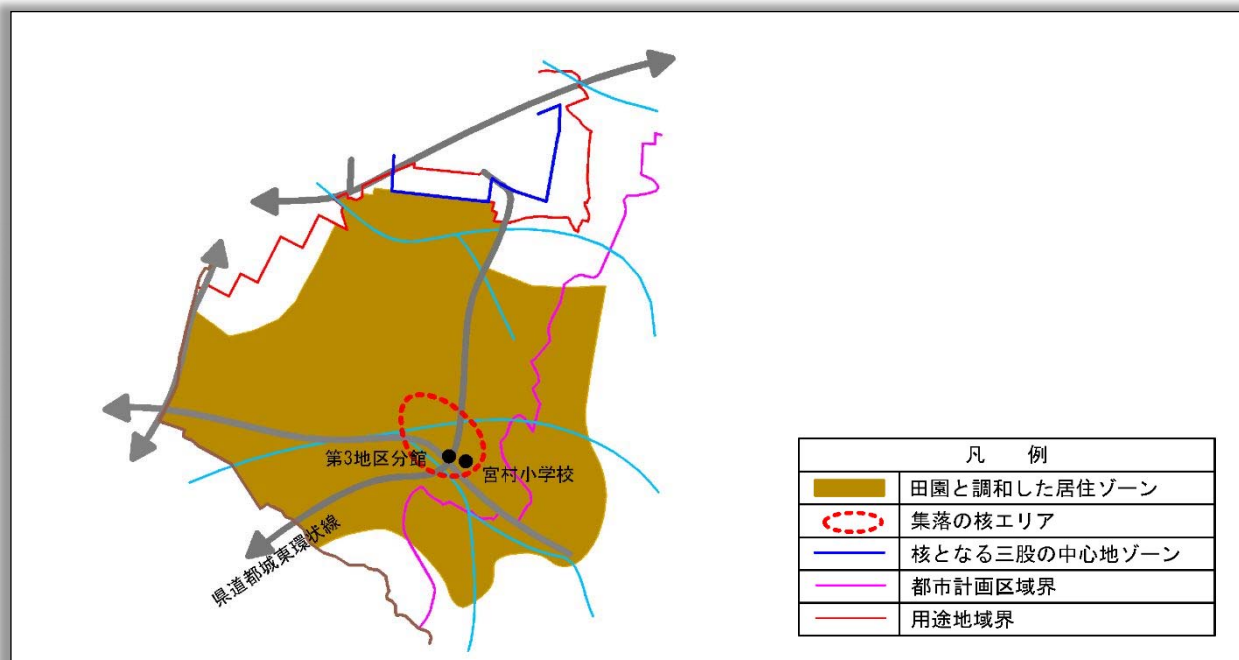
- [住環境] 農村集落の住環境向上の取り組み
(排水に関する対策、無秩序な開発の規制等)
- [人口増] 田園地域での移住・定住促進施策の推進
(全町的な移住・定住施策との連携)

【南部地域】

この地域は「田園と調和した居住ゾーン」に位置付けており、中央部に広がる農用地の周囲を東から南にかけて既存集落が取り囲んでいます。人口は減少傾向にありますが、定住人口の増加を目的とした宮村地区宅地分譲事業や過疎奨励金制度が一定の成果をあげるなど、既存集落の維持に積極的に取り組んだモデル的地域ともいえます。

また、この地域は農業系土地利用が主であるものの、国道222号線沿線においては工業系土地利用も見られ、北部地域が持つアクセス性とは異なり、都城志布志道路や東九州自動車道など南方面へのアクセス性が強みでもあります。

雄大な霧島を背に広がるこの地域の美しい田園風景は、わがまちの原風景ともいえる重要な景観です。集落の維持・活性化に継続的に取り組み、国道222号線を軸とした新しい可能性も視野に入れつつ、魅力ある地域づくりを進めます。



【「第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像」で整理した3つの方向性との関連】

方向性1：人口維持と将来を見据えた都市構造（まとまりある核）の創造

方向性3：産業基盤の確立と暮らしにおける賑わいと活力の創出

【特徴的・重点的な取り組み】

〈田園と調和した居住ゾーン〉

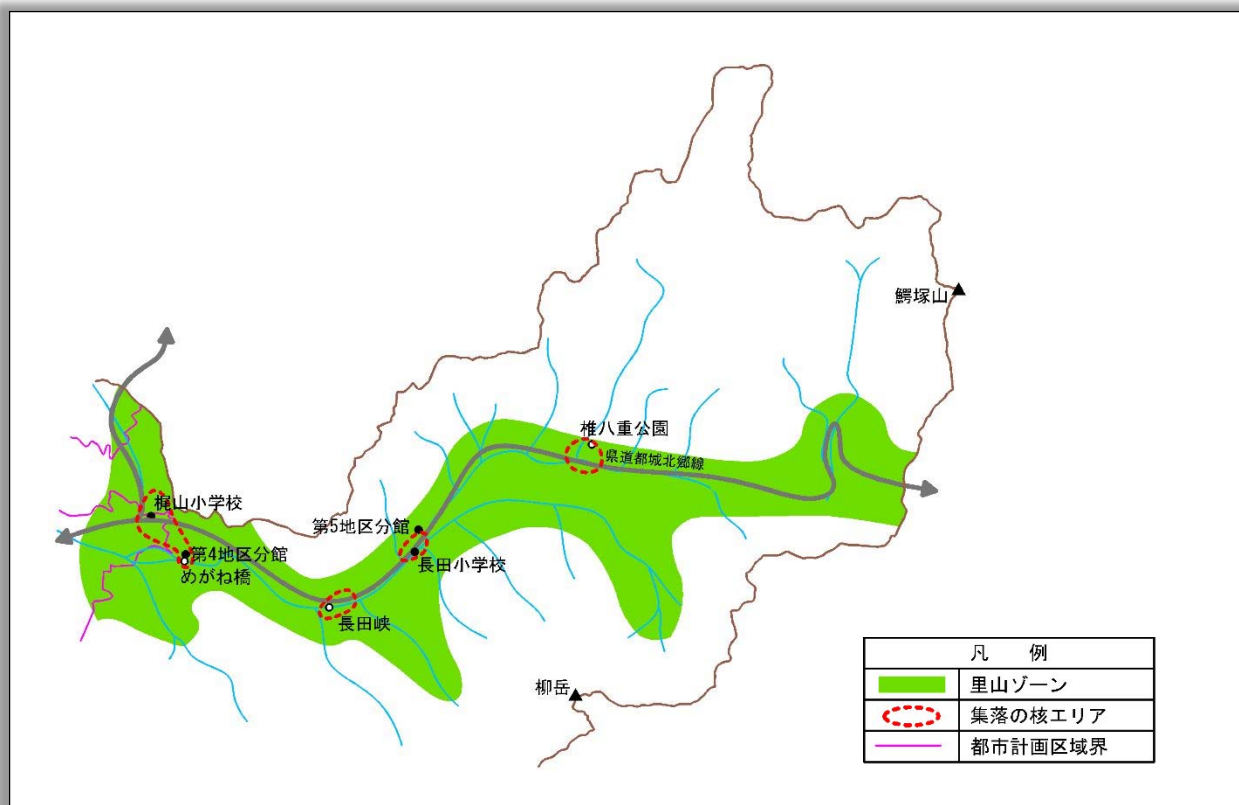
- [地域活性化] 集落の核を維持・活性化する取り組みの支援等
- [なりわい] 六次産業化による販売力の強化等と連携した農業などのなりわい支援

- [人口増] 地域、集落の維持活性化を目的とした宅地分譲の検討・実施
- [人口増] 田園地域での移住・定住促進施策の推進
(全町的な移住・定住施策との連携、三股町過疎地域定住促進奨励金制度の実施)
- [住環境] 農村集落の住環境向上の取り組み
(住環境向上のための整備、無秩序な開発の規制等)

【東部地域】

この地域は「里山ゾーン」に位置付けており、地域内を東から西に流れる沖水川はわにつか自然公園に指定されるなど、美しい自然環境と共生する地域です。人口は減少傾向ですが、過疎奨励金などの定住人口増加の取り組みのほか交流人口の増加にも力を入れ、定住にとどまらない集落の維持・活性化の実現を目指します。

また、この地域は「めがね橋」「長田峡」「椎八重公園」など優れた観光資源に恵まれています。さらには文化財としての保護に取り組んでいる「梶山城跡」もあります。この地域のみならず町全体の活性化に向けて、積極的な活用が期待が高まっています。



【「第2章 都市計画・まちづくりの課題と将来の都市像」で整理した3つの方向性との関連】

方向性1：人口維持と将来を見据えた都市構造（まとまりある核）の創造

方向性3：産業基盤の確立と暮らしにおける賑わいと活力の創出

【特徴的・重点的な取り組み】

〈里山ゾーン〉

- [地域活性化] 集落の核を維持・活性化する取り組みの支援等
- [地域活性化] 地域おこし協力隊や高等教育機関などとも連携した新たな地域の魅力発見
- [なりわい] 六次産業化による販売力の強化等と連携した農業・林業などのなりわい支援
- [なりわい] 環境保全協定を活かした計画的な森林環境保全の展開
- [観光] アトリエロードや鰐塚県立自然公園等の地域資源を活用した観光・産業の活性化/観光ネットワークの強化
(長田峡を中心としたウォーキングコースの活用、東部地域の観光道路を活かした、みまたん霧島パノラママラソンの継続開催)
- [地域文化] 地域に根差した工芸の育成・振興
- [地域交流] 学校施設（教室など）の地域住民への開放などによる地域交流の支援

- [人口増] 里山地域での移住・定住促進施策の推進
(全町的な移住・定住施策との連携、三股町過疎地域定住促進奨励金制度の実施)
- [住環境] 集落の住環境向上の取り組み（住環境向上のための整備等）

2. わがまちみまたのまちづくりの実現に向けて

本計画のキャッチフレーズ『つづく、つながる、つみあげる ～わがまちみまたのまちづくり～』（p60）、本計画で目指す将来像『自立と協働で創る元気なまち 三股』（p62）を実現していくために、この計画で掲げている取り組みを計画的に実施していきます。

ただし、この取り組みにはキャッチフレーズ・将来像に「わがまち」「自立」「協働」といったキーワードがあるように、行政のみならず町民・事業者との協働に留意するとともに、その成果などを確認・共有していくことが重要だといえます。

本計画は今後、PDCAサイクルに基づく、計画の実行、評価の見直しを進めていきますが、この協働という視点を大切にしながら『わがまちみまたのまちづくり』をつみあげていくことに努めます。

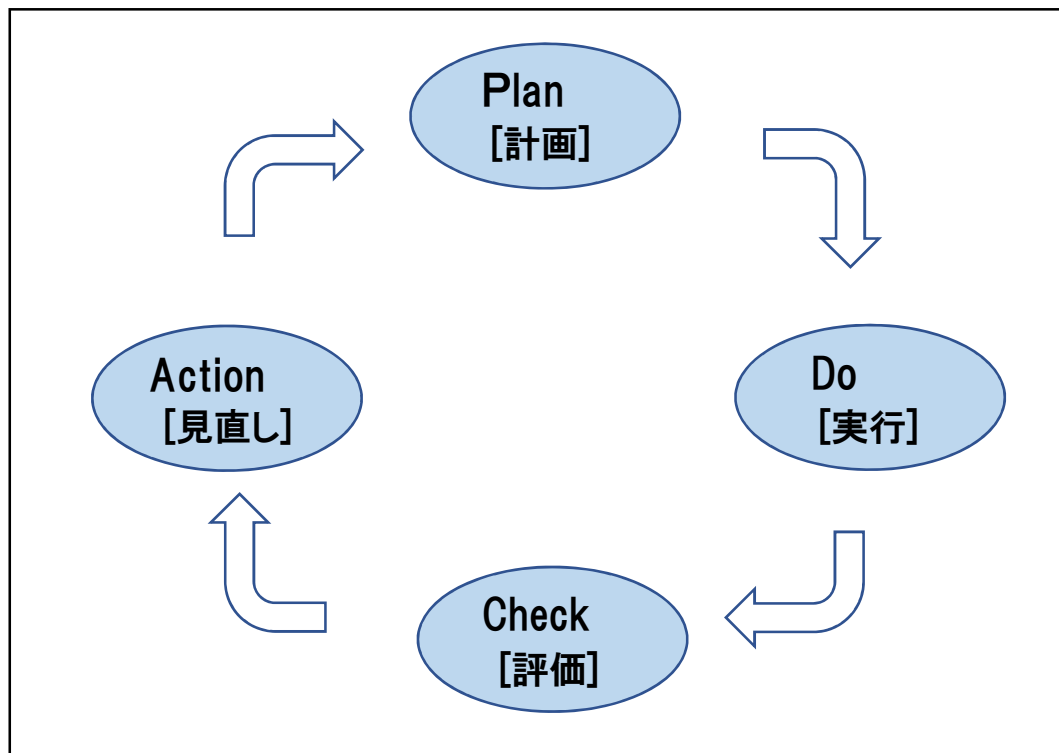


図-4-1 PDCAサイクル

資料編

1. 上位計画

(1) 第五次三股町総合計画 後期基本計画（平成28年3月）

まちづくり の基本目標	【まちの将来像】 本町は、霧島山系を眺望する都城盆地の南東に位置し、鰐塚山系の緑豊かな山々と鰐塚山に源を発する多くの清流など、豊かな自然に囲まれ、四季折々の花が咲く美しいまちです。 また、温暖な気候と豊かな水、肥沃な土壌からは、高品質な農畜産物が生産され、畜産を主体とした農業のまちとしての地位を築いているほか、都城市への隣接性など、良好な利便性を持った住みよいまちとして発展を遂げてきました。 こうした中で、近年の厳しい経済情勢や少子高齢化の進行等は、本町においても厳しい対応を余儀なくされていますが、本町は地方分権という中で自主自立の道を選択し、種々の改革に取り組んでいます。 自立への道は、決して平たんな道ではなく、町民と行政が一体となって持続的な発展を可能とするまちづくりを進めていかなければなりません。 そこで、まちづくりの基本理念にも基づきながら、本町の将来の姿を次のように展望します。 自立と協働で創る 元気なまち三股 ～地域主権の到来を見据えた、町民総参加のまちづくり～ 本町は、時代の大波の中にあって、いにしえから受け継いできた伝統文化やかけがえのない自然を大切にしながら、本町の持つ潜在力を町民の英知と創意で引き出し、活力と魅力にあふれ、自立したまちを目指します。 また、田園や里山が醸し出すのどかさや都市的な利便性を合わせ持った環境のもとで、未来を担う子どもたちが健やかに成長し、健康で心豊かにいきいきと働き、誰もが幸せを実感でき、住んで良かったと誇れるまちを築き上げていきます。
------------------------	---

まちづくり の基本目標	【基本理念】 自主自立のまちづくり：活気あふれる産業の振興や行政改革の推進、健全財政の維持・確立に努めます。 参画・協働のまちづくり：町民の行政への参画を進め、町民との協働によるまちづくりを推進します。 快適環境のまちづくり：暮らしやすさを実感できる快適な生活環境づくりを推進します。 安心・安全のまちづくり：町民の生命と財産を守り、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
まちづくり の基本方針	<u>基本方針 1 豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり</u> 本町の自然を未来に引き継ぐため、環境基本条例の制定による自然環境の保全や、町民総参加のごみの減量化運動などを展開し、環境への負荷が少なく、自然と調和したまちづくりを推進します。 良質な住宅地の確保や快適な居住環境整備、災害対策の強化など、住みよい魅力ある定住環境づくりを推進するとともに、三股駅周辺の交流機能の拡大など、それぞれの地域特性に応じた均衡ある発展を図ります。 <u>基本方針 2 歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり</u> 小・中一貫教育の推進など、文教のまちにふさわしい学校教育の充実や教育環境の整備を推進するとともに、生涯学習、生涯スポーツの充実に努めます。 郷土に伝わる歴史的遺構の保全と伝統文化を継承するとともに、伝統・文化を通して郷土に愛着と誇りをもつ児童の育成や心豊かな人を育むまちづくりを推進します。 <u>基本方針 3 やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり</u> 全ての町民が生涯を通して健康で幸せな生活を送ることができるよう、きめ細やかな保健・医療・福祉施策を推進します。 子育て支援や、高齢者がいきいきと暮らせるよう、地域内の支え合いを基軸とした、心の通いあう福祉のまちづくりを目指します。 <u>基本方針 4 活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり</u> 基幹産業である農畜産業の振興を図るとともに、食を中心とした一次、二次、三次産業の連携強化と一体的な振興に努めます。 地場産業の育成をはじめとした雇用の場の確保や就業機会の拡充、消費者購買力の町外流出抑制など、地域産業の活力増強を目指します。

まちづくり の基本方針	<u>基本方針 5 人々の英知で支える自主自立のまちづくり</u> まちづくり基本条例の制定など、町民のまちづくりへの積極的な参加を促進し、町民の英知と創意工夫による活力あるまちづくりを進めます。 町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携等に取り組み、自主自立のまちづくりを推進します。
------------------------	--

（２）第四次国土利用計画（三股町計画）（平成 23 年 3 月）

町土利用の 基本方針	1 個性となる町の風土を継承 町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、町の個性です。 これらの個性は、本町に住む人たちが暮らしを積み重ねながら、長年にわたって蓄積した地域の歴史、文化、産業によって培われた風土です。 こうした本町の個性を再認識するとともに、時代にふさわしいものとして捉えなおし、町を構成する個性が一体となった風土を継承し、歴史、文化、産業の相乗的な魅力を発揮できるまちづくりを進めます。 2 少子高齢社会に向けた土地利用 少子高齢化による本格的な人口減少社会の到来、一層の地方分権の発展など、本町を取り巻く環境が大きく変化しようとする中、これらの環境変化に対応した環境を整備しつつ、自立したまちづくりを進めます。 3 自然と人が共生する持続的なまちづくり 本町が誇る豊かな自然環境や景観を、今後とも維持・保全に努めるとともに、秩序ある土地利用を図りながら、人と自然、自然と人が共生する持続的なまちづくりが必要です。 4 周辺市町との連携による生活の質の向上 一方、隣接する都城市などとの連携により、高次の都市サービス機能を生かし、クオリティオブライフを実践する充実したまちづくりを進めます。 5 安心・安全に向けた土地利用 近年多発している大規模な地震の発生など自然災害に対する町民の不安等を排除し、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりニーズが高まっています。 また、中山間地等の人口減少に伴う森林の管理機能の低下は、水源かん養や保全機能の低下、土砂流出の可能性などを招くため、治山・治水の充実も必要です。 こうした状況を前提に、農地や森林等が持つ水土保持機能の向上を図るとともに、防災意識の向上や地域防災力の向上に努めていきます。
-----------------------	---

利用区分別 の町土地利用 の基本方向	1 農用地 本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食料供給の基盤であり、多面的な公益的機能をもたらす極めて重要な財産です。 今後とも、耕作放棄地対策に努めるとともに、高度な土地利用及び農地の面的集積、優良農用地の確保等に努め、農業を推進していきます。 2 森林 森林は、山地災害防止、水源かん養、大気浄化、保健休養等の多面的機能を有しています。 このため、計画的な伐採や造林など適切な森林整備を進め、町土保全など、公益的機能を高めるために、多様な森林の造成を推進します。 また、森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3つに区分し、それぞれの区分に応じた施業より、望ましい森林の形成に努めます。 3 水面・河川・水路 水面・河川・水路の整備は、用地の確保、水資源環境の保全に配慮した整備に努めます。 また、水質浄化、生物の多様な生息域として水辺の環境維持保全に努めます。 さらに、河川氾濫等の自然災害防止のための適切な維持管理に努めます。 4 道路 道路は、地域住民にとって、最も基本的な生活基盤であることから、生活関連道路の整備を始め、広域道路網の整備とあわせた道路のネットワーク形成を進めます。 快適で潤いある道路空間の創造に向け、沿道景観の整備に留意するとともに、安全性と利便性の向上だけではなく、低炭素化社会を踏まえた道路整備を念頭に、周辺環境のあり方にも配慮した土地利用を検討していきます。 農道・林道については、効率的な輸送体系の確立のため、山林や農地の状況に応じた整備を進めるとともに、自然環境の保全に留意しながら必要な用地の確保に努めます。
--------------------------	---

利用区分別 の町土地利用 の基本方向	5 宅地 住宅地は、人口及び世帯数の動向に応じ、長期的な視野に立ち必要な用地の確保を図ります。 商工業、その他の業務用地は、高齢社会に適した生活関連機能の配置等を考慮し、適正な土地利用を推進していきます。 その他の宅地(事務所・店舗等の宅地)は、土地の高度利用化や低未利用地の有効活用に努めます。
-----------------------------------	--

（３）都市計画区域マスタープラン（平成 23 年 4 月）

（都城広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

都市づくり の基本方向	①都城市を中心とした南九州の中核を担う、県南の広域都市圏の形成 ②自然や田園と共生した、秩序ある分散型田園市街地の形成 ③中山間地域の自然・田園環境の保全と一体となった水環境保全圏域の形成及び 地域資源を活かした地域活性化・広域観光化による広域交流圏の形成
----------------	---

市街地像	①既成市街地 各市町の中心市街地並びに地域生活の中心となっている市街地においては、人口、商業、業務などの集積と、それぞれの都市の顔となるべき都市づくりを目指す。		
	市町村名	中心市街地対象地区	目指すべき既成市街地の将来像
	都城市	都城駅周辺の小松原地区から西都城駅周辺の姫城地区までの一帯	歴史的環境も活かしながら、広域的な商業、文化などの諸機能が集積した魅力ある、うるおいと活力のある都市づくり
	三股町	三股駅周辺	商業機能の更新と居住環境の改善を図りながら、中心市街地における、うるおいと活力のある都市づくりと、基幹産業である農林業・観光と商工業とが連携し、地域の特性を活かした中心市街地の形成
その他の既成市街地においては、住宅・商業施設・工場などの秩序ある土地利用配置を実現するとともに、居住環境の改善や防災性の向上、少子高齢社会への対応を図り、安全・安心・快適な居住空間の維持・創出に向けた都市づくりを目指す。			
②市街化進行地域 各都市の市街化進行地域においては、市街地内農地などの低・未利用地、住宅、工場などの混在解消や生活道路・下水道などの整備促進と集約的な市街地の形成に向けて、効率的な土地利用と都市施設整備を一体的に行うとともに、計画的な緑地空間などを配置し、安全・安心・快適なうるおいのある居住環境の形成を目指す。			

市街地像

③新市街地

成熟した都市型社会、少子高齢社会などの社会動向を踏まえ、今後は既成市街地内の低・未利用地の有効利用や既存都市施設の再整備を図るものとして、新市街地整備を基本的に抑制する。

住宅や産業立地のニーズなどへの対応のために、新たな市街地の形成が必要であると判断される場合についてのみ、周辺の歴史的、自然的環境などとの調和を図り、計画的な土地利用と都市施設整備を一体的に行い、良好な居住環境の確保された特色ある市街地の形成を目指す。

④郊外部の既存集落地域

用途地域外に点在する既存集落においては、地域の活力を維持していくために、歴史的、自然的環境などと調和した秩序ある土地利用の実現、良好な居住環境の形成及びコミュニティの維持を目指す。

主要な都市計画の決定方針

〈商業業務地〉

市町村名	対象地区	配置方針
都城市	都城駅周辺の小松原から西都城駅周辺の姫城までの一帯	近隣市町村を含めた購買需要をまかなう広域商業業務地を配置し、その機能の充実に努める。また、土地の高度利用と都市基盤整備を一体的に促進するとともに、広域的な都市機能が複合した施設を整備し、求心力のある広域商業業務地の形成に努める。
都城市山之口町	山之口駅前街区 1	主に周辺地域の日常品などの購買需要をまかなう商業業務施設を配置し、その機能の充実と環境整備により、地域の特性を活かした特色ある商業業務地の形成に努める。
都城市高城町	都城市高城総合支所周辺	
都城市山田町	谷頭駅前周辺	
三股町	三股駅周辺	

主要な都市計画の決定方針	②都市施設の整備 〈交通施設〉 ○交通施設については、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路、鉄道、空港、港湾が、効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるように、総合的・計画的な整備を推進する。 ○また、健康で文化的な生活を営むために最低限度必要な移動環境を確保するため、多様な交通手段による地域公共交通を維持・再生し、自家用車等と公共の交通手段の最適な組み合わせ（ベストミックス）の再構築を目指す。 ○自動車交通量の総量を削減する観点から自動車利用を公共交通機関に転換を促すため、公共交通機関の利便性向上やパークアンドライドなどの推進など交通需要マネジメントを推進する。 〈下水道〉 ○健康で快適な生活環境の確保、本県の豊かな水環境や健全な水循環の保全、水質浄化に向け、効率的・効果的な整備を推進する。 ○また、健全な水環境の保全、水質浄化の観点から、地域で取り組まれている環境活動等との協働・支援に努める。 〈河川〉 ○一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努める。 ○また、河川美化運動や緑豊かな水辺空間づくりを促進する市民活動との協働・支援等に努める。 〈公園、緑地等〉 ○公園、緑地等は、都市生活に潤い与える空間としての機能のみならず、防災や都市景観の機能、さらには、低炭素型都市づくり要素として重要性が増してきており、地域住民との協働を図りながら、整備、保全に努める。
---------------------	---

主要な都市 計画の決定 方針	〈その他都市施設〉 ○水道・電気などについては、平時において安定した供給を図るとともに、災害時におけるライフラインとしての機能を発揮できるよう整備に努める。 ○「宮崎県廃棄物処理計画[第二期]（平成18年3月策定）」に基づき、産業廃棄物の中間処理施設については適切な施設整備を促進する。また、その配置は周辺への環境保全に配慮した計画へと誘導するとともに、関係市町村や関係機関と調整を図る。 ③自然環境の保全、自然的環境の整備 〈市街地内のうるおいのある美しい自然的環境の保全・整備〉 ○市街地内に残る貴重な緑地、社寺林などを、身近な緑として保全・活用する。 ○水や緑とふれあえる場の創出に向け、河川・水路などを活用した親水空間の整備や、道路や公園・広場の緑化により、自然的環境ネットワークの形成に努める。 ○環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、自然的環境の特性に配慮した保全・整備に努める。 〈市街地郊外部における美しい自然的環境の保全・整備〉 ○市街地郊外部に広がる河川、森林などを、生態系及び治水・保水機能の保全や都市活動による環境負荷の低減などを担う環境保全系統の自然環境として位置付け、保全する。 ○環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の観点から、市街地内の自然的環境ネットワークも含めた、広域的な環境保全ネットワークの形成に努める。 ○広域的な環境保全ネットワークは、住民の環境学習や余暇活動の場及び観光資源として積極的に活用する。 ○河川の上下流域の地域連携による水源かん養機能を有する森林の保全など、自然的環境の保全・活用を推進する。
-------------------------------	---

附図 都城広域都市計画区域構造図

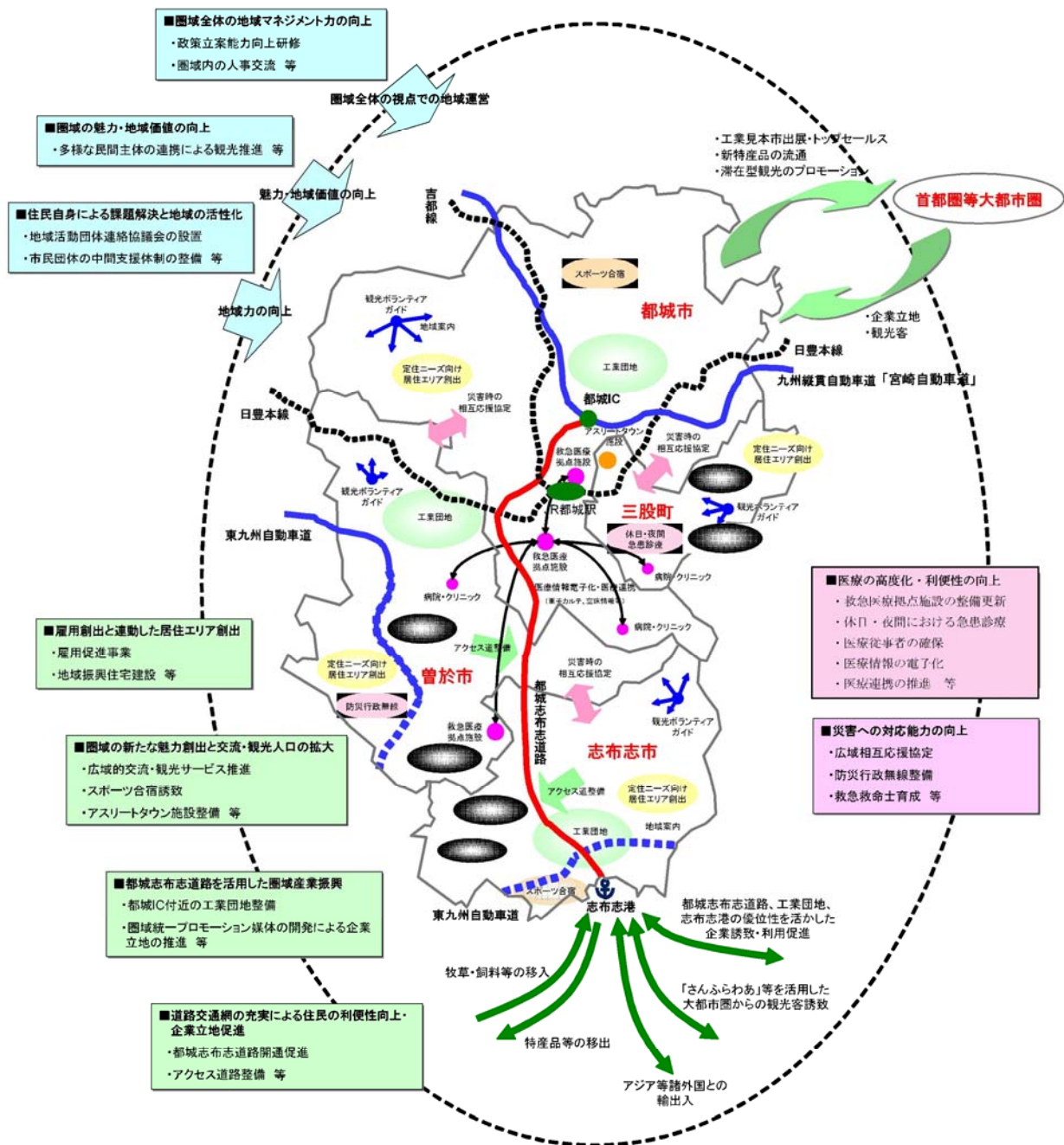


2. 関連計画

（１）都城広域定住自立圏共生ビジョン第２次（平成 27 年 3 月）

都城広域定 住自立圏の 将来像	【将来像】 歴史的・経済的に深いつながりを持つ都城広域定住自立圏は、互いの地域資源を活用した広域的かつ広範な連携により、高次の都市機能と環境や地域コミュニティが融合した、少子高齢・人口減少社会に対応可能な『集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏』の実現を目指す。 【将来像実現のための施策の実施】 事業実施 毎年度の事業の見直し 【事業実施により形成される圏域のイメージ】 そこでは、広域かつ広範な地域資源の連携により、多様化・高度化する救急医療ニーズにも対応できる救急医療提供体制が構築されるとともに、圏域を縦に繋ぐ都城志布志道路や圏域の海外戦略にも不可欠な志布志港の整備推進に伴う産業の振興など、高次の都市機能が形成されている。 また、豊かな自然や歴史にも育まれ、高齢者はもとより子育て世代の若者まで安心して暮らしている。さらに、行政と NPO や民間活動団体、或いは団体相互の交流・連携も定住自立圏構想の推進とともに深化し、新たな連携による施策も次々と展開されていく。
--------------------------------	---

【図表 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ】



（２）三股町 まち・ひと・しごと創生 総合戦略（平成 27 年 10 月）

三股町の基本目標及び数値目標	〈基本目標①〉しごとを元気にし、若者が安心してはたらける「みまた」をつくる ○地場産品の高付加価値化（ブランド化）、六次産業化による販売力の強化に取り組む、若者にとっても魅力のある第一次産業の実現を目指す。 ○蓼池地区工業団地を整備することにより、地元企業の再配置及び優良企業を誘致し、若者の雇用の場を創出する。 ○若者や女性の雇用創出に向けた就労支援の充実を図るとともに、ワークライフバランスの実現の取り組みを行う。 ■数値目標 ・企業立地による新規雇用者数 20 人 ・社会的自立期（概ね 15～29 歳）までの社会純減を 300 人減に抑制。（H17 年（2005 年）～H22 年（2010 年）370 人減） 〈基本目標②〉行きたい、住みたい「みまた」をつくる ○本町の特色ある文化・芸術活動やスポーツ振興などの各種イベント開催を通して町内外の交流人口の拡大による「にぎわい」の創出を図る。 ○移住・定住に係る不安の軽減につながる相談窓口や情報提供機能を強化し、受入体制の整備を進める。 ■数値目標 ・本町に「ずっと住み続けたい」70%（H26 年（2014 年）町民アンケート調査 62.0%） ・社会純増（転入超過）毎年 40 人を維持。（特殊要因を除く過去 10 年の平均 37 人） 〈基本目標③〉縁結び・結婚・出産・子育てしやすい「みまた」をつくる ○未婚者が抱く結婚に対する不安を緩和し、結婚したい人たちの夢をかなえる。 ○結婚後の若年夫婦等に対する経済的負担軽減のための施策の充実を図る。 ○子育て関連情報の提供推進、子育て世帯の交流促進、子育て世帯への経済的支援の取り組みを推進する。 ■数値目標 ・子育て支援 満足度 3.00（H26 年（2014 年）町民アンケート調査 2.69 最高評価点 4.00） ・合計特殊出生率 1.84（H52 年（2040 年）までに 2.07）
-----------------------	--

三股町の基本目標及び数値目標	〈基本目標④〉地域と地域、人と人をつなぐまち「みまた」をつくる ○都市圏などで開催される物産品フェアなどに積極的に参加し、三股の観光・物産・まつり・文化などの魅力を発信し、強力な「みまた応援団」をつくる取り組みを推進する。 ○地域おこし協力隊や大学機関と地域とが連携し、隊員や学生などの外の目による新たな地域の魅力を発見し、地元の小学校を核とした魅力化を促進し、他地域からの新たな人の流れをつくる。 ○中央地区を中心とした中心市街地活性化を進め、快適で安心して暮らせるまちづくりを推進する。 ■数値目標 ・物産品の販売拡大 年間商品販売額 120 億円（H19 年（2007 年）118 億円） ・過疎地域（長田・梶山）の交流人口の増 交流人口 200 人 ・中央地区人口減少率の抑制 0.3%（特殊要因を除く人口減少率平均 0.5%）
-----------------------	---

（３）三股町公共施設等総合管理計画（平成 28 年 12 月）

現状と課題に関する基本認識	基本認識 ・人口減少と少子高齢化に伴う税収減や、扶助費などの義務的経費の増大が見込まれるなか、町民ニーズの変化や適正な施設規模を充分見極める必要があります。 ・地域拠点のポテンシャルを維持しつつ、各地域に必要な機能の見直しを行い、施設の規模縮小を基本としながら総量縮減を図る必要があります。 ・未利用施設、小中学校に空き教室が生じた場合、これら施設の転用利用を積極的に行い、余剰となった施設の廃止及び除却を進める必要があります。 ・各施設の更新時には、ほかの施設との複合化や多機能化を進める必要があります。 ・大規模改修の機会には、減築などの併用による規模縮小を検討する必要があります。 ・町全体の公共施設等の最適化を実効性のあるものとするため、各施設の更新や統廃合などの実行計画を立案するとともに、全庁的な取り組み体制を構築し、計画的な維持更新を進めていく必要があります。
公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	本計画の目的を「公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現」とし、そのための基本的な取り組みとして「保有量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、公共施設（建物）と公共施設（インフラ）に分けて個別具体的な取り組みを進めます。 <pre> graph TD A[公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現 行政負担の軽減・平準化] B1[取組 1 保有量の適正化] B2[取組 2 長寿命化の推進] B3[取組 3 効率的な管理・有効活用] C1[■新規の整備は行わない ■統廃合を実施する ■改修・更新の優先順位を設定] C2[■点検・診断の実施 ■予防保全の取組 ■安全確保・耐震化] C3[■民間活力の活用 ■資産活用による財源確保 ■広域的連携 ■総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針] D[従来の施設管理] B1 --> A B2 --> A B3 --> A C1 -.-> B1 C2 -.-> B2 C3 -.-> B3 D --> B1 D --> B2 D --> B3 </pre>

3. 生活利便施設等の立地状況

3.1 医療施設の立地状況

- ・ JR三股駅や三股町役場が位置する町の中心地域、都城市との隣接地域（西部）において集積がみられ、用途地域内では概ねカバーされている状況になっている。

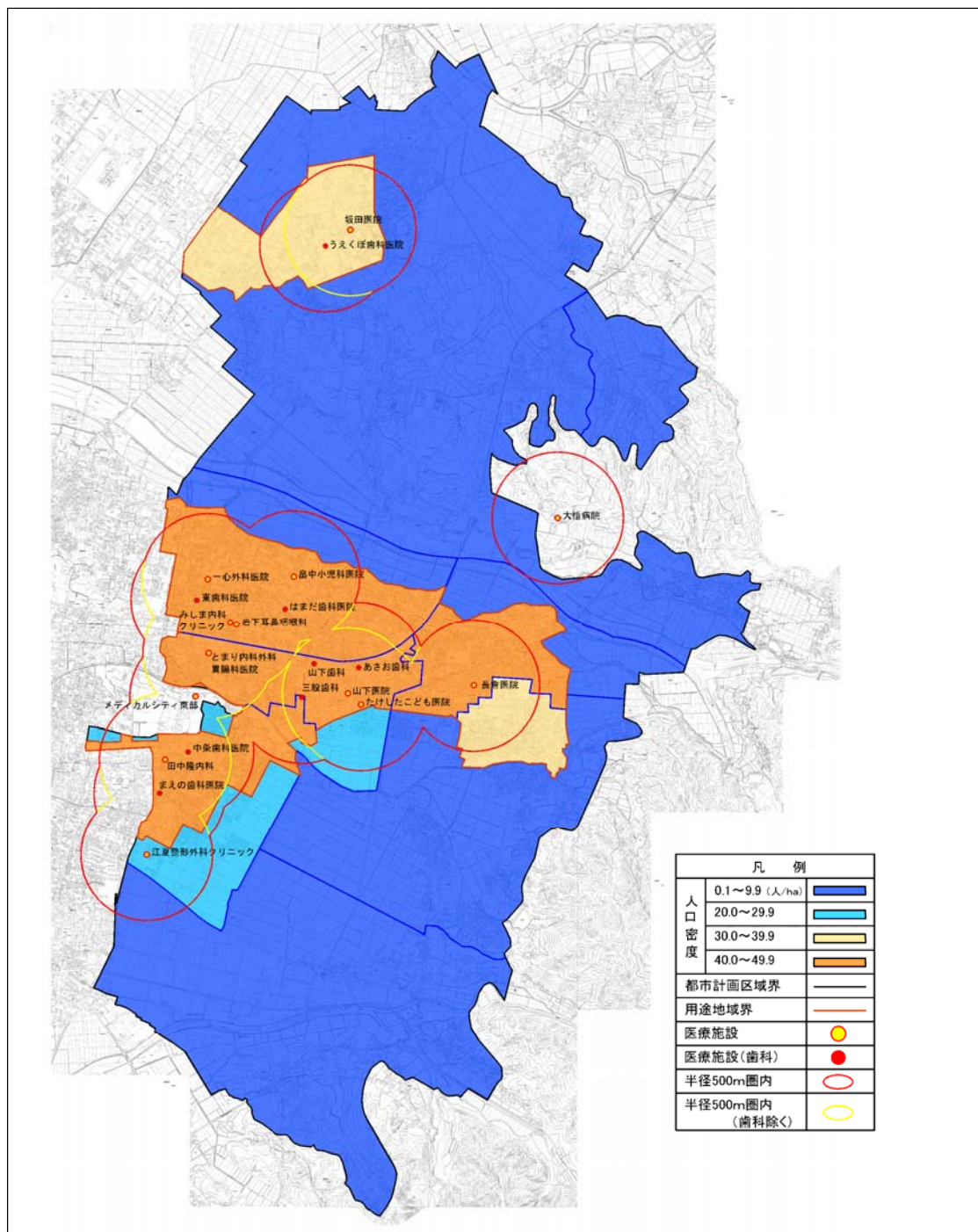


図 医療施設の立地状況

3.2 児童福祉施設の立地状況

- ・用途地域内を中心に、概ねバランスよく立地している状況にある。

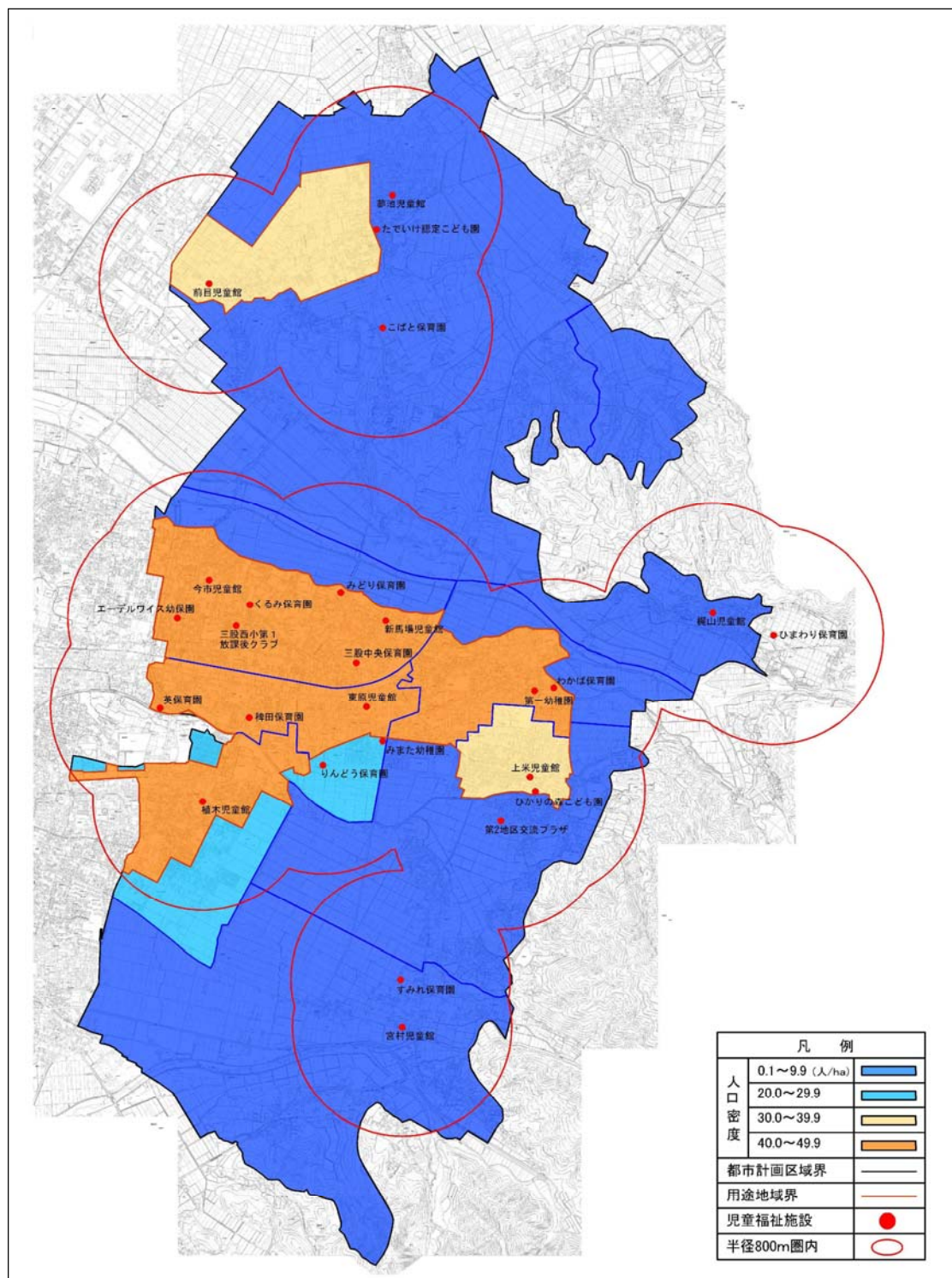


図 児童福祉施設の立地状況

3.3 高齢者福祉施設の立地状況

- ・医療施設・児童福祉施設・商業施設と比べ、最も施設の立地が充実している状況にある。

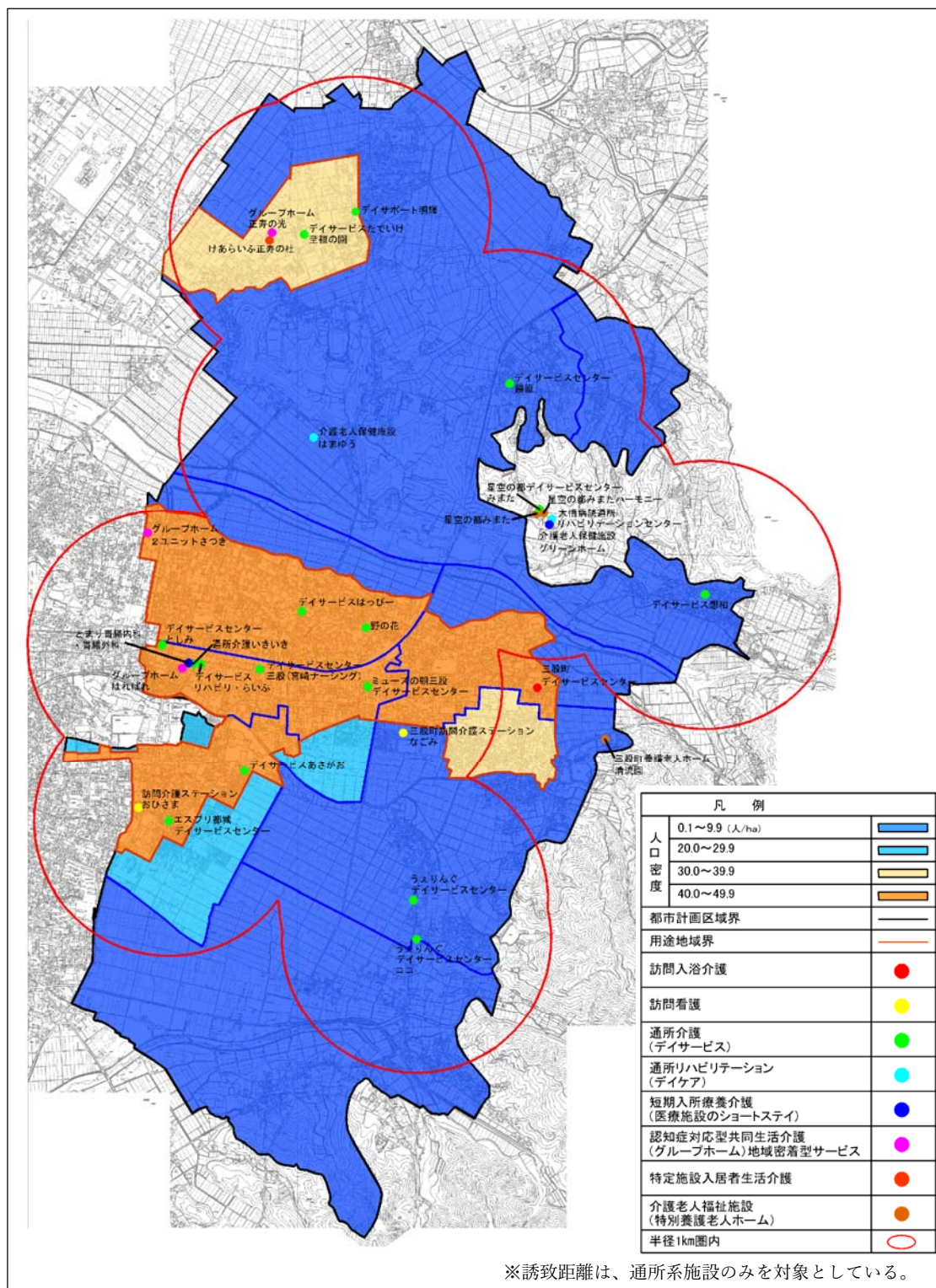


図 高齢者福祉施設の立地状況

3.4 商業施設の立地状況

- ・基本的に用途地域内において施設の立地がみられており、用途地域内においては概ねカバーされている状況にある。

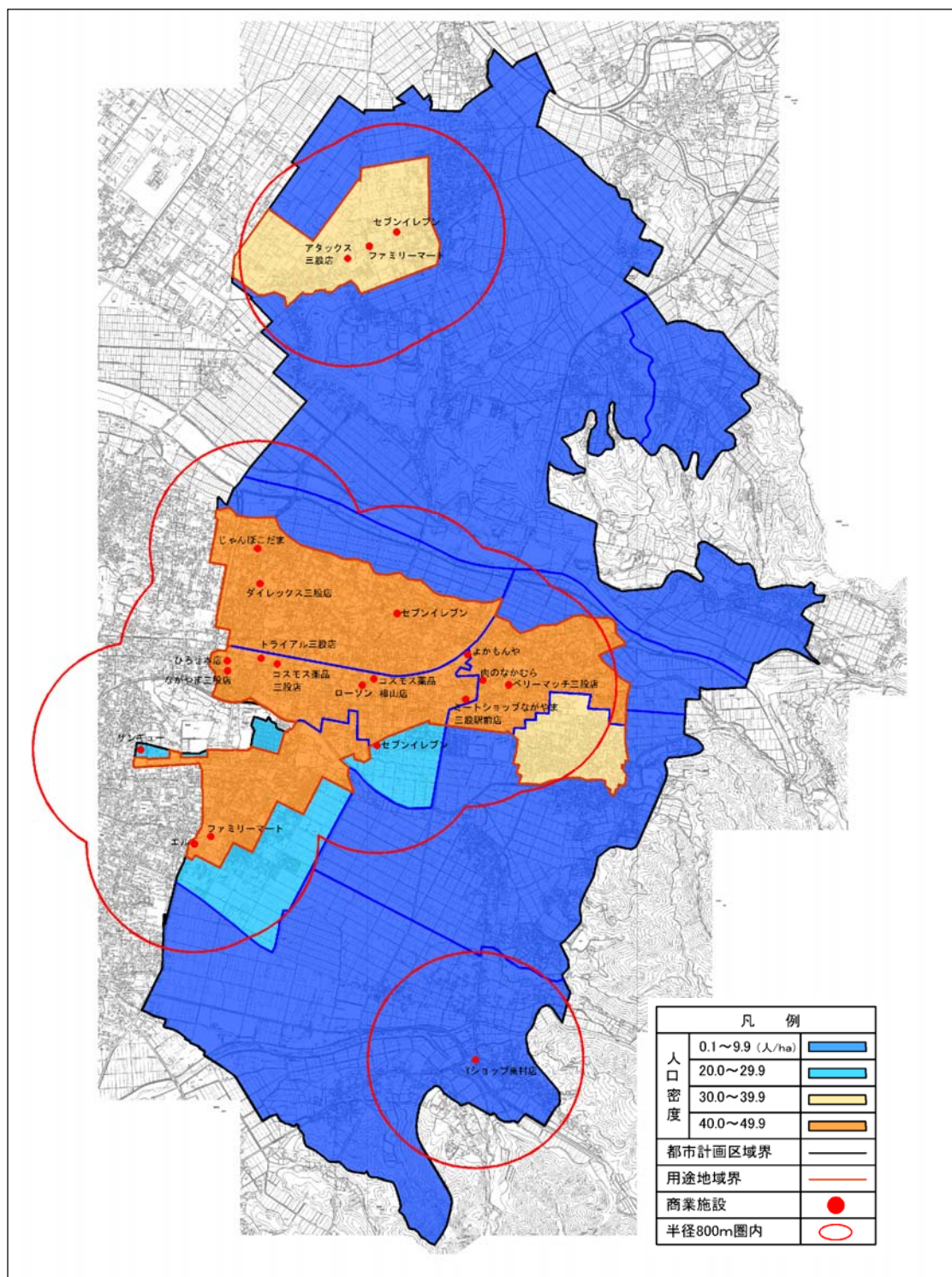
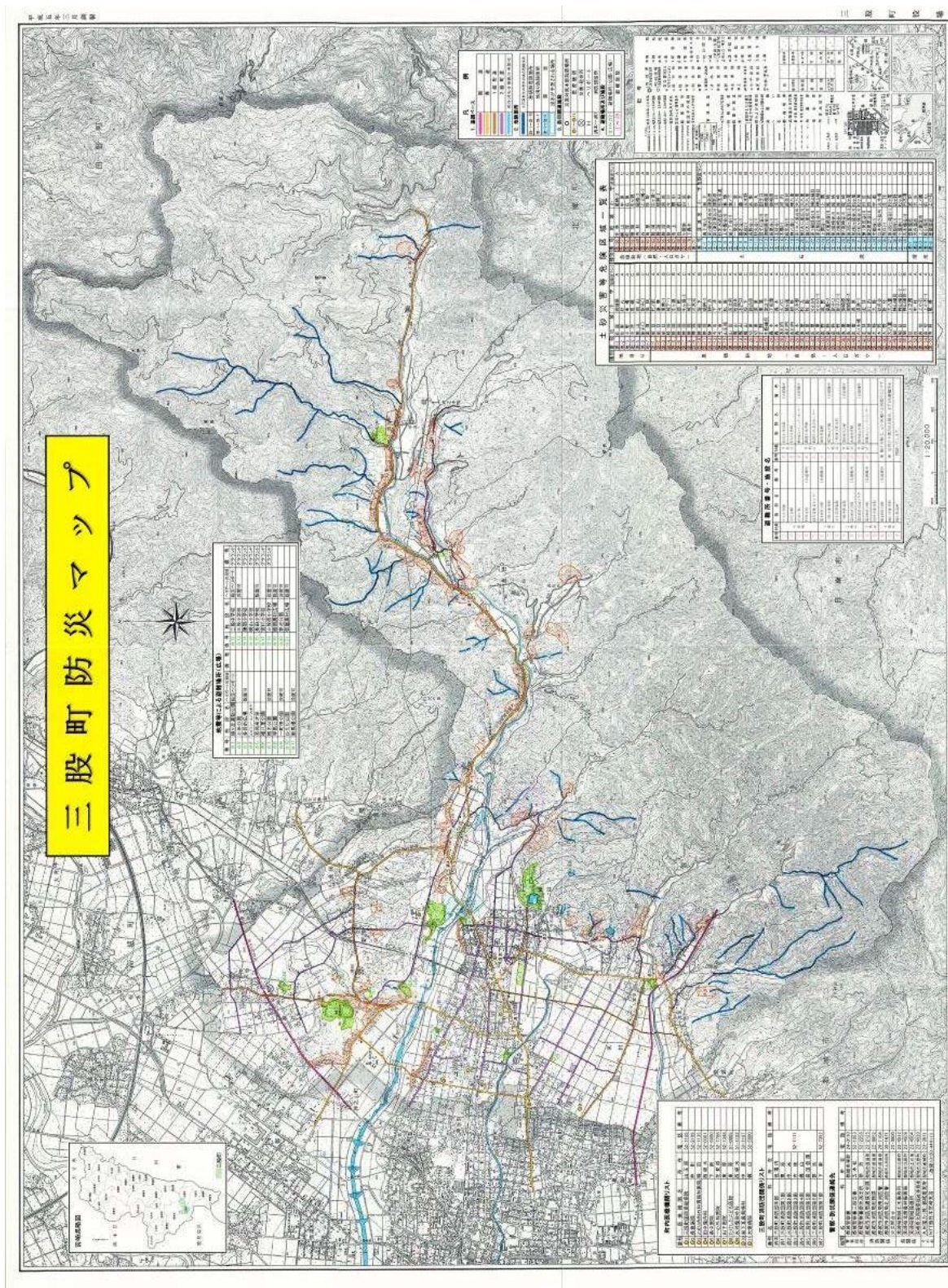


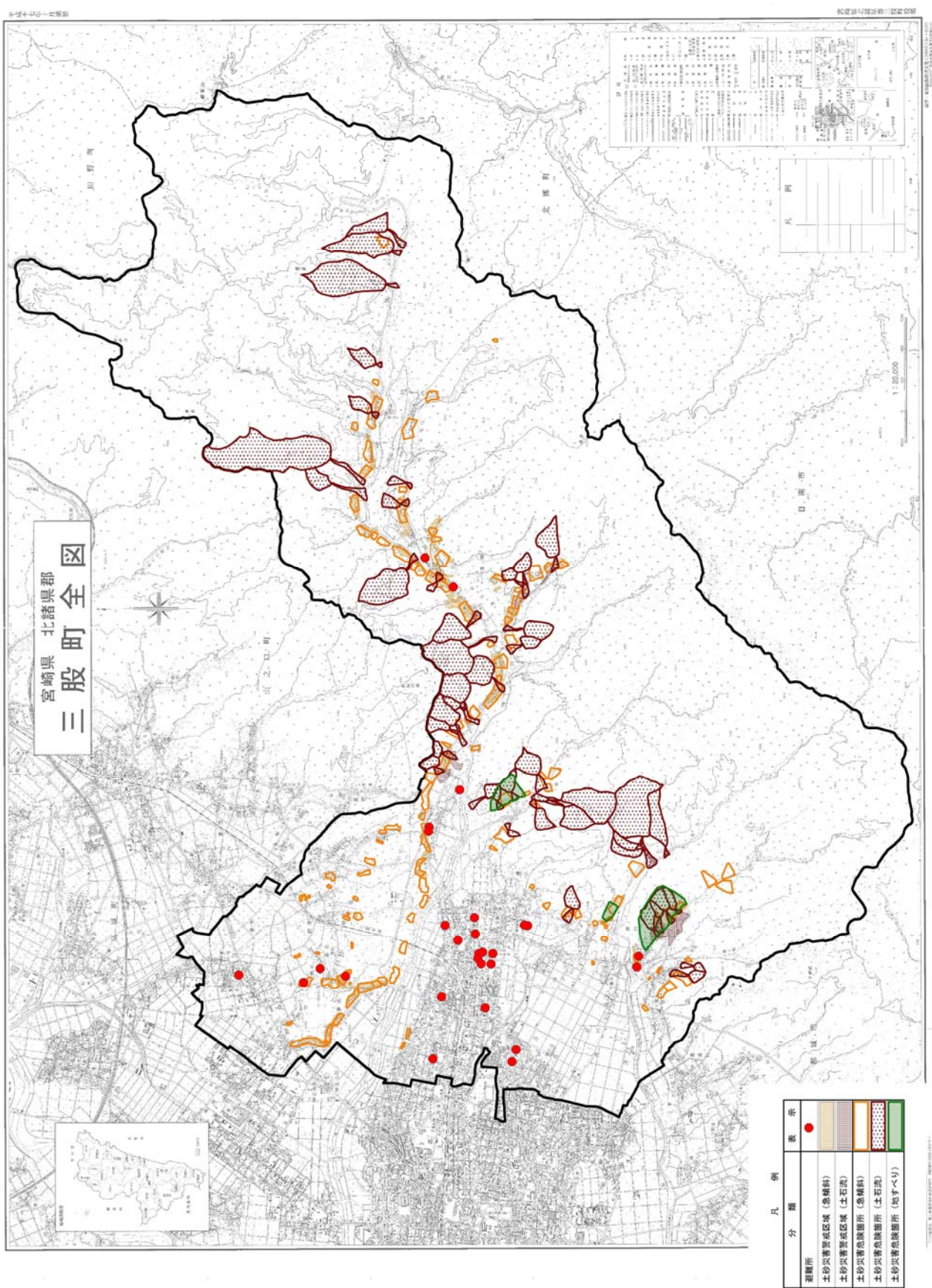
図 商業施設の立地状況

4. その他の資料

4.1 三股町防災マップ

・町南部および東部に、災害危険箇所（土石流危険箇所、急傾斜危険箇所）がみられる。





5. 三股町都市計画マスタープラン用語集

[都市計画区域(p1)]

一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があるエリアを指定した区域です。都市計画区域に指定されると、健全かつ合理的な土地利用の実現を図るために、開発行為や建築行為に対して一定のルールが課せられることになります。また、道路や公園、下水道などの都市施設を計画的に整備するための制度の活用が可能になります。

三股町は都城市と一体となった都市・生活圏として、都城市と本町のそれぞれの一部を含めた都市計画区域（都城広域都市計画区域）が指定されています。

[パブリックコメント(p3)]

公的な機関が、規制の設定などにあたって案を広く公に公表し、得られた意見や情報などを考慮した上で意志決定を行う手続きのことです。日本では、意見公募の手続き自体を指す言葉としても用いられています。

[都市計画審議会(p3)]

都市計画審議会とは、都市計画法に基づき、まちづくりに関する審議等を行うために構成される法定審議会です。

[用途地域(p6)]

都市計画区域内における土地利用の規制・誘導を図るための制度です。用途地域の指定によって、住居系・商業系・工業系など、それぞれの土地利用の計画に応じて建てられる建物の種類が決まります。

[認定農業者(p19)]

農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想（市町村が策定）に掲げる効率的かつ安定的な農業経営の目標を目指して、農家自身が農業経営改善計画を作成・提出し、市町村から認定を受けた農業者をいいます。

[土地区画整理事業(p32)]

土地区画整理法に基づいて、道路や公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業です。

三股町では、五本松・稗田・新馬場・花見原で施行しています。

[緊急輸送道路(p36)]

地震等の災害発生後に緊急輸送を円滑に行うために設定された防災上重要な道路です。

[コミュニティバス(p38)]

交通空白地域・不便地域の解消を図るため、市町村等が主体的に計画・運行するバスを指します。

[都市計画道路(p39)]

都市計画法に基づいてあらかじめ位置や幅員などが決められた道路で、都市の骨格となる機能などを果たす道路のことです。

[公共下水道(p44)]

主として市街地における下水を排除することや処理することを目的として地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するか流域下水道に接続するものであり、なおかつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいいます。

[農業集落排水(p44)]

農村集落における生活環境の向上や農業用水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理する施設をいいます。

[ライフサイクルコスト(p74)]

建設費用だけではなく、建設後の補修・改修といった維持管理費用などまでを含んだ、施設寿命期間中に必要な総費用のことを指します。

[ストックマネジメント(p74)]

施設の機能を保全するための対策等を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことを指します。

[ユニバーサルデザイン(p75)]

年齢や障がいの有無、国籍などに関わらず、全ての人が利用可能であるように計画・設計することをいいます。

[インバウンド(p78)]

海外から日本へ来る観光客を指しています。

[リノベーション(p83)]

性能を新築の状態よりも向上させたり、価値を高めたりすることを指しています。

[シーニックバイウェイ(p88)]

シーニックは景色、バイウェイは寄り道・脇道の意味の景観施策のことを指しています。



[4 R (p89)]

限りある資源を有効に繰り返し使う社会を目指して宮崎県が推進している運動。リフューズ[Refuse ごみになるものは買わない・断る]、リデュース[Reduce ごみの減量]、リユース[Reuse 再利用]、リサイクル[Recycle 資源として再生利用]の頭文字をとった言葉です。

[フードバンク (p96)]

安全で食べられる状態ではあるが、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない余剰食品の提供を受け、食料に困っている施設等に提供する活動です。